

衆議院 第六十六回国会

教育再生に関する特別委員会議録 第二号

平成十九年四月二十日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 保利 耕輔君

理事 大島 理森君

理事 小坂 憲次君

理事 中山 成彬君

理事 牧 義夫君

理事 赤池 誠章君

井脇ノブ子君

稲田 朋美君

猪口 邦子君

小川 友一君

大塚 拓君

木原 誠二君

清水鴻一郎君

鈴木 俊一君

平 将明君

土井 真樹君

長崎幸太郎君

橋本 岳君

林 潤君

平口 洋君

広津 素子君

福田 良彦君

馬渡 龍治君

やまぎわ大志郎君

山内 康一君

川内 博史君

北神 圭朗君

田嶋 要君

西村智奈美君

松本 大輔君

横山 北斗君

伊藤 涉君

河村 建夫君

鈴木 恒夫君

野田 佳彦君

西 博義君

赤澤 亮正君

伊藤 忠彦君

稲葉 大和君

浮島 敏男君

小野寺五典君

亀岡 偉民君

坂井 学君

篠田 陽介君

田中 良生君

とかしきなおみ君

中森ふくよ君

西本 勝子君

馳 浩君

原田 憲治君

平田 耕一君

福岡 資麿君

二田 孝治君

松本 洋平君

安井潤一郎君

若宮 健嗣君

菅 直人君

田嶋 一成君

高井 美穂君

藤村 修君

松本 剛明君

笠 浩史君

大口 善徳君

石井 郁子君
糸川 正晃君

保坂 展人君

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

委員の異動
四月二十日
辞任

補欠選任

同日

井澤 京子君

稲田 朋美君

稲葉 大和君

猪口 邦子君

亀岡 偉民君

木原 誠二君

とかしきなおみ君

西村 明宏君

原田 憲治君

平田 耕一君

二田 孝治君

安井潤一郎君

田嶋 一成君

松本 大輔君

笠 浩史君

赤澤 亮正君

清水鴻一郎君

同日

浮島 敏男君

土井 真樹君

坂井 学君

篠田 陽介君

田中 良生君

二田 孝治君

平田 耕一君

福岡 資麿君

猪口 邦子君

清水鴻一郎君

平口 洋君

稲葉 大和君

福田 良彦君

馬渡 龍治君

やまぎわ大志郎君

山内 康一君

川内 博史君

北神 圭朗君

田嶋 要君

西村智奈美君

松本 大輔君

横山 北斗君

伊藤 涉君

同日

篠田 陽介君

田中 良生君

平口 洋君

福田 良彦君

馬渡 龍治君

赤澤 亮正君

広津 素子君

馬渡 龍治君

井澤 京子君

稲田 朋美君

浮島 敏男君

土井 真樹君

坂井 学君

篠田 陽介君

田中 良生君

二田 孝治君

平田 耕一君

福岡 資麿君

猪口 邦子君

清水鴻一郎君

平口 洋君

稲葉 大和君

福田 良彦君

同日

篠田 陽介君

田中 良生君

平口 洋君

福田 良彦君

馬渡 龍治君

赤澤 亮正君

広津 素子君

馬渡 龍治君

井澤 京子君

稲田 朋美君

浮島 敏男君

土井 真樹君

坂井 学君

篠田 陽介君

田中 良生君

二田 孝治君

平田 耕一君

福岡 資麿君

猪口 邦子君

清水鴻一郎君

平口 洋君

稲葉 大和君

福田 良彦君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九一號)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二號)

日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外五名提出、衆法第三号)

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許法の改正に関する法律案(藤村修君外二名提出、衆法第一六号)

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(牧義夫君外二名提出、衆法第一七号)

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(笠浩史君外二名提出、衆法第一八号)

○保利委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教

育公務員特例法の一部を改正する法律案並びに鳩山由紀夫君外五名提出、日本国教育基本法案、藤村修君外二名提出、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案、牧義夫君外二名提出、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び笠浩史君外二名提出、学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、一言申し上げます。

去る四月十八日夕刻、民主党提出、日本国教育基本法案が本特別委員会に付託されました。この基本法案は、民主党提出の教育関連三法案の基礎となる法案であるとして、民主党提出の三法案とあわせて審議の対象として扱ってほしいとの民主党の御要請を受け、理事会で審議対象と決した次第であります。委員各位におかれましては、お手元の日本国教育基本法案並びに趣旨説明を御参照願いたく存じます。

なお、本基本法案は、平成十八年法律第二百二十号で公布された現行基本法を廃止しようとするものであります。

つきましては、お諮りいたします。

鳩山由紀夫君外五名提出、日本国教育基本法案につきましても、趣旨の説明を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日本国教育基本法案

〔本号に掲載〕

○保利委員長 ただいま議題となっております各案について議事を進めます。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として文部科学省生涯学習政策局長加茂川幸夫君、初等中等教育局長銭谷眞美君、高等教育局長清水潔君、ス

ポーツ、青少年局長樋口修資君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○保利委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中山成彬君。

○中山(成)委員 おはようございます。自由民主党の中山成彬でございます。

安倍内閣が最重要課題と位置づけます教育関連法案の審議がいよいよ始まるわけでございますが、法案提出に至りますまで、教育再生会議、中央教育審議会の先生方、本場に土日返上で御尽力いただきましたこと、改めて感謝申し上げます。思う次第でございます。

審議に入ります前に、去る十七日の夕刻、選挙中へございましたが、伊藤長崎市長が凶弾によって亡くなりました。助けを求めた奥様の悲痛な声がブラウン管を通じて流れておりましたけれども、奥様の無念さ、悲しさを思うと胸が張り裂ける思いでございます。こういうことは絶対あってはならないことだ、このように思うわけでございます。

そこで、安倍総理にお伺いいたします。このような暴力による政治活動あるいは言論に対する封圧、どのようなお考えか、お考えをお聞かせいただけますか。

○安倍内閣総理大臣 亡くなられました伊藤市長は、たまたま、私の地元、山口県長門市の御出身でもございました。県会議員時代から存じ上げておりました。心から御冥福をお祈りしたいと思っております。

また、奥様初め御遺族の皆様のお悲しみあるいは憤り、察するに余りあるものがあると思うわけでございます。お悔やみを申し上げますと思っております。

選挙期間中の凶行であり、これはある意味では民主主義に対する、まさに、断じて許すことのできない挑戦である、このように思う次第でございます。

選挙期間中、候補者はさまざまな危険にさらされることもあるわけでございます。私も、選挙中、火炎瓶を自宅に投げられたこともあったわけでございますが、しかし、そういう暴力には決して屈してはならないわけであります。こうした暴力は断固として撲滅をしていくという姿勢で臨んでまいりたいと思っております。

○中山(成)委員 事件当日、テレビ朝日のニュースステーションに、犯人からの、この犯行をにおわせるような、告発文みたいなものが事前に届いていたというふうに報道されておりましたけれども、このようなものももし事前に警察の方に知らされておれば、事件を防ぐことができたんじゃないかという意見もあるわけでございますが、報道機関の報道のあり方、姿勢について、総務大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○菅内閣総務大臣 お答えをさせていただきます前に、実は、伊藤市長は全国の市長会の副会長を務めておられました。私も何回となく会談をさせていただきまして、そして、この六月の全国の市長会に、多くの市長の皆さんから推挙されて、市長会長に立候補することを既に表明いたしておりました。まさにこれからの地方自治を担う極めて大事な指導者でありました。私も大変残念で、心からお悔やみを申し上げます。

今の御質問でありますけれども、テレビ朝日にありますと、夜九時のNHKのニュースで事件の内容に疑念の名前を見た番組のスタッフが初めて抗議文に気がついたとのことでありました。そもそも事前に警察に届けることができなかった、こういう報告を受けております。また、内容的にも、市長に抗議するという内容で、銃撃ということは一切触れられていなかったということでもあります。放送事業者の姿勢のあり方でありまして、人命にかかわるも、一般論でありますけれども、人命にかかわる

こうした事案については、人命を第一に尊重することは当然のことであるというふうに思います。そして、放送事業者にあつては、高い公共性が求められている、このことを自覚してこれから適切に対応していただきたい、こう思います。

○中山(成)委員 さて、安倍内閣が内閣の最重要課題と位置づけます教育関連法案の審議が始まったわけでございます。安倍内閣が誕生して半年が過ぎました。もう半年かという気持ちもおりかと思っております。その間、支持率がずっと下がりが続いていた、しかし最近、やや下げどまっている、こういうふうな報道もあるわけでございます。

私は、この間、安倍総理は、就任早々、中国、韓国を訪問して、国交正常化に道筋をつけられたわけでございますし、また、長年の懸案でございました教育基本法の改正も、それこそ五十九年ぶりに実現されました。また、これも長年の懸案でございましたけれども、防衛庁の省昇格も実現したわけでございます。さらに、憲法改正の手続法でございます国民投票法案も、先週、衆議院を通過して、今参議院で審議中でございます。このように、安倍内閣というのは、これまでの歴代の内閣ができなかったような重い課題を次々に実現しているわけでございます。

私は、以前、総理に、支持率というのは気にはしなやないけれども、しかし支持率に左右されるような政治はしてはならないんじゃないか、信念を貫いてほしい、このように申し上げたこともありますが、政権を担当されて半年、今のお気持ちを聞かせたいと思っております。

○安倍内閣総理大臣 私は総理に就任した際、戦後レジームから脱却をして、そして新しい国づくりをスタートする、美しい国をつくっていく、この宣言をいたしました。

昨年の臨時国会におきまして、教育基本法におきましては、約六十年ぶりの改正をなし遂げることができたわけであります。また、税制におきま

しても、道路財源、これは五十年ぶりの大改正であつた、このように任じているところでございます。また、防衛庁につきましては、防衛庁を省に昇格させるという決定については、党においては、自民党においては、岸内閣のときにその方針を固め、そして池田内閣で閣議決定をしたわけでございますが、自來、長い年月でできなかったわけでございます。これこそまさに、私は、戦後レジームから脱却をして新しい国をつくっていくための礎づくりではなかったか、このように思う次第でございます。

こうした礎のもとに、皆様方と、また国民の皆様と相携えて、力を合わせて美しい国づくりに邁進をしていく決意でございます。

また、外交におきましては、先般、温家宝総理が来日をされました。日中においては戦略的互惠関係を構築していくということで一致をしておりますが、主張すべき点は主張していく、我が国の国益を増進していく、そしてまた、世界の中で日本が何をすべきか、何をやっていくことが日本の、そして世界のためになるかということを明確に主張していく、そういう外交をさらに展開してまいる決意でございます。

○中山(成)委員　しかし、それにしても、本当に内外ともに問題山積だ、こう思うわけでございます。

国内におきましては、少子化対策、これも急がなきゃいけません。また、何より、今統一地方選挙で地方を回っておりますと、地方の活性化、これはどうしても力を入れていかなくちゃいかなというのを痛感するわけでございます。

また、国民に増税をお願いする前にできるだけ歳出を削減しようということで、公共事業あるいは医療、福祉の削減に力を入れているわけですが、現場からは悲鳴にも似た声が聞こえてくるわけでございます。そういう意味では、歳出削減、財政構造改革といえますか、これも安倍内閣の大きな課題である、このように考えているわけですか。

しかし、まさにこの教育改革こそが、私は安倍内閣の最も大事な課題である、このように思うわけでございます。

子供の成長、これは待たなしてございます。スピード感を持ってやり遂げていかないと、このように思うわけでございます。総理もこのことを十分自覚されて、教育改革ではなくて教育再生という強い言葉をお使いになつていくわけでございます。私も、総理の教育改革にかける決意と、いふものをお聞かせいただきしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣　私が教育再生という言葉を使いましたのは、多くの国民が、教育は今のままでもいいと思つていない、ほとんどの国民が何とかしてもらいたい、こう思つていくわけでございます。一方、日本の教育というのは、これは江戸時代の寺子屋時代を見てみましても、世界の中でもすぐれた機能を持っていた。また、戦後の教育の仕組みにおいても、機会均等ということを実現したということにおいては、まさに、アジアの国々から、日本の教育のシステムを導入したい、このように仰ぎ見られていた時代も確かにあつたのだらう、こう思います。

その意味におきまして、我々は、教育を再生していかなければいけない。未来を担う子供たち、この子供たちの将来こそが、私たちに託つて、政治において、最も将来について考えるべき課題であらう、こう考えるところでございます。

すべての子供たちが高い水準の規範意識と、そして学力を身につける機会を提供していかなくばいけない。だれでもが通うことができる公立学校の再生も、これは当然大切な課題であらうと思つてます。教育の場において、お金のある人たちのみが子供にいい教育を提供できるということであつてはならない。これはまさに格差の再生産につながつていくわけでありまして、

そういう意味におきましても、公教育の再生はもう待たなしてであらう、このように思う次第でございます。私の美しい国づくりのまず根本、基本は教育であらう、教育の再生に全力をもつて

取り組んでまいる決意でございます。

○中山(成)委員　私ごとになりますが、もう三年前になりますけれども、小泉総理のもとで、平成十六年の九月から十七年の十月まで、一年と一カ月私も文部科学大臣を務めさせていただきまして、私も、それ以前から、日本の教育、それこそ地元宮崎の東国原知事やありませんけれども、どげんかせんないかん、何とかしなきゃいけない、そういう強い思いを持っておりましたので、就任早々「甦れ、日本」と題しまして、私の教育改革の私案を発表いたしました。

これは、頑張る子供、頑張る先生方を応援しよう、そしてチャレンジ精神に富んだ子供たちを育てよう、そういう思いでございましたが、その中に、いわゆるゆとり教育の見直し、あるいは免許更新制の導入、それから全国学力テストの復活、こういったものが含まれていたのでございまして、今安倍内閣が進めようとしてます教育再生、改革の中にこれらを取り込まれていくということにつきましては、まさに我が意を得たりという感じがするわけでございます。

安倍内閣は再チャレンジということを提唱されましたが、私は、初チャレンジといえますか、最初からチャレンジをしないような、そういう無気力な子供たち、ニートとかフリーターという若者たちがふえていることについて危機感を持っております、これは何でかなと思つてはいたしましたが、これはやはり、学校現場におきまして、競争は悪だ、競争はさせちゃいけないんだ、そういう教育が問題だったのではないかな、このように思つたわけでございます。

しかし、実社会に出ますと、これはまさに大競争の時代、国際的にも大競争でございますから、余り競争という言葉を使うという言われましが、切磋琢磨するといえますか、競い合う心、このように言いかえてもいいと思つてすけれども、そういったものが今の教育に求められている、私はこのように確信しているわけでございます。

そういった中で、いわゆるゆとり教育というふうに言われているもの、これが長年続いてまいつたわけでございます。私は、このゆとり教育の理念と言われている、基礎、基本はしっかりと教えて、そして自分の頭で考え、判断して行動できる、そういう人間力のある子供たちを育てるんだという、この理念は間違つていない、こう思つていふんですけれども、しかし、OECDの学力調査、あるいは先般発表されました高校生の学力調査等によりまして、どうも読解力とかあるいは応用力、ここに問題がある、こういうふう指摘されているわけでございます。

私は、このゆとり教育の発端となりました、いわゆる受験地獄、その中で、詰め込み、受験のための詰め込みというのはこれはいけないと思つてすけれども、人生のための詰め込みといふか、そういったものは必要だと思つてすよ。

どういふことかといふと、私も、もう本心に記憶力が大分弱くなりましたが、小学校、中学校のころを思い出しますと、本当にやわらかい頭でいろいろなことが吸収できた、そう思うわけでございます。そういう頭のやわらかいときに、例えば漢文漢詩あるいはすぐれた日本の詩歌、そういったもの、よく言われますが、「少年老い易く学成り難し」とかあるいは「李下に冠を正さず」、これは政治家にとつて一番大事なことで、こういったことをしっかりと覚えておく、人生の折節に、いろいろな折々に自分たちを励ましてくれたり、あるいはしっかりと規律を守つたりとか、ある意味では人生の同伴者にもなつてくれるんじゃないかと思つてございます。

そういう意味で、私はぜひ、人生のための詰め込みということで、特に小学校、中学校のころ、ともすれば怠けがちでございますから、しっかりと鍛える。「国家の品格」で有名になりましたが、藤原正彦先生もたたき込めというのを言われていますが、本当に繰り返し繰り返し基礎、基本を教える、すり込む、そういったことが必要じゃないか、このように私は思つてございます。

義務教育の責任者でもございますけれども、安倍総理のゆとり教育についてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 ゆとり教育につきまして、まさに委員御指摘のとおりであろうと思ひます。

そもそのゆとり教育の理念、考え方は、私は間違つていなかったと思ひます。やはり人間というのは基本的にはある意味ゆとりが必要ですから、物事を深く考える力、あるいはまた、幅広い知識を求め、そしてそれを学んでいくこと、好奇心を持って、いろいろなものになぜだろうと思ひながら挑戦をしていったり、そういう知識を取り入れていくという気持ち、そうしたことをむしろ態度するにはやはりゆとりというものも大切なんだらうと思ひますが、それはまさに基礎的な知識、学力が身につくための上のものであろう。また、そうでなければ、より深く学んだり、あるいはさらに幅を広げていくということもできないんだらうと思ひます。そのバランスであらうと思ひわけでありますが、その理念自体は、私は決して間違つていなかったと思ひわけであります。

しかし、結果としてなかなかいい結果が出てきていない。つまり、子供の自主性を尊重する余り、結果として基礎学力が、どうも十分に身についていないという結果になっていたり、また、学ぶ意欲の低下につながつてしまつていゝうことではないかと思ひます。

そこで、教育再生会議から、これはやはり見直していくべきだらうと。つまり、教育指導要領の理念をしっかりと実現させていくように、教育指導要領も見直しをしていくことも大切だらうという意味において、このゆとり教育を見直ししなくてはならない。読み書き、今は、そろばんというか、計算ですね、読み書き計算、あるいは知識、技術、こうした基礎的なものはしっかりとある意味では教え込んでいくことを我々は責任を持つて行つていかなければならない、このように考えております。

○中山(成)委員 総理のお言葉をお聞きしまして、本当にほつと安心いたしました。

私は、子供たちを国家形成のための貴重な資源といふか、人材である、そういう観点も大事ですけれども、せつかくこの世に生をうけて、もちろん、中にはハンディキャップを背負つて生まれてきた子供たちもおりますけれども、そういった子供たちも含めて、やはりその子供たちが可能性を十分開花させながら、人生を幸せに送つてほしい、そのための土台をつくつてやるのが義務教育の責任だらう、私はこう思ひわけでございます、このことにつきましては、伊吹大臣、よくよくわかりだ、このように思ひつていゝところでございます。

ところで、私は、在任中、教育改革を進めるにはまず現場を知ることだ、こう思ひまして、スクールミーティングというのを提唱いたしました、小中学校は全国で三万三千校あるそうでございますが、その一％をせめて自分たちの目で見ようじゃないかと、副大臣、政務官を含め、文部科学省の幹部たちも総動員いたしまして、学校現場を訪れました。全部で四百校近くを行つたと思ひます。私自身も四十校近くを訪問させていただきました。その折は大変学校関係者にお世話になりました。改めて感謝を申し上げたいと思ひます。

いろいろな経験、いろいろな話を聞かせていただきまして、すばらしい取り組みをしているな、本当に先生方は頑張つていらつしやるな、頭が下がるような、そういう思いがございました。一方で、報告書のたぐいだとかあるいはレポートをたくさん出さないか、もう忙しくて子供たちと向き合う時間がないんだと、こういうふうな声も聞いたわけでございます。

その中で、特に先生方に強く訴えられたのは何かというところ、やはり総合的な学習の時間でございます。導入されてまだ二年ちょっとしかたつていないところでございましてけれども、一体何をしたらいいのかわからない、あるいは、本当に一

生懸命やろうとすると準備に物すごい時間がかかる、それよりも、国語、算数、そういう基礎的な教科にもつと力を入れたらいいんだ、こういう意見が聞かれたわけでございます。

まだまだ導入されて日が浅いんじゃないか、朝令暮改ではないかという批判もございましたが、私は、育ち盛りの子供たちは一日一日がとても大事だ、そう思ひまして、スピード感を持つて教育改革をやらなくいかぬ、そういう思いがございましたので、事務方に、この総合的な学習の時間を検証してくれという指示を出したところでございますが、その結果がどうなつていゝるか。これは文科大臣、お答えいただけますか。

○伊吹国務大臣 先生が文部科学大臣として御在任中に出された総合学習のあり方の見直しについては、現在、中教審で着実に審議が行われております。

ただ、その間に、先ほど御指摘がありましたように、六十年ぶりの教育基本法の改正がありまして、その改正教育基本法を受けて、学校教育法を現在国会の御審議にゆだねていゝところでありまして、これを踏まえて、教育として何を学んでもらうのかということ、もう一度新しい時代に合つた新しい学びの内容を立法院でお認めいただいて、それに従つて学習指導要領を直していきまして、その際に、今御指摘があつた総合学習、これは先ほど総理が申しましたように、基礎的なことをきつちり学んだ上で、自分の興味のあることを自主的に調べさせるとか、それを実際に応用させるといゝことですから、このことは間違つていないんです。いないんですが、なるほど、今御指摘のあつたように、現場で戸惑いがございまして、基礎学力をしっかりと上で、どういゝ形でこれを運用していかうかというところ、しっかりと中教審の答申を踏まえて、今の御注意も参考にしながら、改訂をしていゝかと思ひつております。

○中山(成)委員 もちろん中には本当にすばらしい取り組み、こういった取り組みをほかの学校に

もしてもらいたいなというふうな例も見られたので、そういったことも参考にしたいと思ひます。

教育再生会議でも、授業時数を一割増すんだ、こういうような提言もいただいておりますが、日本の年間の授業時数を見ても、小学校、中学校ともOECDの平均に比べて少なくなつております。特に国語と数学の時間が極端に少ないですね。このことを私は指摘したいと思ひます。ここに中学校の一年間の平均授業時数の調査がございまして、例えば国語、日本は九十六時間、一番多いのがフランス百六十三時間、六十七時間も差があるわけでございます。OECD平均でも百四十三時間になつていゝんですね。平均百四十三時間、それに対して日本は九十六時間。数学については、日本が八十七時間、一番多いフランスが百四十四時間、五十七時間少ない。OECD平均でも百六十六時間あります。理科につきましても、日本は七十八時間、一番多いのがイギリス百十八時間、OECDの平均が百七時間となつていゝ。このように、本当に授業時数が少なくなつていゝ。

基礎、基本はしっかりと教える。やはり繰り返して繰り返し教えないと、私たちの小さいころの経験でもそうだけれども、なかなか覚えられないんです。ですから、そういう意味で、教科書も薄くなりまして、授業時数までが薄くなつていゝというところは、これは非常に問題だ、私はこのように思ひわけでございます。

そういう意味で、私は、ぜひ、学力の向上を図るためにも土曜日とか夏休みを有効に活用すべきじゃないかと、このことを在任中から何度も申し上げてきたところでございます。特に夏休みですね。夏休みに先生方は学校に行つていゝんですね。子供たちは登校してないのに、学校へ行つていゝ。これはちょっとおかしいなと思ひます。民間の塾で、生徒たちが来ていゝのに先生方がそこに座つていゝことはあり得ない。これは、まさに公立だから、公務員だからというこ

ことになるんじゃないか、こう思うわけでござい

先ほどの、例えば総合的学習の時間なんか、こ

れは夏休みにまとめてやったらいいじゃないか、

このようなことを考えるんですけども、大臣の

見解をお伺いしたいと思います。

○伊吹国務大臣 御指摘があったように、日本の
授業時間、特に義務教育の授業時間は世界的に見
て非常に短いというのはそのとおりだと思います。
同時に、学習時間と学力との間の相関関係につ
いてはいろいろな意見があることは先生御承知の
とおりだと思いますが、現在においても、各教
育委員会の自主的な判断によって、夏休みをどう
する、あるいは朝の時間を少し早目にやる、いろ
んな取り組みが行われております。

私は、やはり、夏休み、冬休み、いわゆる長期
休暇期間と言われるものの活用が、今御指摘のよ
うに一番大切じゃないかと思えます。同時に、一
週間の授業時間をふやすということも今後考えて
いかねばなりません。特に、先般の高等学校の学
力の抽出調査でも、やはり残念ながら、日本語と
いうか自国語の読解力、理解力というのは極端に
日本はだめなんです。ですから、このあたりの
御指摘はしっかりと受けとめて、これから授業時
間の問題も考えてまいりたいと思えますが、土曜
日をどうするかということは、これはなかなか、
私は、社会全体が今週休二日制に移行している中
でどういふふうにするのか、特に、御家庭の御両
親との触れ合いの時間は子供にとって非常に大切
な時間ですので、この時間をどうとるかというこ
とも一つ念頭に置いて考えていかねばならないだ
ろうと思えます。

いずれにしろ、今般お願いしている、特に学校
教育法を立法院でお認めいただければ、今先生が
御指摘のあたりの問題は早急に検討して、授業日
数の増加の考えも、中教審にもそういう御意見は
非常に多いわけですから、実現の方向で努力をし
たいと思っております。

○中山(成)委員 ぜい国語の時間を充実させてほ

しいなと。何といつても一番、原点だと思うん
で。先ほど言いましたように、フランスはさす
がに母国語を大事にしているなと。百六十三時
間、飛び抜けていますよ。このことは大事なこ
とだと思っております。

基礎学力もそうですが、私はここで、日本の歴
史教育について触れないわけにはいきません。

今、安倍総理もいろいろと、本心に宸襟を悩ま
せているんじゃないかと、こう思うわけでござい
ますが、今、アメリカの下院におきまして、日本
のいわゆる従軍慰安婦の非難決議案が出ていまし
て、安倍総理に謝罪を求めているわけでございま
す。

この案文を読んでみますと、本心にひどいこと
が書いてあるんですよ。日本の兵隊たちが若い女
性を性的奴隷化した、そして集団的暴行、強制中
絶、性的暴力を加えた二十世紀最大の人身売買で
ある、だから総理大臣に、謝罪しろ、こういうこ
とになっていまして、日本の国民の皆さん方は余
りお知りになっていないかもしれないけれども、
まさにそれがあるいは採択されるかもしれないと
いう話になっているわけでございまして、とんで
もないことだ、私はこのように思うわけです。

そもそも、このいわゆる従軍慰安婦の問題、私
たちは、余り口にしない、そういう気持ちがあ
るんですよ、お互いに思いやって。だけれども、
国際社会において日本がそういうふうな非難を受
けているということであれば、きょうはテレビも
入っていますし、国民の皆さん方にもぜひ理解し
ていただきたい、このように思うわけでございま
す。

そもそも、この従軍慰安婦という言葉が、もと
もとなかったんですけれども、初めて出てまいり
ましたのは、一九八三年に吉田清治という人が、
自分は済州島において慰安婦狩りをした、強制連
行した、こういう本を書かれたんですね。それ
で、ある新聞が大々的なキャンペーンをいたしま
した。そして、それがひとり歩きしたんですね。
不審に思った韓国の女性の、これは記者で

ございますけれども、済州島に行つて実際調査し
たら、そういう事実はなかったということがはつ
きりしたわけです。それで、後には、この吉田清
治さんという方も、実はあれはうそだったという
ことを告白されたわけですけれども、これがひと
り歩きをしている。これはまさに国際的な大きな
問題になっているということを私たちは知らなけ
ればいけない。

そしてまた、日本の弁護士が韓国に行きまし
て、だから従軍慰安婦の訴訟をしませんか、こう
いう募集をしたんですね。ですから、この問題と
いうのは、日本人がまた種なんですよ、はつき
り言つて、日本人がまた種。

そして、私は日本の外交にも問題があったと思
いますけれども、歴代その場しのぎの対応をして
きた、そのことが、今安倍総理の本当に胸を痛め
ていることなんじゃないか、このように実は考え
るわけでございします。

はつきりここで申し上げた方がいいと思います
けれども、私は三つのことを申し上げたいんです
ね。

一つは、今は私たちは考えられませんが、当時
は公娼制度というのがございました。いわゆる売
春というのが、これは商行為として認められてい
たわけですね。そのことを私たちはまず知らな
きやいけません。

二つ目は、この慰安婦と言われる方々、ほとん
どは日本人だったんですね。日本の女性だったと
いうこと。

私は、浅田次郎さんという作家、大好きなんで
いつも読んでいますけれども、一番最近の、買
いました本、これは「月島暴情」という本でございま
すが、最初にこういう文章がございします。

明治二十六年の巳年の生まれだからミノと名
付けられた。ふるさとの村には同い年のミノが
何人もいたが、一回り上にも大勢いたはずの同
じ名前の娘たちは、ミノが物心ついたときには
みな姿を消していた。ひとつ上りのタツも、ふ
たつ上りのウノの場合もそれは同様だから、世

代を超えた同じ名の娘はいなかった。
雪がとけるころ何人もの人買いがやってき
て、小学校をおえた娘たちを連れてゆくのだつ
た。

行先のほとんどは上州が諏訪の製糸工場だつ
たが、とりわけ器量の良い娘は東京へと買われ
た。そういう娘は値ががうから、果報だと噂
された。

こういうふうな文章があります。

私の郷土宮崎、ゴルフのダンロップオープンが
開かれるシーガイアというところがございします。
佐藤棟良さんという方がつくられたんですね。ど
も、残念ながら、バブルの崩壊で外資の手に渡り
ました。四十近い、自分が手塩に育てたそういう
会社も全部売られてしまった。

その方から、この前、手紙が来ました。八十八
歳になった、元気だ、しかし、自分が一生懸命
やったあの施設がまだまだ赤字らしい、何とかみ
んなの力で観光宮崎を少しアピールしてほしい、
そういうふうな思いでございまして、創業者とし
て大変つらい思いをされたと思うんです。自分の
育てた企業が買われてしまった。

その文章の一番最後に、こういう言葉がありま
した。私は、小学校のときに同級生の女の子が売
られていったことを忘れることはできない。多
分、私は、佐藤さんの好きな女の子だったんじや
ないかなと。このことを八十八歳にもなつてまだ
思い出している。そういう時代だったということ
を私たちは知らなきゃいかぬと思うんです。

三つ目に申し上げたいのは、これは総理も
しよつちゅう言っているけれども、悲惨な境遇の女
性たち、同情を禁じ得ないし、本当に大変だった
んだらうと思う。そのとおりでございまして、
この言つたところにも書いてあります。苦界に身
を沈めてなかなか逃れられないくさんの方がい
らっしゃったことも事実でございします。

しかし一方で、そうでないところというのもある
わけでございまして、これはまさにアメリカの
資料にあるわけですが、第二次世界大戦

中、日本が占領したところを次々にアメリカが取り返していきまして、奪い返していった。ビルマの戦線でアメリカの情報部が調べた記録が残っている。

それによりますと、慰安婦の一月売り上げが千五百円、これを経営者と慰安婦で半々、五分五分で取っていた。だから、七百五十円、慰安婦の手取りだった。当時、日本の一般の兵隊さんたちの給料というのは七円五十銭、軍曹が三十円だったそうでございます。七円五十銭と七百五十円、百倍の違いがあるわけですね。私たちの給料が今三十万とすると、三千万ですよ。やはり、こういうもうかる商売であつたということも実は事実でございます。

先ほど、日本の弁護士が韓国に行つて、従軍慰安婦の訴訟をだれかしませんかと言つて、手を挙げた方がいらつしやいます。その女性の方は、実はもう一つの訴訟も起こしてました。これは何かというと、戦後、預金封鎖された、これを返してくれ、そういう訴訟でございました。その金額は、何と二万六千円でございます。二万六千円、当時の貨幣価値からいいますと、千円あると豪邸が建つたのであります。だから、二万六千円というのはいかに大きな金額であつたか。こういう事実もあるわけでございます。そういうことも日本人としてしっかりと知っておかないと、私は何を申し上げたいかというと、安倍内閣は、美しい国と言われます。この日本に住む私たちも本当に美しい日本人になりたい。学力も規範意識も大事です、しかし、気概を持たなきゃいけない、気力を持たなきゃいかぬ。そういう意味で、日本人同士、信義を大切に、何といつても先祖を敬うことも私は大事だと思うわけでございます。

本当に、大変な思いをされた女性の方々の尊厳を大事にすることも大事ですけれども、日本人の尊厳、特に、前の大戦で命を落とされたたくさんの方々の方々、あるいは広島、長崎、さらに大空襲で命を落とされたたくさんの方々の日本人、あるいは満州で百五十万の方々が悲惨な体験をされ

た、そういったことについてもやはり思いをいたして、私たちは国づくりをしなきゃいかぬ。そういう意味で、ちよつと時間をとりましたが、申し上げたところでございました。

そこで、伊吹文科大臣に質問したいんですけども、ことは高校二年生の教科書の検定がございました。その中で、歴史教科書の中に、まだ従軍慰安婦とか強制連行という言葉が残っているんです。安倍総理、我々ははずつと、この言葉を何とかなくしたい、なかつたことが教科書にあるんだから、なくそうという運動をしてきて、幸い、中学校の歴史教科書からこの文言は消えました。しかし、高校にはまだ残っている。私は担当課に聞きました、どうして残っているの。いや、小中学校と高校は違うんですよ。何が違うのか。小中学校の教科書は無償だけれども、高校の教科書は有償だから、余り文科省としては強く言えないんだと。私はあきれました。

検定制度というのはそういうものですか。有償、無償で違うんですか。お答えいただきたいと思ひます。

○伊吹国務大臣 文科科学省のどの者がそういう表現をしたのか、私は、そういうことは私の部下は言っていないと思ひますけれども、少なくとも、日本という国は議院内閣制で動いているわけですから、今、自民党、公明党が政権を担っております。しかし、民主党さんが政権をとられる場合もあるでしょうし、共産党さんが日本の政権をとるという可能性も否定できないわけで、おのこの政党のイズムでもって教科書を云々するということは、私は適当なことじゃないと思つております。したがつて、先生御承知のように、教科用図書検定審議会という、客観的な判断をしていただく、学問的、中立的判断をしていただくところの判断を、家永判決においてもそうですけれども、文科科学大臣は尊重をするというか、その意見によつて検定の合格を判定する。したがつて、今回のことについても、安倍総理も私も、検定について一言の言葉を挟んだこともありません。政

権が変われば教科書の内容が変わるほど日本は怖い国であつてはならないと私は思つております。ただ、大切なことは、一方的な思想によつて教科書の事実がゆがめられていくことだけは正さなければいけませんから、書かれていた内容について両論あるという場合は、両論を必ず併記してもらわなければならない、あるいは、一方的な記述はやめてもらわなければならない。そのことだけは、これから白紙の状態であつていく子供には、しっかりと中立的立場で教科書というものを客観事実に沿つてつくり上げていくということだと思ひます。

いろいろ政治家の、特に最近の歴史を見る目は、政治家も日本国民も一人一人違つて私は思ひますので、おのおののイズムによつて批判をした、逆に、おのおののイズムによつて検定結果を逆の意味でまた批判するということも、私はあつてはならない。ですから、家永裁判においても、どのように判決は行われているかということ、学術的、教育的、専門的判断であることとされ、文科科学大臣は可否の決定は同審議会の答申に基づいて行われるものと。私はこれを忠実に理解し、実行してまいりましたので、両方の立場から批判を受けるというの、私は、私の職責からいえば当然のことだと思つております。

○中山(成)委員 戦後六十年たちまして、今まで封印されていたいろいろな記録等がだんだん出てきていますね。それに基きまして、いわゆる歴史研究家、その方々の研究も進んでおります。私は、そういう意味では、歴史的な事実、これを客観的に勉強してほしい、検定に当たられる方々が、私は伊吹大臣の立場はよく理解できます。ですから、文科省の職員も、そういう検定に当たられる方々も、本当に、そういう意味で、新しいいろいろな研究家の研究成果、こういうことについてもしっかり学んでほしい、勉強してほしいということを要望いたします。そして、安倍総理ぜひ、日本人というのはすぐ謝るんですね。謝ると、謝つたのに許さないのは

けしからぬといつてまた怒られるぐらいですけれども、国際政治においては、謝つたら、ではどうしてくれるんだと、賠償はどうするんだという話になるんです。我々日本人というのはそういう意味で本当にダブルスタンダードの中で生きていかなきゃいかぬなと、こう思ふんです。

しかし、言われたことについて違つたら反論しないこれは認めたことになるわけですから、やはり美しい国は強くなきゃいかぬです。そういう意味で、これからは我々は、違ふことについて、間違つたことについてはやはり反論していく、そういう勇気、強さも私は必要だと、このように考えているところでございます。

ところで、そういう国際化といひますか、どうも日本人というのは井の中の蛙みたいなところがあります。なかなか国際化になじみにくい。その中で、私は、ぜひ英語教育について、これは大臣にお願いしたいんです。

以前、シンガポールに行きましたとき、あそこは高校を卒業すると三カ国語がその中に入っているというのです。

先ほど私は英語の重要性を言いました。国語には本当に力を入れなきゃいかぬが、この国際化社会においては、やはり英語はどうしても若いうちに、特にネイティブの先生方に耳から、口から教わるのが一番大事なことじゃないか、こう思ふんですけれども、大臣の見解をお聞きしたいと思ひます。

○伊吹国務大臣 先ほど先生から、日本の国語の大切さがお話しされました。フランス人というのはフランス語を大変大切にしておりますね、おつしやつたとおり。私は苦い経験があるんですが、私はフランス語が堪能じゃありませんので、パリで英語でフランス人に話しかけたんですよ。そうしたら、すばらしいオックスブリッジ・イングリッシュで、私はフランス人なので英語がよく話せませんと、英語でびしやつとやられた経験があります。

今、まず美しい日本語をしつかりと学ぶ、これはやはり小学校では私は基本だと思えます。現在の学習指導要領には、自国の文化、歴史をマスターして、進んで国際感覚を養うという言葉の中で英語教育が行われているわけです。ですから、ネイティブスピーカーのような人で、各国の言葉、いろいろな表現がある、そしてそれによって各国いろいろな生き方がある、こういうことを小学校から十分学んでいただいたら結構だと私は思いますが、いわゆるアルファベットの文法的英語を小学校から教えることがいかにどうかについては、これはやはり日本語の習熟度と合わせて、授業時間が限られておりますので。

私の経験からしても、余り早く英語を学んだ人が、必ずしも大きくなってから英語がうまいとは思わないですね。この辺のことも少し参考にして。しかし、国際感覚を身につけるということだけは、例えばおはようという言葉でもいろいろな表現があるんだということをしっかりと耳から学んでいく、そして自分も話せるぐらいのことは小学校でやつてもよろしいんじゃないでしょうか。

○中山(成)委員 まさに、小さいころから英語に、英語だけに限りませんが、そういう外国語に体でもつてなじんでいくというのは大事なことだということはお理解いただいたと思います。

時間が余りありませんので、二つほど、政府案と民主党案の違い、これについてちょっと御質問いたしたいと思います。

学校現場を回って見まして、やはり教育は人なり、教師力を高めていくことが一番だと、このように本当に思いましたけれども、先生というのは学校を卒業して先生になるとずっと先生なんですね。だから、ついついマンネリになってしまう。ですから、日々研さんを積むんだ、きのうよりきょう、きょうよりあした、子供たちに教える教え方もうまくなりたい、子供たちから本当に親しまれる先生になる、そういう努力をしてほしい、こういう気持ちでございまして、そこで免許更新制というのを私自身も提唱したわけでございま

す。しかし、実際、実施に当たってはなかなかこれは課題があるなということも事実でございまして、いろいろ苦労されているんじゃないかと、このように思うわけですけれども。

民主党案では、まず、十年ごとですけれども、百時間、政府案は三十時間ですね。しかし、三十時間でも大変だと思うんですね。大体、年間十万人ぐらいが講習を受けることになるんじゃないですか。だから、そのコストをどうするかとか、あるいは場所をどうするか、校舎をどうするか、授業に穴はあかないかと、いろいろな問題があると思うんですけれども、大臣の見解をお聞きたいと思えます。

○伊吹国務大臣 このことは本会議でも民主党の野田筆頭理事から私に御質問がありまして、私はお答えしたんですが、民主党の御提案なすつていることが現実的に可能であれば、百時間というのは三十時間よりいいに決まっていますと私は思います。問題は、授業に穴をあけないように長期休暇の期日を利用しながらどこまでやれるのか、それから、百時間ということに対する財政負担がどの程度要するのかというようなことを考えますと、私は、野田先生にお答えしたように、いいことなんだけれども、実現可能性が、財源的あるいは人事管理上可能なかなという気がいたします。

ただ、別の立場からいうと、三十時間で十分なのかという批判も当然できるわけでして、したがって、まず三十時間の内容を充実させて、そして民主党の皆さんの御意見も審議の中で何わせていただいて、内容をしっかりとつづけて、いや三十時間で足りないということなら、四十時間にすれば、あるいは内容がこれでよかったという御評価を受ければさらに内容を磨いていくか、少し国会審議を私は大切に聞かせていただきたいと思います。

○中山(成)委員 ぜひこれから、その制度構築に当たっては、いろいろな意見等を聞きながら進めていただきたいと思います。もう一つの民主党案との違いというのは、教育

委員会制度です。ね。

教育委員会制度のあり方につきましては、私たち自民党もずっと議論をしてまいりました。そして、例えばいじめ問題の対応で見られたように、いろいろな問題はあっても、改善すべき点はあるけれども、しかし、教育の中立性、継続性、安定性という面から見まして、教育委員会というのは必ず各地方公共団体に置くべきだ、こういう結論を出したわけでございます。政府案もそうなっているわけでございますが、文科大臣としてどう考えられるか、お聞きしたいと思います。

○伊吹国務大臣 基本的に、教育というのはやはり国民の意思によって行われるべきだと思っております。したがって、国民の意思は、憲法上正当な選挙で選ばれたその代表をもって主権というものは行使されるわけですから、国会が決めたことに従って粛々と行われる、これがまず原則だろうと思います。

ただ、先ほど来申し上げているように、日本の統治のあり方というのは議院内閣制をとっておりますので、政権を持っている政党の思いだけでこれをやってはいけないという自戒を常に私は持ちながら文部科学大臣を務めております。であるからこそ、地方の実情その他を勘案しながら、地方に実際の実施権限をゆだねている、これが教育委員会制度だと思います。

民主党案では、教育委員会、中立的な第三者機関としての執行機関である教育委員会の権限を自治体の長にお渡しになるということになっているわけですが、自治体の長というのは、安倍総理がおられて失礼ですが、各議員が選んでいるという総理ではないんですね。直接選挙で選ばれる大統領の選挙なんです。この選挙には、いろいろな各政党が候補者を応援して、知事は民主党の知事が勝ったとか自民党の知事が勝ったとかいうわけですから、特定の政党の色がやはり出てくる可能性があるわけですね。

であるからこそ、それをチェックする議会というものもしっかりと地方自治の力を発揮してもら

わなければならぬけれども、同時に、教育委員会も中立的立場でしっかりとやってもらわねばならない。この機能が、必ずしも地方議会の機能と教育委員会の機能が十分発揮されていないところに、いじめの問題とか未履修の問題とかいうことが起こってきている。

ですから、私はやはり、教育委員会を再生して、教育委員会にしっかりとやっていただくという形で地方での政治的中立を担保していきたい、その方が現実的じゃないかと考えて今回の御提案をした次第です。

○中山(成)委員 ぜひ教育委員会、例えば教育長が先生上がりである、だからついつい入れ合いになつていくとか、そういうようないろいろな弊害もあるわけですから、そういうところにもしっかりと目を配ってこの教育委員会制度についても改革をしていかないかぬ、こう思っております。時間がなくなりましたので、最後に二つほど、これは陳情になります。

一つは、学校栄養教諭ですね。せっかくこういう制度をつくりました。まして、最近のいわゆる生活習慣病、こういったもの。子供たちが、もう最近肥満がふえている。あるいは、スナック菓子と清涼飲料水だけで塾に行くとか、そういう意味では本当に子供たちの食生活が乱れているというような話もあります。ぜひ、この学校栄養教諭をもっともっとたくさん配置していただくように大臣の方からもお願い申し上げたいと思えます。

最後が、先日地元の市長から陳情がありまして、たけれども、地元の救急病院、ここを、どんどん大学の方から先生方が引き揚げられてしまつて、もう本当に救急医療が不可能になりつつある、これでは地域医療が崩壊すると。これは全国どこでも実は発生しているわけでございまして、これは、何といつても研修制。どうしても都市部の民間病院での研修を受けたい。まあ、気持ちはよくわかるんですけれども、そういうことから、地方の大学の医学部附属病院におきまして医師不足を生じているわけでございます。

これは、市とか県だけではなくても対応できません。ぜひ国の力、国の援助が必要だ、こう思うんですけれども、ぜひこの辺のところは文科大臣だけでは済みませんので、厚生労働大臣とも力を合わせてよろしくお願い申し上げたいと思います。

時間がなくなりました。今回の教育再生、とても大事なことでございます。ぜひ充実した審議をしていただいて、それこそスピード感を持って教育改革に当たっていただきますように心からお願い申し上げます、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○保利委員長 次に、小坂憲次君。

○小坂委員 自由民主党の小坂憲次でございます。

私の前任者でございました中山元文部科学大臣の後に、大臣の順番のごくまた質問の順番を与えていただきまして、このような機会を得ましたことにまずもって感謝を申し上げますと存じます。

私は、今回の学校教育法を初めとした教育再生三法案の提出をひたすら心待ちにいたしておりました。と申しますのも、小泉内閣の最後の文部科学大臣といたしまして、昨年の通常国会で、六十年ぶりの教育基本法の提出大臣として、その立場を与えていただきましたので、何とか成立させたいと思っておりましたが、残念ながら時間切れで継続審議になり、安倍内閣発足とともに、伊吹文部科学大臣によりまして、昨年の臨時国会でこの教育基本法を成立していただきました。

教育基本法が成立すれば、次なるステップは、これを現場にどのように適用していくかということでございます。このような中で、安倍総理が、教育再生こそ安倍内閣の最重要課題である、このように述べられたことは、私にとって我が意を得たり、まさに国民の期待するそのものであると思っております。安倍内閣の支持率が向上し安定をしてくる、このようになるのは、これは、安倍総理が常に教育こそ最重要課題

とその主張を貫いておられることが国民に理解され、その期待の中に、安定した政権のもとでしっかりと改革をやつてほしい、この期待にかならない、私はこのように考えております。そういった中で、この学校教育法を中心とした審議の冒頭に、私は、若干哲学的な論議になるかもしれませんが、教育とは何かということについて私なりの見解を述べ、また、総理と文科大臣の御意見を賜りたいと思うわけでございます。

私は、教育というのは、人類が人間としての長い営みの中で得た知恵あるいは知識、そしてまた文化というものを、これを人として生まれた我々が継承し、そして、その中に新たな知恵や知識を加えてまた後世へつないでいく、そういったことを学んで、みずからの周りの環境、自分を取り巻く環境、存在と言った方がいいかもしれません、そういったものと調和してともに生きていく力、そういうものを身につけさせることであらう、こう思うのであります。

自分を取り巻くものというのは、大きな外側からいえば、宇宙かもしれません、あるいは地球であります、そして国家であり、地域であり、家庭であると思ひます。生まれた人間の側から見れば、家庭というのは基礎的な、最も身近な、自分を取り巻く環境であり、地域であり、そして国家、世界、地球と広がっていくわけであり、とするならば、私は、まずもって自分の一番身近な存在に対する、家庭というものの重要性をそれぞれ人間として認識をしていくことが必要だと思っております。最近、この家庭を初めとした自分を取り巻く環境あるいは組織、国家といったもの、こういったものに対する帰属意識というものがどうも希薄になってきたのではないかな、少なくとも、私が子供のころと比べても大分希薄になったように思ひます。そのことが、今日、教育を再生させようとするときに一番考えなければならぬことになってくるのではないかな。すなわち、家庭における生活を規律する、生活習慣の規律、そしてまた地域社会における、その

地域社会との調和、また地域社会の教育力、そういったものを再生させることがやはり教育の再生につながる。地域力、地域社会の力、コミュニケーション力というものがやはり人間を育てる大きな力を持っていると思ひます。ところでございます。こういった自分を取り巻くものを大切に思い、そしてそれを自然に愛するようになること、これが、やはり今私どもが教育として心がけていかなければならないものの一つだろうと思っております。

教育基本法にありますが義務教育の目標は、すなわち今回の学校教育法における義務教育の目標になつてくるわけでございます。改正教育基本法の内容を受けた、より明確、具体的なものとなつていくことを、私もこの審議の中で明らかにしていきたいと思っております。そもそも、この義務教育の目標の明確化というのは、そこにお座りの保利元文部大臣が持論として常におっしゃっていたことであり、私もそれを学ばせていただいているところでございます。

私は、この帰属意識が希薄になつたことを正し、家庭を大切に思ふ心、そして愛する心、また近隣を愛し、地球を愛する心となつていく、そういった流れをぜひこの教育再生の中で実現していただきたい、そのように思っております。ただ一方、家庭や地域、国といった、自分が帰属するものを大切に、愛する心を持つことは重要でありますけれども、学校における指導において内心の自由を侵害してはならないということ、私も教育基本法の審議の中で答弁としても申し上げましたし、これは重要なことだと思っております。

学校教育法の義務教育の目標においてこれらがどのように規定されているのか、また、ただいま申し上げました教育とは何かについて、総理並びに伊吹文部科学大臣の御所見を賜れば幸ひであります。

○安倍内閣総理大臣 昨年の臨時国会で成立をいたしました改正教育基本法、これはまさに、小坂

文部大臣、伊吹文部大臣の合作であらう、このように思うわけでありますが、教育の再生は、我々が国民からまさに期待されている、そして今やらなければならない、これは私の確信であり、信念でございます。

その中で、ただいま委員が御指摘になった、我々が何に帰属をしているかということでございます。

人間は一人では生きていけないわけでありまして、自分が何者であるのか、そして何に帰属をしているのか。何に帰属をしているかということ、先ほど申し上げましたように人間は一人では生きられないわけであつて、両親がいて家族がいて、そして自分をはぐくんできた環境があり、地域の人たちがいるでしょう。そして国もあり、そしてまた連続の中での長い歴史や伝統また文化というものもあるだろう、このように思ひます。

そうしたことに思いをいたすことは、これは自分が帰属するものへの愛情、愛着であり、そしてまたその中から、やはり公共の精神の大切さ、自律の精神の大切さということにも初めてつながっていくということではないだろうか、私はこう考えるわけでございます。

そういう中において、教育基本法、新しい教育基本法の中においては、いわゆる道徳心とともに、国や地域を愛する心、愛する態度を涵養するということが明記されているわけでございます。

そして、当然また、家庭、家族の意味、意義も明記をしているわけでございます。学校教育法の改正案におきましても、義務教育の目標として、新たに、家族と家庭の役割の基礎的な理解を養うことや、我が国と郷土を愛する態度を養うことを明確に規定しているわけであります。学校における指導の充実を図つてまいりたい、このように思ひます。

いわば、当たり前のことを当たり前にしっかりと教えていくということではないか、このように思ひます。

○伊吹国務大臣 保利元文部大臣を初め、私の前任者である小坂先生に至るまで、まさに、教育基本法の井戸を掘りつた方々であつて、最後に、私は締めくくりに水を飲む立場になつたわけですが、これから実は、その水を使つて、いかに日本の子供たちを元氣な子供につくり上げていくかという大きな本質的な作業が待つてゐるわけです。

今おつしやつたことは、教育についてよく言われる二つの面を的確にあらわしておられると思います。一つはやはり、ありていに言うと、日本が将来において活力ある国として発展をして、そしてそれを支える品性ある国民として、日本が世界に評価される国民をつくるんだという観点がちろん一つあります。しかし同時に、一人一人がこの世に生をうけて生まれてきた限りは、自立した個として、個人として生きていける人間をつくるんだという二つの考えが教育には常にあるわけです。

これは必ずしも対立した概念ではなくて、先ほど総理が申しましたように、家族の一員であり、社会の一員であり、会社の仲間であり、日本の国民であり、地球、世界の一人である。自分のわがままを言えば自分の乗っている船が沈むんだという観点は常に持つていなければならぬ。しかし同時に、自分の乗っている船の船長の一存で、必ず、個に対して、このように動かなければならぬという命令をするということについては、常に謙虚でやつていくことだと思います。

ですから、私は保守主義的な考えをとつておりますが、保守主義の考えの原点は、自分が今考えていることが、長い間かかつて祖先が積み上げてきた経験、実績から見て本当に正しいんだらうかという謙虚さを常に持ちながら現実を考えていくということに尽きるところで、すなわち、先生の御指摘になつてゐる、まさに、しかし内面に立ち至つちやいけないよとおつしやつたのは、そういうことだと思ひます。

ですから、この二つは拳々服膺しながら、小坂

大臣が御提案になつた法案を汚さないように頑張りたいと思つております。

○小坂委員 ありがとうございます。すなわち、我々は、我々を取り巻くものによつて生かされてゐるということをしつかり認識しながら生きていくことだと思つております。

さて、学校教育法の改正案で示されました義務教育の目標を各学校において実現するためには、具体的な教育内容が定められる学習指導要領のあり方が重要でございします。今後は学習指導要領の早急な改訂が期待されるわけでございますけれども、現在、中央教育審議会で学習指導要領全体の見直しが進められてゐると理解いたしておりますが、今後どのようなスケジュールで改訂を行うのか。

そしてまた同時に、もう一つあわせてお伺ひしたいのは、新しい学習指導要領ができれば、当然、教科書もそれを踏まえたものに改訂をされる必要があるわけでございますけれども、前例によりまして、学習指導要領の改訂後、教科書の編集に一年、そして検定に一年、そしてまた採択に一年、そして印刷をして現場に出てくるのは四年目ということになります。

いかにも、このスピードの時代に、改訂をされて、それが現場に行くまでに四年もかかつてしまふというのは、これはどうも私はおかしいと思つておりまして、私の任期にあるうちに、なぜこんなにかかるのか、これを短縮することをぜひともやつてもらいたいということ、中でも、検定に一年というのは、全面改訂の場合もありますけれども、その場合であつても、できたものから次から次へと進めていけば一年を短縮することは可能であらうし、また、採択に一年というのも、これも長過ぎる。これも合わせて、両方で一年に短縮することも可能であれば、トータルで三年になる。さらに縮める努力をすればいろいろと方法もあるだろうということ、検討を現場に指示してまいりました。

そういったことで、あわせて、この短縮に関し

て文部科学大臣の御意見を賜れば幸いであります。

○伊吹国務大臣 先ほど中山委員からも御質問があり、大臣のときの御指示も中教審に出ていたわけですが、さきの国会で教育基本法が改正をされましたので、その教育基本法だけで学習指導要領という大臣告示を改正するには、私は、やはり少し謙虚で慎重でありたい。ですから、学校教育法を立法院の御審議にゆだねてゐるというのはそういう意味でございします。

この学校教育法が立法院でお認めをいただければ、特に基礎的な知識の確実な定着、それからそれを活用する力、先ほどの総合学習ですね、それから、総理から、やはり我が内閣の思いとして日本人にぜひ確立をしたいという御指示を受けている規範意識の確立、こういうものを、学校教育法を受けて、各学校種、つまり小学校から高等学校までの間にどういふふうに関り振つていくかという学習指導要領を今中教審で御審議いただいておりますが、しかし、立法院でこの法律を認めていただけないのに行政が勝手にこれを認めてゐるのは日本の統治のシステムからできません。この法律の成立を待つて中教審の最終的な答申をいただきたい。ぜひスピード感を持つて御可決いただければありがたいと思つております。

それができますと、その内容に従つて教科書がつくられる、そして学校現場への通知が行われていくわけですから、教科書の作成あるいはその検討についても、今御注意があつたようにスピード感を持つて達成をして、教育の最終的な効果が出てくるのは、私は、ここにいらっしゃる者ほとんどがこの世にいななくなつてからだと思いますけれども、しかし、むしろ安倍内閣としてやらねばならないことは、その素地だけは必ずつくり上げるということでございます。

○小坂委員 今後の学習指導要領の改訂に当たりましては、学力の向上というのはその一つの大きな目標になるわけでございます。

今月の二十四日に、四十年ぶりになります。

全国学力調査が実施をされることになります。この調査は、私の前任者の、当時の中山文部科学大臣が諮問されて、答申を受けて、私がこの具体的な実施についていろいろと議論をさせていたございました。

この調査を学力向上にしっかりと生かすことが大変重要だと思つてございしますけれども、また、学力を向上させるためには、単に調査するだけではなくて、それから得られた現状に対する認識を、新たな効果的な教育手法や、あるいはICT、いわゆる情報技術を活用して進めていくことが重要であると私は思つております。

実は昨日、私は、北京で開催されましたガバメント・リーダーズ・フォーラム・イン・アジアという会議で基調講演のために、トンボ返りをしてまいりました。

同フォーラムには、日本から、教育再生会議のメンバーでもあります陰山英男先生も行つておられまして、お話をいろいろと聞いてまいりましたけれども、陰山先生の持論であります、学力向上のためには早寝早起き朝御飯、それからまた読み書き計算の反復学習、百算計算、あるいは脳トレーニング、また特に欠かせないのは読書である、そして漢字学習も非常に脳の活性に役立ち、また知能の発達を促すということをおつしやつておられますし、私もそれは事実であらうと思つておる者の一人でございます。

ICTの活用の重要性について、私も基調講演の中で述べてまいりました。

総理は、教育再生、そして教育こそ内閣の重要課題とおつしやつております。ぜひともこの機会に、教育予算の充実にともなひ、こういったICTの機器、例えば電子白板、黒板と言われないで、白の白板と言つた方がいいのかもしれません、また、タブレットPCというような、コンピュータの画面に書き込んだものがそのまま認識をされ、それが、例えば漢字の書き順とかそういったものが、コンピュータによつて指導を受けて、下手な、教え方が余り上手でない先生より

は機械の方が的確に教えてくれるということもこれからあるかもしれませんが、そういったことにも使えるような機器が出ておりますし、また、先生が使っているパソコンの画面をプロジェクトターで生徒が同時に見て学習をするというようなこともやはり効果的な学習方法の一つだと思っております。

こういった新たな学習方法や、ICT機器の活用のための予算の充実に活用について、総理並びに文部科学大臣の御所見を伺いたいと思っております。

○安倍内閣総理大臣 私も全く小坂委員と同感でございます。二十一世紀の産業革命と言われるIT、ICT技術の登場において、我々はこの技術を活用していくことができるかどうか、これはまさに日本の将来がかかっている、私はこのように思うわけでございます。

当然、教育の現場もそうである。まさに教育の現場こそ、未来を担う子供たちでありますから、この新しいICT社会に順応していく、また、このICTを活用してよりわかる授業を展開していくことは当然大切であり、私たちは取り組んでいかなければならない、こう認識をしているところでございます。平成十八年に策定したIT新改革戦略においても、ICTの活用による学力向上を重要な目標の一つに掲げているところでございます。

ちなみに、陰山先生が、試験的に全国で幾つかの地域で、学力の向上を目指して、先生が言っておられる早寝早起き朝御飯等々を活用して学力の向上を図っておられるわけでありますが、そのどこでも顕著な成果が出てきているところでございます。河村理事の地元でも、小野田でも、短期間のうちにそのような成果が出てきているということでございます。我々は着目をしていかなければならない、こう思っております。教育における予算もやはり充実に図っていかねければならない、こう考えているところでございます。

○伊吹国務大臣 ただいま総理がお答えしたこと

ですべてが尽きていると思えますが、特に、先ほど中山理事からも御質問があったような、外国語の教師ですね、確保が非常に難しいような場合は、今先生のおっしゃったような電子的なメカニズムを利用するということは非常に私は有効だと思います。諸外国、特にアメリカ、イギリス等と遜色のないところまで私は来ていると思えますが、もう一步、追いつくという勢いで、ひとつ御指摘を受けとめてやらせていただきたいと思っております。

○小坂委員 私も、実は講演の中では、日本は、努力している目標を掲げ、その達成に邁進をし、着実に実績を上げていく、こう講演したのでございます。

ところが、その後、ビル・ゲイツさんと対談をする機会がございまして、二人で話をしている中で彼から言われたことは、なぜそんなに日本はパソコンの教育における活用がおくれているのか、もしかするとアジアで真ん中より下の方だ、むしろおくれている方に入っているんじゃないだろうか、こういう指摘を受けました。

私は、ビル・ゲイツさんに提案をしたのは、これからぜひともビル・ゲイツさんにやってもらいたいのは、アジアやアフリカや、これから開発途上、発展途上にある国々の子供たちに、我々、もう既に次のステップへ進んでいる国の古いコンピュータを、いわゆる福祉として、ODAとして供給をして、そしてその国の語学学習、国語の学習やあるいは勉強に役立てるような、そういうエードをしてほしい、それを、最近のオペレーティングシステムというのは非常に重いものですが、メモリとかそういうのをたくさん食ってしまうんですが、もっと軽いもので、そういった国の、電力が少ないところでも使いやすい、そういう環境をつくって提供するような、そういうことをマイクロソフトの力ならできるとは思いますが、そういうことを提案したわけでございますが、それに対して返ってきた言葉が、それにしても日本の教育現場のコンピュータの使用率が非常に低い

こう言われてしまいました。私も、事実、昨年の四月に、キャンペーンとして全国に訴えたことは、やはり、交付税になって地方に行っても、その受け取り手がICT活用による教育というものに認識がないと、それがコンピュータに化けないで別のものに化けてしまうというところになりますので、それを非常に強く感じたわけでございます。

この点について、総務大臣もきょうはおいででございます。それから、当時、私は竹中大臣と二人でビデオに登場しまして、今後はやはり教育現場にはそういうものが要る、交付税をしっかりとその方面にも使ってください、こう言ったのでございまして、いかがですか。特に通告はないでございしても、総務大臣の御意見を伺えれば幸いです。

○菅国務大臣 私どもは、交付税の計算の中で、しっかりと、そうしたICT分野、教育機材、そうしたものが入っているということとを都道府県の財政課長会議等で説明をさせていただいておりまして、さらにこのことについてはしっかりと対応させていただきたいと思っております。

○小坂委員 さて、ただいま伊吹大臣から、英語教育でもICTの活用が考えられる、そのとおりでございます。ネットイブな発音を同じレベルで全国あまねく提供しようとしたら、まさにこれはICTの活用が一番適していると思えます。

ところで、その英語教育なんでもございますが、先ほど中山大臣がお話になっておりました。私も、英語教育の必要性を説いている者の一人でございます。私が申し上げているのは、脳科学の面からいっても十二歳が言語脳の臨界期だ、すなわち、それ以前に学んだものはいわゆる母国語として認識をされ、そして身につけていく、しかし、その臨界期を過ぎると、その認識がなかなかしにくくなって、翻訳脳というふうに移ってしまつて、これは別の外国語を翻訳しながら認識するというところで、ワンスステップふえてしまうんだという意見も聞いたことがございます。私は、これを

科学的に実証することが必要だと思っておりますし、今、その科学的な立証はかなり進んでいると思っております。

私は、日本人全員にべらべら英語をしゃべれということを言うつもりは毛頭ございません。そしてまた同時に、日本語の大切さはだれよりも感じている。丁寧語、敬語、これもしっかりと使えるような日本人を育てていくことは必要である、そのように思っております。しかし、日本語の学習がもしおろそかになり始めていくとしたら、それをしっかりとさせること、国語の学習力をしっかりとつけることは当然のことでありまして、それと、英語を学んだからそれがおろそかになるかということとは別の問題であると私は考えております。すなわち、柔軟な子供の脳は、複数の言語をあたかも母国語のように認識して把握することができる、私は信じております。

欧州の、EUの皆さんというのは三カ国語を学んでいかなければなりません。英語、ラテン語とは全く違うような、フレイッシュというような、フィンランド人の言葉もありますし、あるいはいろいろな言葉がありますが、英語と、そして近隣の語学と、三カ国語はいわゆる小学校の段階からみんな学んでおります。先ほどの三カ国語の話は中山大臣もおっしゃいました。

私は、英語をコミュニケーション手段として使えるようになる子供をやはりつくっていききたい。コミュニケーション手段というのは、文法がわからなくてもいいんです、書けなくてもいいんです、耳から入ったものをオウム返しにして相手に通じた、その通じたという喜びを味わってほしいんです。それが語学学習の基礎、好奇心を養うことにつながって、その次のステップへ行けると思うからであります。

私は、「国家の品格」をお書きになった藤原正彦先生が反対をされていることも知っております。しかし、英語の学習というのは、我々は少なくとも三年から六年、みんな英語を学んでいるはずなんです。日本人は、なのに、どうして英語に

こんなコンプレックスを感じたり、あるいはしゃべれない国民がこんなにできちゃったんですか。これはやはり、私は、答えは一つ、教える方が悪い、これしかないんだと思っておるんです。であれば、違う教える方を研究すべきだ。その一つが、やはり小学校から英語活動をする、英語に親しむこと。

中教審の答申でも英語教育の必要性を説かれ、そして、この英語学習というものの、英語活動等の学習を進めることを言っております。これは、課程として教えることは必ずしも必要ではない。すなわち、課程というのは、成績をつける、ランクをつけて評価をするということである。そうではなくて、評価はしなくても授業の時間としてしっかり持つて、そして、そこにおけるコミュニケーションとしての楽しさを子供に学ばせてほしい、私はこれが必要だと思っております。

隣の韓国、中国を初めとしたアジアの諸国は、英語学習を強化し、国際社会に互角にディベート、議論のできる国民を育成し、そして送り出して、自国の政策を反映しようとしております。そういう人間が出てくると、その下地をつくることはやはり必要であらうと思っております。全員がべらべらしゃべる必要もないです。しかし、学びたいと思った人の基礎をしっかりとつておくこと、これは私は教育として必要なことだと思っておるわけでございます。

国際会議に出るとよく感じます。日本の代表は通訳を必ず連れてまいります。他の参加者は、中国であれ韓国であれ、英語で会議に参加をしております。どうしても通訳を使いますと一周おくれの議論になってしまいます。相手がもう既に済んだ議論を、通訳を通じて聞いた日本の参加者は手を挙げてもう一回そのことを述べる、議論が少し引き戻されるわけであります。しかし、みんな、国際社会でありますから、当然協力の精神で聞いてくれます。しかし、お昼休みや休憩時間にそのテーマをまたそれぞれ英語で直接話し合っている人たちの輪にはなかなか入れない。とすると、

日本の主張している政策は反映しにくくなっているという結果になるわけでありまして、そういうことを私は考えるところでございます。

この結論については、ぜひとも御理解を賜りたいということにとどめさせていただきたいと思っております。

さて、最近の、いじめや子供の自殺の問題あるいは子供の安全に関する問題など、学校には組織的に対応しなければいけない多くの問題が山積をいたしております。今回の政府が提案をしました学校教育法の改正案では、副校長、主幹教諭及び指導教諭の職の設置が規定をされております。どのような趣旨で新たな職を置くことにしたのか御説明をいただきたいとともに、文部省が実施をいたしました教員実態調査では、教員は、子供たちの教育に携わる、かわる業務以外にも、調査統計や教育委員会への報告書の作成など、いわゆる学校事務業務も同時に行っております。

高等学校には、学校教育法施行規則の第五十六条の三で事務長を置くことが義務づけられております。一方、小中学校には事務長が置かれておりません。小中学校に事務長を置いて学校の事務を担当する体制を強化すれば、教員の事務業務の負担が軽減をされまして、教員が子供たちと向き合う時間をつくることができ、そして、最大の課題でありますこの教育再生にも資することになると考えるわけであります。この点につきましてもあわせて大臣の御所見を賜りたいと思っております。

伊吹国務大臣 もう小坂委員に申し上げるまでもないことだと思いますが、社会が大きく変わってきて、これは豊かな社会の宿命のようなものだと思いますけれども、核家族化が進んで、そして共働きという現実があつて、同時に、そのことが地域社会の形成を非常に難しくしておりますから、従来の家庭と地域社会の教育力、しつけ力というのは極端に今低下をしておりますね。それがすべて学校に期待をされているという重荷をまず学校の先生は背負っているわけです。それにプラスをして、先ほど来おっしゃっていた事務の負担

その他いろいろございます。

一方、一番大切なことは、御指摘のように子供と向かい合う先生であつてもらいたい。そうすると、先生の定員をふやすのか、あるいは、少し、先生がやっている仕事を外部にアウトソーシングして出していくのか、あるいはボランティアのような方々に学校の中へ入っていただいてやるのか。いずれにしても、予算と人が要るわけですね。その中で、今回、学校教育法でお願いをしている副校長、これは校長から任せられた職務をみずから権限で処理する職務。それから、校長から任せられた校務の一部を取りまとめて整理する職務として主幹を置いていく。こういうところへ事務の仕事ができるだけ集中して、その他の先生は子供と向かい合えるようにしようという、現在の人員と予算の中で工夫をしたやり方なんです。

これだけで私はすべてが解決するとは思っておりません。ですから、事務長を置くとか、こういうやり方も大切だと思います。これは、総務大臣がおられますが、単費でやってくれる能力がある、財政力がある自治体もあるんですけれども、大部分のところはなかなかそこまではいかない。ですから、行革法で教員定数は縛られておりますから、これをどうするか。それから、骨太の方針で義務教育国庫負担金等の削減の流れが決まっておりますから、これをどうするか。そういうこともあわせて最終的には考えなくちゃいけないことなんです。

とりあえず、現在与えられている制度の中で、担任の先生をできるだけ生徒と向かい合わせるための仕組みとして法律上お願いをしたい、こういうことでございます。

小坂委員 事情は私もわかりますけれども、やはり、教育こそ最重要課題と掲げる安倍内閣としては、総務大臣もおいででございすけれども、定員の強化または予算の充実をあわせお考えいただきまして、事務長を置いて、新たに設けられる主幹教諭及び指導教諭もやはりそれぞれ生徒と向かい合う時間が必要でございすので、事務長の

ような形でこれに取り組むこともぜひとも御一考いただきたい。お願いを申し上げておきます。

さて、今回の改正案には、学校による積極的な情報提供が規定されておまして、学校が保護者や地域の方々に積極的に情報提供することは、学校、家庭、地域の連携を強化する上で極めて重要なことであると考えております。

その具体策として、放課後子どもプラン、これは、私が文部科学大臣のときに当時の川崎厚生労働大臣あるいは猪口少子化担当大臣と相談をして創設したものでございすけれども、その趣旨は、従来から文部科学省が実施をしてきた、空き教室を使った地域子ども教室と、厚生労働省が実施しております放課後児童クラブ、いわゆる学童保育を、一体的にあるいは連携して実施することによって両事業を充実発展させようというものであります。

お金のある家庭、すなわち経済的な余裕のある家庭は塾に子供を通わせられるが、経済的な余裕のない家庭は塾にも子供を通わせることができないという格差を生まないように、こういった場において、いわゆる二〇〇七年問題で大量退職される中におられる、すばらしい知識をお持ちの方あるいは教員のOBの皆さんに現場へ出ていただきたい、こういった活動を支援していただきたいというプランでございす。

この学童保育関係の皆さんの中には、これは学童保育の、いわゆる児童クラブの機能を低下させるのではないかと懸念をお持ちの方もいらっしゃると思います。しかし、私どもは、それは間違いだ、誤解であるというふうに申し上げたいと思っております。文部科学省及び厚生労働省は、関係者にこのような懸念を持たれることのないように、十分連携して関係者に説明を行い、むしろ児童クラブで提供する空き家あるいは場所が見つからない場合に、学校の空き教室を積極的に提供して経済負担も軽減するなどの方法を講じていただいて、両省の予算の有機的な活用をしてこのプランを全国に広げていただきたい、このように考えております。

すが、今後の取り組みについて大臣の御決意を伺いたいと思います。

○伊吹国務大臣 これは小坂大臣時代の大変いい仕組みだと高く私自身も評価をさせていただいております。

金を持つている保護者の子供が塾へ通うという以上に、先ほど申し上げたように、核家族と少子化のもとでは、授業が終わった後、子供はひとりぼっちで居場所がないんですね。これがやはり子供の将来にとって一番私は望ましいことではないと思うので、ここで、お母さんがパートやお仕事から帰ってこられるまでの間の居場所を持つて、共同生活を送り、規範意識を持ち、学びをし、体験学習をしていく、これは非常にいいことで、私はすばらしいことだと思っています。

確かに、自治体によつては、教育委員、教育長が非常にやり手のところは教育委員会の方が先に立ちやったり、保育の方からは不満が出たり、児童館の方々から不満が出たりするという実情をよく私も伺っておりますし、現地も私は見に行つたことがあります。

ですから、今御注意があつたようなことが起こらないように、特に厚労関係の地方自治の流れと文部科学関係の地方自治の流れがセクショナリズムに陥らないように、児童が主役なんですから、そのことをしっかりと事務局にも申し渡してございまして、よく両省協力をして、児童生徒のためにいい組織をつくりたいと思っております。

○小坂委員 だんだん時間も迫つてまいりましたので、次の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案について若干質問したいと思っております。

今回の改正案では、都道府県知事が私立学校に関する事務を行うことに当たりまして、教育委員会に対し助言または援助を求めることができることとされております。教育委員会の専門的知見を私立学校行政にも活用するということは大事なことでありまして、さらには、国立大学附属学校との連携も進めるべきと考えております。

例えば、具体的な例として申し上げますと、現在、警察や関係機関から得た不審者情報、犯罪情報などを、携帯のメールあるいは電子メール等を活用いたしまして公立学校に伝える仕組みを構築している教育委員会もあるわけでありまして。しかしながら、このような情報について、教育委員会は、公立学校に提供はするけれども、私立学校あるいは国立の附属学校の父兄から要望された場合には、これを提供する仕組みにはなつておりませんと言つて断つたような事例がございました。私は、これについてぜひとも是正してほしいと言つて、今はもう是正をされてきたと考えております。今後、こういったことをしっかりとやっていただきたいと思つておられます。

同時に、地教行法の改正に当たりましては、昨年秋以来、いじめ問題や高校の未履修問題における教育委員会の対応が問題の背景としてありまして、国の権限強化がそれとも地方分権かという二者択一の論調が見られたところでございます。

しかし、国の責任と地方自治というのは対立的にとらえるものではなくて、むしろ、地方分権を進めるためにも最後は国がしっかりと責任を果たすという担保が必要でありまして、今回の改正内容についても地方自治を侵害するものではない、このように考えているわけでございますけれども、この点につきましてもどのように認識をされているか、総務大臣の御所見を承りたいと存じます。

○菅国務大臣 今回の地方教育行政法の改正は、いわゆるいじめ問題への適切な対応など、内閣の最重要課題であります教育再生、この実現に向けた関係法令の一環であるというふうに思つておりますし、私どもとしては、自治事務について認められた関与の範囲内である、こう考えております。

改正案では、教育委員会に対する文部科学大臣による指示は、生徒等の生命身体保護のため、緊急の必要がある場合に限定されております。あるいは、是正の要求についても、教育を受ける権利の侵害がある場合に限り、文部科学大臣が教育委員会に対して講すべき措置の具体的内容を示して行

う、このようにされております。

いずれにしても、内閣の最重要課題であります教育再生と地方分権、これは両立をし、この二つとも強力に推進できるものと考えております。

○小坂委員 これも言つておけばよかったんですが、総務大臣おいででございますので、先ほど中山大臣からもありましたけれども、栄養教諭については、私も食育基本法の代表提案者として、食育問題の推進のために、学校における栄養教諭の役割というのは非常に重要だと思つておりますので、定員等ぜひとも御配慮を賜りたいとお願ひだけ申し上げておきたいと思ひます。

さて、今回の審議に当たりましては、民主党の提案者から提出されております。民主党に一件お聞きしたいことがあるわけでございますが、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案、この法律案を見させていただきますと、教員免許に關しまして、現在教員の養成というのは、短期大学から大学院まで、それぞれの大学が、その特徴を生かした多様な教員を養成することを基本としているわけであります。一方、民主党案では、教諭の免許状を修士の学位を有する者におのみ授与することとしておるわけでございます。

現在、教育学系の修士課程の定員は、国、私立大学合わせても四千六百名程度しかございませぬ。平成十八年の教員採用数は、公立学校だけでも二万二千人以上であるわけでございまして、特に幼稚園教諭につきましても、多くの学生が短期大学相当の二種免許状を取得して採用され、そして、幼稚園教諭の場合は約八割が短大卒でございまして、わずか数年の在職で退職しているのが実態になつております。

こういったことをかんがみますと、この御提案は一つの考え方としてはあり得る提案と思つておりますけれども、また、私は、民主党の提案者の皆さんはそれぞれに、私が教育問題についてまじめな議論をするに大変ふさわしい皆さんだ、ぜひとも議論をしたい、こう思つている皆さんでござ

いますので、そういった皆さんの御提案として配慮したいと思ひますが、現実性からすると、余り現実的な提案とは見えないように思ふわけでございしますが、提案者の御所見を伺いたいと思ひます。

○藤村議員 小坂委員とは教育に關して大半の意見が多分一致しているところでございしますが、小学校における英語教育は正反対の意見を持つております。

今御質問の件は、全部修士にして現実性があるのか、あるいは幼稚園も修士なのか、多分そういうお問い合せだと思ひます。

現在、御承知のように人材確保法というのが動いておりますが、これは、約三十数年前にできた法律で、議員立法でありました。その当時、自民党の中でも慎重に検討されたのが、人材確保法と、もう一つ、教員は修士にしようということを三十数年前から実は考えられた経緯がございします。私どもの大先輩から伺いました。そういう意味では、やはり教員が本当に子供たちの一生を左右するぐらいの大きな影響力を与える人材であるからには、高いレベルの能力を持つていただきたい、資質を持つていただきたい、これはもう共通したところだと思ひます。

今、人数を挙げておつしやつたので、私も人数で申し上げますと、今回の政府提出の法案の中で、更新制度が十年ごとに、これは毎年やることになりましたが、約十万人の方を三十時間程度、認定した各大学等にまさに修了認定してもらふ。そういう意味では、最初は、これは本当に現実的にできるのかなと思ひました。ただ、いろいろ聞いています中、だんだんに現実化してきたわけです。

そのときに気がついたのは、あれは、毎年、三十時間程度やるんですが、土日とか夏休みですよね。でも、そのための体制というものは、何となく、場合によつては教員の免許を取り上げるわけですから、非常に慎重に、十分な体制が必要。となれば、その体制を利用したら、ひとつこれは十分にはできないのではないか。今、全国、各都

道府県単位でおおむね教員養成学部がござい
ます。そこに大学院を設けるという形をとり、か
つ、私どもの修士の課程は、一年間はそれぞれの
学校に全部張りついて実習しますから、大学には
おりません。そういう意味で、現実的に可能だと
思います。

もう一つ、先ほどの最初の方の話で、小坂委員
の本当に持論だと思いますが、インターネットあ
るいはパソコンなど、ＩＴ、通信技術が飛躍的に
発達しているわけです。テレビ放送もデジタル化
が進められております。これからの時代は、大学
院に全員が通学し学ぶという従来の形態ではなく
て、通信教育あるいはオンデマンド授業等の活用
により、全国どこにいても最先端の研究成果を学
ぶことができ、最新の知識を得ることが可能な時
代になっているのだと考えます。

例えば学習障害、発達障害など、近年認知度が
高まったものであり、研究は年々深まり、進ん
ではおりますが、全国的に専門家、研究者がどこに
でもいらつしやるという状況ではない。そのこと
を考えた場合、通信、オンデマンド授業の活用
による学びは個々の学習者のニーズにこたえる
就学形態であろうと考えております。具体的には、
例えば文科省の特別な学校法人である放送大
学、これも活用するのが一つ考えられるのではな
いか。

また、幼稚園教諭についてのお尋ねでございま
すが、実は、このところ、幼児教育が非常に大切
だということも皆さんおっしゃいます。今、
小一プロブレムといまして、小学校一年生で授
業が成り立たなくなつたりしている。こういうこ
とからも、やはりこれは、小一プロブレムのこと
も考えまして、幼児の心理発達等に関する豊富な
知識を有した上で小学校での教育のことも理解し
ている教員が専門的で豊富な知見を持つて幼児教
育に当たつてこそ、子供たちはすんなりと小学校
のスタート地点に立てることになるのではないで
しょうか。

ですから、幼稚園が短大でいつまでもいいとい

うことをまずお考えではないと思います。やはり
幼児教育ほどより高いレベルの教員を充てるべき
だ。我々は、幼と小学校が同じ初等免許でござい
ます。そういう意図を持って、現実的に可能な案と
考えております。

○小坂委員 藤村提案者のお答えの中で、私も、
障害者の学習支援としてＩＣＴの活用は大いにす
べきだと思っております。しかしながら、今おつ
しやつた形で教員養成をするというのは、その枠
組みをつくるのにやはり今すぐにはできないとい
う点において、二年でできるかどうか、それはな
かなか難しい問題であります。実現性において
は、これ以上の批判は慎みますが、よくお考えを
いただかなきゃなかなか難しいなという印象を
持っていることだけは重ねて申し上げたいと思
います。

さて、残り時間が数分でございまして、最後
に総理に、今回の教員免許更新制につきまして一
言お伺いしたいと思っております。

この更新制は決して不適格教員排除のために導
入するのではなくて、むしろ教員の質を向上させ
るための前向きな制度だというふうに私はとらえ
るべきだと考えております。その時代その時代に
必要とされる新たな知識をそこでもう一度確認を
し、そして、教員としての心構えをもう一度初心
に返つて持つていただくということが一つの効果
として期待をされるところであります。その中に
はＩＣＴの活用能力、そういったものも含まれる
かもしれません。

こういったことについて、まずもって、更新制

の本来の意義というものについての総理の御認識
を伺いたいと存じます。

○安倍内閣総理大臣 教員免許の更新制でありま

すが、まさに教育は人材、人である、このよう
に思うわけであります。

子供たちの将来、人生に極めて大きな影響を与
える先生は、常に変化している世界の価値観ある
いは知識、技術、いろいろなものがあると思いま
すが、その最先端のものをしっかりと身につけて

いくという努力をしていただかなければならない
と思います。また、教育の技術につきましても、
今小坂委員が指摘になられたような、ＩＴを活用
していく、ＩＣＴを活用していくということも重
要なんだろう、このように思います。

そのように、最新の教育の技術あるいはいろい
ろな科学の技術や変化していく価値観等を先生方
はしっかりと身につけていくということが大切で
あつて、そしてその上において、この免許制度を
導入することによって、そういう必要なことを身
につけていくということにやはり私はつながつて
いくと思うわけでございます。免許制度を更新し
ていくことによって、その都度、最先端のそうし
た技術、知識を身につけていくということにもつ
ながつていく、こう思うわけでございまして、そ
のことによって先生方がみな自信を持つて、そ
して、子供たちやお父さん、お母さんからも尊敬
を受けながら授業を行つていく、指導していくと
いうことになるのではないかと。

これは何も先生方をたたかうということでは全
くないわけでございます。つまり、先生方に自信
と誇りを持つて教壇に立つていただくという制
度である、むしろこのように先生方にはとらえて
いただきたい、こう思うわけでございまして、十
年に一度の、資質、能力を刷新する前向きな制度
として教員免許更新制の導入が私は絶対に必要で
ある、このように認識をしております。

なお、もちろん問題のある先生方が全くいない
というわけではございませんが、そういう先生方
については教育公務員特例法において対処してい
く、そういう考えでございまして。

○小坂委員 ありがとうございます。

時間が参りましたので終わります。

○保利委員長 次に、西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございまして。

安倍内閣の最重要課題、教育の再生に関する特
別委員会が教育三法の審議がいよいよ始まりまし
た。私どもも、公明党としても全力で取り組んで
きただけに、この審議、ぜひとも充実したもの

していきたい、このように思っている次第でござ
います。

その前に、教育三法提出の契機となりました昨
年秋の教育基本法の審議の過程で、いじめの問
題、それから未履修の問題がございました。この
ことについて若干確認をさせていただきたいと思
います。

まず初めに、いじめの問題でございまして、こ
れはさまざまなケースがあるというふうに言われ
ております。それぞれのケースについて、まず初
期段階といいますか、ルールをきちつと守るよう
に促す、それから人間関係を修復するようにさせ
る、次に出席停止など処分をする、犯罪として処
罰をする、それから精神病理学上、医学的な観点
の治療を行う、原因や状況に応じてさまざまな対
処の仕方があると思います。

総理はよく社会規範ということについておつ
しやられることが多いんですが、この社会規範と
いうのは、まさしく人間社会、人間の集団におけ
る行動に関するルールだというふうにとらえてお
ります。これは大変重要なことだと思つており
ます。

例えば、規範の遵守を促すには、まず、ルール
となる具体的な行動、これがどういうことなのか
ということを知つたりと示しながら各学校でそれ
を実践していく、こういうことが大事なことで
はないかと思つておりました。私ども、党の教育改
革推進本部で各地を現場からの教育改革というこ
とで回つております。

茨城県の筑西市ですか、下館中学校の君を守り
隊というグループがございまして。また、これは私
も行ってきたんですが、千葉県の市川市、市立の
南行徳中学校に、オレンジリボンキャンペーンと
いう自主的ないじめ対策の組織がございまして。こ
れは、生徒会を中心に、私はこれからいじめさせ
んというときに、リボンを生徒会からいただいて
つける。一遍にはいかなんですが、よく考えた
末に、自分は自信があるという人はリボンをつけ
て、それは学校内だけじゃなくて、通学の途中で

もそれをつけてやっている。しかし、僕は自信がなくなつたといつたらまた返すケースもあるというふうに出ていましたけれども、いずれにしても、自分で考えて自分で決意をしてそういうことをやる、生徒みずからの自発的な取り組みだというふうに出ております。

このような取り組みに対して総理の御意見をちょうだいしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 いじめは絶対に許されない、いじめを撲滅していかなければならない、このように思うわけでございますが、その中で、子供たちに規範意識を身につけていくことは極めて重要であらう、このように思います。

この規範意識というのは、そういう、ルールを守っていくということは、ひいては自分を守っていくことにもつながっていくことになるということも教えていかなければいけない。

これは、もちろん先生や親や地域で教えていくということも大切であります、もちろん社会総がかりでやるということも大切ですが、今先生がおっしゃったように、いわば子供たちが自主的に取り組んでいくことも極めて私は重要であらうと。そのことによつて、なぜいけないかということを見ずから考え、そして学びながら、自分たちで実践をしていく、そしてその結果についても、自分たちがそれぞれその結果に対してある意味では責任を負いながら進めていくということでもありますから、大変私は理想的ではないか、このように思うわけでございます。

いろいろな取り組みがあるわけでありまして、実践例として先生が挙げられた下館中学校でございましたか、その学校も実践例の中に入れていただいているわけでありまして、そうした成功している取り組みを全国の学校で活用していくということも私は大切ではないかな、このように思うところでございます。

○西委員 ぜひともよろしくお願いしたいと思ひます。

もちろん、生徒が自主的にやっているとはい

え、それを支えてくださっているのは学校現場の先生方だということとはよくわかっておりまして、また、全国各地でいろいろな取り組みをぜひともお願いしたいと思ひます。

ともすると、これまでのいじめの対応というのは、心の教育、それから意識を変えていく、こんなことで、どちらかというと精神主義的な主張が多かった、また抽象的、スローガンの主張が多かつたように思ひますが、今、先ほど一から五、対処方法を例示としてお示ししましたけれども、やはりそれぞれのケースに応じて冷静に対処するということが大事ではないかというふうに思ひております。

そのためには、それぞれのケース、それぞれの段階に応じたシステムづくり、体制づくり、このケースではどがどういうふうにしてこのことに對して対処していくのかということがこれからは大事になつてくるのではないかと、こう思ひておりますが、総理の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 このいじめの問題については、ある一つのパターンがあることもありますが、それぞれのケースによつてはいろいろな事情がある、このように思ひます。ですから、そうしたケースに応じて対応を考えていくというのは、これは至極当然のことであらう、このように、私も全く委員のお考えと同じでございます。

児童生徒の規範意識を醸成するため、いじめに関する決まりや対応の基準を明確化し、全教職員が一致協力して指導を粘り強く行う体制をまずつくつていく。そしてまた、いじめられた側といじめた側、双方の保護者と緊密な連絡、情報交換を通じて、必要に応じて第三者機関の協力も得ながら、信頼関係を構築していく。そしてまた、いじめめる児童生徒に対しては粘り強く指導を行うとともに、出席停止等の措置も含め毅然とした対応をとるよう、学校と教育委員会の連携体制を強化する。もちろん、この出席停止等に至るまではさまざまなステップがあるというのは当然のこと

であるということとは申し添えておきたいと思ひます。

犯罪行為の可能性がある場合には、学校で抱え込むことなく、警察の協力を得て対応することも必要だと思ひます。必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図っていく。専門家を必要とする場合にはやはり専門家と連携をしていくということが大切だろうと思ひます。私は、今申し上げましたような対応が必要だろうと思ひます。

このように、いじめ問題に対しては、学校を挙げて、一致協力をして体制づくりをしていくということに努めていかなければなりません。と同時に、教育委員会や地域社会とも緊密に連携をして、さまざまな状況に対して直ちに対応していく、そしてきめ細かく対応していくことが大切である、こう考えております。

○西委員 先ほど総理の方から第三者機関等についても言及をいただきましたけれども、私どもも、第三者機関 例えばオンブズパーソンだとか、そういうところの現場も行ってきて、いろいろ御意見を伺いました。担任の先生は、いじめめる方もいじめられる方も当事者同士ですから、どちらの意見を聞くにしてもなかなか判断が難しいということもありまして、そういう第三者機関も各地で今設立されようとしておりますが、その辺に對する御支援もよろしくお願いをしたいと思ひます。

続いて、未履修問題についての状況を御報告いたしたいと思ひます。その後、補習の状況、それから関係者の処分の状況など、どういふふうな結論的になつたのかということ、役所の方から結構ですので、お願いいたします。

○錢谷政府参考人 まず、未履修問題につきましても、未履修のありました高等学校におきまして最終年度に在学をする生徒に対する未履修科目に関する授業の実施状況でございますけれども、未履修科目のあつた六百五十六校の高等学校等におきましては未履修科目の授業が実施をされていくところでございます。その際の授業の実施形態でござ

いますけれども、平日の始業前あるいは終業後の実施などに加えて、四割の学校では長期休業期間中などにおきまして実施をされているところでございます。

それから、未履修問題にかかわる処分の状況でございますけれども、公立高校の未履修問題は四十三の都道府県、市で判明をしているわけでございますけれども、平成十八年度中にこれらのすべての都道府県、市におきまして関係者の処分が行われ、公表されているところでございます。

○西委員 承知しました。

未履修問題が昨年、特に教育基本法の特別委員会において大きな議論となつたわけですが、このときに、入学試験、これは履修している生徒と未履修の生徒との間で不公平になる、こういう議論が盛んに行われました。しかし、よく考えてみますと、高等学校は普通科だけじゃございませんで、職業高校の生徒さんもいらっしゃいますし、そもそもカリキュラムそのものが同じというわけではないわけでは

そういう意味で、基本的に不公平といひますか、違う時間数の授業を、例えば数学でも、受けている状況の中で同じ入試を受ける、こんなことは当然のこととして行われているわけでございします。ですから、入学試験、大学入試で平等とは何かというのはなかなか、公平にやるというのは何かというのはなかなか難しい問題をやらんでいるなというふうな感想を受けました。

さらに、大学入試に関しては、学習指導要領とそれから検定の教科書というものがあつながら、実際、入試問題をつくつていっているのは、これは大学の先生ということで、高校教育について必ずしも精通しているわけではない、そんなところにもギャップが存在するんじゃないかというふうに思ひております。

公平さを確保するということが、それから未履修問題といふことを考えるときに、大学入試にかかわる根本的な問題、このことについてどうあるべきかということ議論していかないと、この問題

の本質的な問題には至らないではないかという考えを私自身は持っているんですが、大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○伊吹国務大臣 単に高校の未履修問題だけではなくて、今小学校から起こっていることは、最後はいい大学へ入りたいということに原因があると思ひます。

今、未履修について先生がおっしゃったことは、高校卒業生としては最低限ここまで身に付けてもらいたいということを、国会の議決に従って我々が指導要領をつくって、各高等学校にお示ししているわけですから、これはこれでやはり守ってもらわないと困るわけですね。

一方、大学の入試の選抜というのは、もちろん高等学校の学習指導要領ということも参考にはしてはおられると思いますが、むしろ大学教育に対応できる能力があるかどうかということと大学の学問の自由の範囲の中でお考えになっている。ですから、その二つの間にそごを来している。これはもう先生の御指摘のとおりなんです。

ただ、この二つを同じにしましなさいということになるかどうかは、これはかなり難しい問題を含んでいると私は思ひます。ですから、共通一次というようなこともありましたし、大学の学生選抜のやり方については、いろいろな方式が考えられると思ひます。

しかし、いずれにしろ、子供たちが基礎学力を落ちついて身につけて、そして、規範意識をしっかりと持った子供であるという教育ができるような大学入試でやはりあつてもらいたいと思ひますので、今先生から御注意があつたことも踏まえて、もうもろ、中教審でも大学のあり方を検討していただいております。再生会議も大学改革というのを今積極的に取り組んでいただいておりますので、その中で、今の御指摘も一つの課題として検討をしていただくことを今進めているということでございます。

○西委員 ありがとうございます。私も、ギャップと申し上げましたけれども、ど

ういう形がいいのかというのは、実はまだ模索中でして、大学は大学の思いがあらになるんでしよう。しかし、受験する方は受験する方の思いも、高校側としての思いもありますし、そこをどう整理されるかということ、またきちつとしたところで御議論をいただきたいと思つております。

その延長線なんです、学力、入試対策ということだけを考へてみますと、一般的には公立学校は、有名私学、さらには塾、こういうことになつてまいりますと、入試対策という面では、これはなかなかハンディがあるんだろうというふうに思ひます。

そんな意味で、学習塾は、大学入試合格という唯一の目標を掲げて、そして進路情報、大学情報、入試情報、勉強方法、それから参考書の情報など、徹底して情報収集、分析をして対策を立てるというわけです。講師はもちろん、これは成績が上がるなければ交代、こんな状況の中でやっていると現状の中では、公立の高校というのはなかなか、それ一本で勝負するというにはハンディがあるんじゃないかという分析を私はしております。

しかしながら、公立学校は、比較的安い費用でおおむね立派な教育をやつていただいております。幅広く国民に教育の機会を提供する、こういう面ではしっかりと役割を果たしている、基本的にはそう評価していいと思つております。しかし、一部の学校、それから先生方にやはり問題があるというところは指摘されることもあります。

保護者の要求にこたえて、公立学校も学力の向上を目指すことは当然必要なことだというふうに思つております。そういう意味では、先ほど議論がありましたように、また、昨年の特別委員会の席上でも、参考人としておいでになつた方々、現場の先生もおっしゃっていましたけれども、授業に専念できる環境をつくるのがやはり必要ではないか、こう思つております。必要な事務職員を配置し、また事務量自体の削減ないし軽減、これはやはり本格的に切り込んでいかなければ

いけない課題ではなからうかと思ひます。

それから、最近、お聞きすると、文部科学省の職員が学校に先生として派遣されるというケースが出てきた。これも、現場を知つてほしいという私どもの意見にびつたりと合うことなんです。例えば、大規模校の副校長、教頭など、この事務の担当として現場に行つていただくということもあつてもいいんじゃないかな。そのことによつてまた現場の実情を把握していただく。教育者としての現場とスタッフとしての現場。もちろん副校長じゃなきゃいかぬというわけじゃないんですが、現場に派遣をして実情を学んでくる、こんなこともあつていいんじゃないか。

さらには、事務量の削減のために、現状把握の上で、研究会なんかを設けて、具体的にこれを進めていくということがあつてもいいんじゃないかなという気持ちを持つていらっしゃるんですが、大臣の考えをお聞きしたいと思ひます。

○伊吹国務大臣 全くそれは先生がおっしゃる通りだと思ひます。

公明党はかねてから現場主義ということを非常に大切にやつておられますので、文部科学省も、私から指示をいたしまして、特に一極で採用になつた諸君にはできるだけ、教員免許を持つていませんとこれはなかなか難しいんですね、現場の体験をさせるようにさせておりますし、また、今後事務のいろいろな分野の体験もさせればいいと思ひます。

先ほど中山理事がおっしゃったように、何よりも、我々政党政治から現場へ入つていらっしゃる者も、東京だけではなくて、東京というのは割に財源的に恵まれておりますので、東京だけ見て全国のような誤解をしてもいけませんから、全国的なものもよく見て、そして事務の軽減をどうしたらいいの

か。今回お願いしているのは、教頭の複数配置とか、副校長とか主幹教諭の新設のようなことをお願いしているわけですが、できる中で言うと、各学校に教育委員会がお願いしておられるものをで

きるだけ絞つていく。我々も、未履修だとかいじめの調査だとか随分いろいろ、立法府から言われてお願いをしたわけですが、これもできるだけ絞つていくということですね。そして同時に、事務を一緒に処理していただく共同化とか、まず、予算そして定員の問題にかかる前に、そういうことをやはり最大限やる、それから同時に、現場の先生がここまでやつておられるから少し予算をふやしてほしいということが、これは国民の理解を得なければできませんので、少し積み重ねをして、今教えていただいたような方向でやつていくということだと思ひます。

○西委員 東京と地方の見方にまで言及していただいて、私も、ヒアリングして全くそういう実感を持つております。教育委員会の体制なんか東京の二十三区とほかのところとは全く違うというところがよくわかりましたので、ぜひとも積極的な施策をお願いしたいと思ひます。

続きまして、ちよつとここで実例を挙げさせていただきます。私は和歌山県の広川町立津木中学校というところを卒業したんですが、私が卒業した後、この学校は大変活躍しております。一昨年末に第四十九回日本学生科学賞で内閣総理大臣賞を受賞いたしました。前の内閣からかもしれません。

実は、現在、この中学校は生徒数が全校で二十名でございます。その二十二名の学校が二十年来、田舎のことですから、蛍の研究をずっと続けているんです。全校が一丸となつて、総合学習で蛍の研究を続けてきて、今回こういうふうに表示されたということでございます。もちろん、観察は夜ですから、保護者の皆さんも積極的に子供たちにつき添つていただいて、結果、立派な成果を出したということなんです。

ここで立派なことは、まず彼らは、自分たちで不思議なこと、これ不思議だな、これどうなつてらんかなというのを自分たちで考へて、そして、先生と相談しながら、どういうふうにしたらこれが解明できるんだろうかと。まず仮説を立て

て、手段を考えて、そして、ではこういうふうにしようと相談して、各地で観測をして、そしてそれを待ち寄って、一定の結果を出す、こういうことをずっと続けてきて、毎年テーマを変えて今まで進んできております。

その中でわかったことは、私もこれを聞いておもしろいなと思ったんですが、蛍は大体十日ぐらいの命だと。一斉に光るんですね、空で。一斉に光るのは雄です。雌は、草場のこういうところで勝手に光るんです、ばらばらに。それは、限られた命の中で効率よく交尾をするために最も男女の見分けがわかりやすいというか、そういうことあるんじゃないか、真つ暗やみでのごさいますから。そういう効率的な交尾をするということなんじゃないかということでございます。

そういうこととか、蛍の一生はどういうふうになっているのかとか、基礎的なことをずっと研究して積み上げてきた成果でございます。私の子供もそこにお世話になったんですが。

今現在、学力の低下、それから二極化ということが言われておりますけれども、文科省も、これは両方大事、学力も大事、それからゆとり、いい意味でのそういう総合学習的なことも大事というお考えだと思うんですが、この学力の低下ということについては、私は、やはりしっかりとした検証が必要ではないかと思っております。

根拠と言われているのが国際学習到達度調査、これがいわゆる発端だと思うんですが、読解力の順位が下がった、先ほどからも議論がありました。この事実だけをもう学力の低下と判断して、ゆとり教育に問題がある、こういうふうには断定するのはまだ早いのではないかと私自身は思っております。理科の教育なんかでは基本的に学力が維持されているように思いますし、学校週五日制の影響で実験なんかが減ってきたというところは気にはなっておりますけれども、調査では、科学のことについては学力は維持されているというふうになってきております。

少なくとも今の段階では、これは学力の低下という問題よりも、はつきりと明らかになっているのは、児童生徒の学習意欲の低下ということがより一層深刻になっているのではないかとこのように思っております。私が田舎の学習の状況を説明申し上げたのは、やはり興味を持ってそのことについて一生懸命に解明しようとして、そしてそれがわかったときの喜び、これはどんな教科でも同じだと思いますが、そういうこと。まず、それぞれの教科に取り組んでいく学習意欲ということの重要性を申し上げたわけでございます。大臣の御所見を賜りたいと思います。

○伊吹国務大臣　まず、どんな能力があつて、そして頭がよくても意欲がなきゃだめなわけ、これは先生おっしゃるとおりだと思います。したがって、先般改正していただいた教育基本法を踏まえて、今回お願いしている学校教育法の三十条には、今まさに御指摘になったように、「主体的に学習に取り組む態度を養う」ということが明記されております。そのためには、子供たちに目標を持ってどういう達成感を持たせるのか、あるいは知的好奇心を持たせるのか、進んで応用する力や興味を持たせるのか、これをどう教え込むかということがやはり一番大切なポイントだと思っております。学習指導要領の改訂に当たっては、今先生からお話しになったようなことを踏まえて、教え方あるいは学習の内容等について中教審の工夫を期待したいと思えますし、また我々も、国会でこれはやりとりをしているだけではないんです。ここで民主党を初め野党の皆さんがおっしゃっていただいたことも中教審に必ずお伝えしております。そういう意味で、この審議を私は非常に大切にしたいと思っておりますので、きつといい答申を中教審が出してくれんということを期待しております。

○西委員　先ほどの話ですが、津木の集落は、生徒たちがたくさんいるを長年にわたって繁殖させておまして、もう蛍の季節になると大勢の人たちがその蛍を観賞に来るところまで、土地ぐるみで子供の教育とそれから、社会の再生とまで言うのはおこがましいですけれども、そういう状態になっていることを申し添えておきたいと思えます。それから次に、教育再生会議のことについて、少し総理にお伺いしたいと思います。政府は、民主的に定められたルールによつて一定の範囲内でもちろん権限を行使するという自由がございます。したがって、中教審なども、担当する範囲、何々について諮問いたしますというふうに普通は大臣は具体的なことを諮問されるわけですが、一方、教育再生会議は、どちらかというと教育全般ということでしょう、いろいろな途の議論が出て、結論らしきものが出てまいっておりますけれども、その位置づけそれから事務範囲というのがあるまいだ、ほかの審議会等における内容とは違うんじゃないかというふうな気が私はしております。そういう意味では、その議論の過程というのは、テーマがそれぞれ広いものから、より透明性が求められてしるべきではないか、こう思っております。

そういう意味で、本会議でも他の委員から発言がありましたけれども、公開にすべきだ、私もそれは賛成でございます。しかし、そうもいかないというものであつたとしても、要旨ということだけでは、どういう理論構成でどういう結果が出たのかというのが余りにもわかりにくいものですから、せめて議事録の公開等では補うということとが最低限必要ではないかというふうに思っております。そのことについて総理の見解をお聞きしたいということが一点と、それからまた、今後、教育振興基本計画の策定など予算に関する問題についてもこの再生会議で議論が行われることになるのかどうか、あわせてお答えをいただきたいと思えます。

学省だけに限らない、このように思います。ですから、教育の再生のために幅広く御議論をいただき、英知を結集していく必要があるという中において、すぐれた見識を持った方々にお集まりをいただきまして、二十一世紀の日本の教育にふさわしい、教育再生に資する御議論をいただいているところでございます。第一次の取りまとめ、すばらしいものをまとめたいただいた、このように思えます。

これは、閣議決定によつて設置されたものでございますが、しかし、当然、そこでどういう議論があつたということについては、国民の皆様には知っていただくかなければならない、これは、教育を再生していく上において何が重要か、どこが論点か、そして私たちは何をやるかとしているのかということを御理解いただくために当然、内容の公開、これはもうマストである、このように思っております。ですから、記者ブリーフィング、議事要旨のみならず、議事録も公開をしていくところでございます。ですから、この議事録にはそこで議論があつたことはすべて出ていくということでございます。しかし、それを同時中継的に行うかどうかということは、これはまた別の問題でございます。ここはやはり、自由な雰囲気の中で議論したいという委員の方々がおられる、その委員の方々の御意見を尊重するのは当然のことではないか、このように思っております。

○西委員　続きまして、地教行法の内容についてちよつと御質問を申し上げたいと思えます。つまり、知事部局と私学、それから教育委員会との関係でございます。最終的に整理された内容については存じ上げております。基本的に私学制度というのは、これは私学の自主性を尊重するということから成り立っている制度で、知事部局と私学各学校との関係は、今回の改正では基本的には変わらないという結論を前提にして、知事部局ないしは知事が教育委員会に必要なことについて助言、援助を求める

○安倍内閣総理大臣　教育の問題というのは、これはいろいろな要素があるわけでございます。私は極めて幅広く検討しなければいけない。言ってみれば、役所においても、これは文部科

ことができる、こういう改正になるわけでございます。しかし、もともと私学の自主性ということについて配慮するという意味から、知事が教育委員会に助言、援助を求める際には私学側と協議を行うということをお願いしたいというふうに思っております。また、施行のときにはそのことを通達できちつと明確にさせていただきたい、こう思います。

さらに、具体的な内容について。専門的な事項について助言、援助ということなんですが、透明性、公平さを確保するために、具体的な何らかの基準があつた方がいんじゃないかと私自身は思っております。その事項、ポジティブリストでもネガティブリストでも結構なんですが、そういう文書等こういう内容についてやりとりをする、それ以外の項目についてはまた私学とそれぞれ相談するというような、私の具体的な提案なんですが、もう少しそういうこともあつていいんじゃないかというふうな気持ちでおるんですが、大臣のお答えをいただきたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 先ほどの御質問で後半の部分、まだお答えをしておりますんで、失礼いたしました。

教育再生会議におきましては、教育再生に関する検討項目の一つとして、教育再生に必要な財政基盤の確保についても検討しております。

教育振興基本計画については、教育再生会議での提言も踏まえながら、中央教育審議会において具体的な計画策定の検討が行われ、最終的には政府として決定していくことになるということでございます。

○伊吹国務大臣 今先生からの御質問は、私学、特に高等学校以下の私学と知事部局、教育委員会との関係だと思ひます。

それで、先生が整理していただいた御理解で今回の法律はできておりますので、御理解どおりでテレビをこらんの国民の方々も理解していただいております。一つ大切なことは、私学にはやはり建学の精神

というものがあつて、これは尊重しなければならぬというところは言うまでもありません。しかし同時に、私学といへども、公教育の一部を担つておつて、国民の血税である私学助成費というものを受けて取つておられるわけですから、国民の代表である国会でお決めになつた学習指導要領その他については、これはやはりきちつと守つてもらわないと困るんですね。

ですから、知事部局が私学は所管しておられて、公立学校は教育委員会が所管しております。ただ、実態的に見ると、知事部局は私学助成費の配分をしていられつたやいますけれども、学校教育法に基づく学習指導要領がどこまで担保されているかということを見きわめるだけのスタッフを置いていないというふうな実情はかなりあるわけです。そういう場合は、知事部局として教育委員会の意見を、知事さんが助言や何かを頼むという道を今回開いた。

知事さんがどういう形で私学に関与していかれるかは、これは私学の納得を得なければいけません、建学の精神というのがありますから。ですから、きょうは公明党として先生の御意見を承らせていただきました。午後から民主党政見初め各野党の御意見もあるでしょうし、成立までいろいろな角度から御意見があると思ひますので、今の西先生の御指摘も一つ大切なポイントですから、どういう形で通知をしていくのかということ、御議論を聞かせていただいた上で、建学の精神を侵すことのないように対応したいと思ひます。

同時に、この法律ができるときに総務大臣と私にございました指示は、地方分権、地方自治という建前がございまして、知事部局においてむしろ自主的に、そういうことが守れるように指導主事やそういう方を配置するように促すようにという御指示をいただいておりますから、この点とあわせて、児童生徒が、私学と国公立で教える内容が違ふということにならないように努力をさせていただきたいと思ひます。

○西委員 明確なお答え、ありがとうございます。

た。

前提として知事部局の方の専門家の充実ということ、これは本会議でも総務大臣からもお話があつたとおりだと思ひますので、その点、またよろしくお願いを申し上げたいと思ひます。

次いで、免許更新制度について、講習の開設者、これは「大学その他文部科学省令で定める者」ということで、開設者となり得る教員養成課程を持つていた大学、これは現在幾つあるのか、教えていただきたい。

それから、教員数、それらの養成課程を履修している学生の数、これはどのくらいなのか。それらの大学で、教員数も多分そう多くないので、既に現行の学生の教育に手がいつぱいだという現状だといふふうに思ひます。既存の教員養成課程を持つ大学、新設される教員大学院大学、それから都道府県教育委員会の主催の講習、それぞどの程度の割合で講習を受けることになるのか、また十分実のある講習になるのかということについて、これは役所の方で結構ですので、お願いいたします。

○銭谷政府参考人 まず、教員免許の課程認定を受けている大学でございますけれども、四年制大学で五百七十七大学、短期大学で二百八十八大学、合せて八百五十六大学でございます。大学院はこの四年制大学の数の中に含めております。そこで教えている教員の数でございますけれども、大学でございますので、教職課程専任の方、それ以外の方、いろいろ取りまけておりますので、実数につきましては少し精査をして御報告をしないといけないと思ひます。大きな大学では教職課程担当が数十名おりますし、小さなところでは十名以下というところもございまして、それから、更新講習の開設者でございますけれども、御指摘のように、既存の教職課程の認定大学、教職員大学を初めとする大学院のほか、都道府県教育委員会等も開設可能と考えておりますが、私どもとしては、基本的には、教員養成を行う課程認定を受けた大学が中心になつて開設をし

ていただきたい、こう考えております。

講習の質を確保するため、講習内容、修了認定基準の明確化や国の個別審査によつてこういった開設の認定などをしていきたいというふうに思ひつております。

○西委員 続いて、このことに関連して。

都市部の先生、比較的便利なところに職場を持つていらっしゃる先生、また比較的大学の近くにいらっしゃる先生、そういう方は講習には非常に便利で、機会に恵まれると思ひますが、逆に、山間部それから離島等、不便なところに勤務地を持つていらっしゃる先生もたくさんいらっしゃると思ひます。そういうときに、働きながらですので、この講習はそれぞれの地域でどういふふうな形で講習をされるのか、それから通信制なんかはお考えになつていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思ひます。

○銭谷政府参考人 お話のございました山間部や離島などの僻地につきましては、やはり更新講習の受講の利便性が悪い地域もあろうかと存じます。

このため、このような地域に在住する教員の方の更新講習の受講機会を適切に確保できますように、夜間や週末における講習やサテライト教室の開設による講習の実施、あるいはインターネット等の多様なメディアを活用した遠隔教育、通信教育の実施、こういった弾力的な履修形態について検討してまいりたいと思ひます。

○西委員 もう一つ具体的な例を申し上げたいと思ひますが。

これは総理が大臣からお渡ししていらっしゃるんですが、これは群馬県のある学校の先生の学級通信でございます。一年間に百号の手書きの学級通信を出していらつしやる。どうして知つたかという、実は私の女性秘書の恩師でございまして、その先生からいただいたもので、お許しを得てお渡しをさせていただきました。

これを出していただくのもすういんですが、この中で、例えばこれは一月の十一日の学級通信ですが、これから三学期です、具体的に三学期の目

標をつくりましょうと。小学校五年生のクラスです。日ごろは教室でつくっているんですが、きょうは帰ってお父さん、お母さんと一緒につくります、こういうことで、具体的な注意を書いていきます。お手伝い頑張るでは行動が見えてこないの、そういうときは、お手伝いのふろの掃除を行うとか部屋の掃除は週何回行うと具体的に書くように指導をしてください、こういうことが細かく書かれております。

さらにおもしろいのは、二十五年前にも私こういうことをやりましたと。三学期の目標を決めなさい、こう言って、そのときに嫌々書いた人たちで、もう嫌々だけれども、じゃ、おれは花の世話をして卒業までにチューリップを咲かせるよ、こう言った人が、今、二十五年後には花の栽培をやっております。やはりこういう長年の経験があつて初めてこういうことが言えるのかなと。子供たちにも親にも、やはり自信を持って子供の教育に取り組めるという、こういう紙面がござい

ます。次の日の紙面は一月の十九日なんです、**「今運動の分かれ道」**。何かという、分数の話です、割合の話です。これは、三メートルは五メートルの何倍ですか、三メートルを一と見ると二メートルは幾つになりますか、こういうことを聞いているんですが、これは何かという、何を基準にして何を求めるかということと、今わかつておかまいと先々全然算数がわかりませんよという警告を、ここで具体的な事例を通して述べているんです。

この先生は、お聞きすると、子供が学校でこうしているということと同時に、親御さんも一緒に、子供について今どういうことがわからなくなっているのかとか、具体的にこれをどういうふうに、先ほど総理の規範ということもそうなんです、こういうふうに取り組ませてあげたい、子供を中心にしてやりとりをしているというのが私は大きな特徴ではないかと思ひます。

今回、指導教諭という形で新たな職が展開されていくことになるんですが、この先生はどうかというのには別に、ちなみにこの先生は、教頭にも校長にもなりません、一生現職、教諭で頑張ります、こういうふうにおっしゃっているそうです、こういうすぐれた先生が存分に活躍して下さる場をつくっていくことが私は大事だと思ひておりまして、この指導教諭の存在が周囲にいい影響を及ぼして、そして公教育の質を向上させていくことを大変期待しております。

そこで、学校のレベルを上げるために、少なくとも教員何名当たり一人ぐらいの指導教諭が配置されることが望ましいと考えているのか、そして実際には各学校に数名というふうな感覚でいいのか、また、公立学校の進学校には優秀な教員が現実集められている傾向が多いんですが、一校に集中するというふうになる可能性もあるのかどうかというふうなことがちよつとお聞きをしてみたい内容でございます。

いずれにしても、これを契機にして、すぐれた先生が活躍できて、そしてその影響がすべての学校に行き渡る、こういうことを切に希望したいと思ひております。大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○伊吹国務大臣 今総理が持っておられたのを私も拝見しまして、先生のお話も伺つて、すばらしいことだと思ひますし、またすばらしい先生だと思ひます。

とかく学校現場の教員室は、先輩も後輩も同等だという雰囲気があるんですね。一般社会では、やはり経験を積んでいる先輩社員が新しく入ってきた新米の社員を温かく指導してあげる、また新人の方々も謙虚にそれを受けられるというのは、これは一般社会では当たり前のことなんです。今回、それにふさわしい方を指導教諭ということにしたい、そして、そういう方々を中心に、経験のある、子供に向き合える学校の先生をつくっていきたい。

ただ、今の教育行政の仕組みからいうと、何人

置けというのは、ちよつと文部科学省は率直に言うと言えない立場なんです。これは設置者である都道府県教育委員会が決めること。ただし、成功事例等を共有して、そして文科省としては、やはり年功序列だとかいろいろな圧力ではなくて、本当にふさわしい人を選んでいただくように各教育委員会にお願いをしていく、こういうこと。それで、今先生がおっしゃつた、これなんかは非常に立派な成功事例ですから、こういうものを各教育委員会でも共有していただけるように、私どもで努力をしたいと思ひます。

○西委員 ありがとうございます。時間も迫つてまいりました。民主党の方に一問お願いをしたいと思ひます。

昨年の特別委員会における民主党提出案の日本国教育基本法をベースにした、ある意味では基本的な理念、きちつと筋の通つた考え方に基づいてで上がった大変立派な対案だというふうには私思ひております。

その上で、専門免許状の取得要件についてお伺いをしたいと思ひます。

八年以上の実務経験を経た上で専門免許状というものが付与されるというふうなことになると思いますが、その八年というものの意味が一つです。それから、首長は専門職大学院に行く機会を与えるよう努めるといふふうになっておりますけれども、現実にはなかなか、財政面の制約、家庭の事情、地理的条件、さまざまな理由が予想されているというふうには思ひます。だれもが受けられる可能性があるとはいえ、意欲があつてもなかなか機会に恵まれないということもあつて不平等ということが心配されるんですが、この点についての提案者のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○藤村議員 西委員には、基本法を初めとする。これに関して御評価をいただいたことに感謝を申し上げます。

まず、八年の実務経験、このことであります。が、御案内のとおり、今公立学校の先生の場合は初任者研修等ありまして、これは法定されていま

すが、その後三年研修、五年研修とくる。このあたりでそれなりにいわば実務を経験してきているので、八年というのは、現場での問題認識も持ち、教職大学院において学び直しをすることにより教職大学院での研さんの実が上がる、その辺の年数かなというのの一つ。

もう一つは、私どもも一般免許状について十年ごとの講習と修了認定、この制度を設けておりますが、八年の経験を積んだ後に九年目かあるいは十年目に次のステップ、専門免許状を取得していただく一年間をちよつと設定できるときになる。

そうなりますと、十年の講習も必要なくなるわけですが、専門免許になりますと十年ごとの講習が必要ありませんので、そういうことから八年というふうな一つの考え方を持ちました。

もう一つ、家庭、財政、立地など、一般や専門免許を取るための教職大学院へ行くのに不平等はないか、こういうことであります。

まず、一般免許と専門免許の両方に共通する立地ということで、これは先ほど政府委員もちよつと答えていましたが、僻地やいろいろな地域でも、いろいろな考え方を御披露されました。あるいは先ほどちよつと申しました、IT社会でございますので、まさにそのITを十分に活用したオンデマンドの研修あるいは通信教育、そして先ほども申しましたが、放送大学というのも一つ活用の対象になるのではないかなどということ、これは発達障害とか学習障害など近年認知度が高まったものが、研究は進んではいるものの非常に研究者も少ないわけですから、そういう大事なものはこういう通信でちよつとやれるということもあると思ひます。ですから、居住する地域によつての不平等というのは、これらIT社会の発展によつて相当解消されると思ひております。また、専門免許の取得希望者に関して大学院進学をサポート、これは西先生とも過去一生懸命やつてきた奨学金の制度、法科大学院も奨学金制度を設けていますし、これはやはり本当にきちつとした奨学金制度というものが非常に必要になつ

てくると思います。

それとともにまた、私も別途提出の学校教育環境整備法において、教職員の配置について目標水準と達成の目標年次を定め、教員の数の拡充を計画的に行うこととしております。また、対象者が順次大学院に行くことができるよう教員の任命権者が計画的に人事を行うことが必要であり、先ほどおっしゃった法律の第五条で任命権者は専門免許の授与を受けることができる機会を与えるよう努めなければならないとしているのはそのような内容でございます。

それらのことで、我々は、不平等が生じない、そして家庭にも影響を与えないようにできるだけ専門免許を多く取っていただきたいということをぜひこれは政策としても誘導したい、このように考えております。

○西委員 お考えはよくわかるんですが、なかなか、これだけの大きなシステムを導入するというのにすぐに行くのかなというのが若干心配な面でございます。平等で、本当に力のある人が専門職の立場を得るという仕組みをつくっていく、これは大事なことで、そういうことと地理的なものとの関連性とか、思うように一年間という期間をそれに割けるかどうかというのは、かなり難しい問題ではないかな。理想的には私も賛成でございます。そういうことは前提の上でございますが、そういう感じがいたします。

きょうは初回で、時間が参りましたので、これで終わらせていただきますが、これからもまた熱心な議論をさせていただきますと思います。

以上で終わります。

正午休憩

午後一時二分開議

○保利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。菅直人君。

○菅(直)委員 総理が最も重視される教育再生に関する、本格的に議論が始まるということで、私も民主党の質疑者の一人として、きょうはこの場所に出てまいりました。

本題に入る前に、先日、大変痛ましい、長崎市長銃撃、そして亡くなられたという事件であります。今聞きますと、何かまた銃に絡む事件が発生した、そういうニュースも入ってきているようでありますが、特に、政治家に対して、近くは加藤一議員の家が放火される、少し前ですが、我が党の石井紘基議員が刺殺される、いずれも、その政治活動に関連してそうした被害に遭っている、大変痛ましい事件であります。

私たち、本当に民主主義というのは、選挙で勝ち負けは、これはいたし方ありません。あるいは、こういう場の、言論でやり合うのは、これは当然であります。しかし、暴力、特に銃を使つての暴力によつてその行動を抑えられる、阻止される、殺されるなどということはあってはならないわけでありまして、まさに民主主義に対する重大な挑戦だ、このように受けとめなければならぬ、このように思っております。

総理は、当初、これに対して、厳正な調査、真相究明ということを言われた。その後のいろいろと言われているようですが、当初の談話では十分にこの問題の重大性に対する総理の決意が国民の皆さんに伝わっていない、こういうふうに感じます。

改めて、総理に対して、この長崎市長射殺事件の、大変な大きな問題に対する総理の御見解をまづ冒頭伺いをいたします。

○安倍内閣総理大臣 お亡くなりになりました伊藤市長は、私の地元の出身者でもあり、県議会時代からよく存じ上げておりました。改めて衷心より御冥福をお祈りし、そしてまた、奥様初め御家族の皆様のお悲しみはいかばかりかと察する次第でございます。

私がこの事件を秘書官から聞きまして、それ

は、十分後に直ちに、警察の所管でありますから、警察に対して、徹底的な真相の究明をするように、捜査をするように、このように指示をしたわけでございます。その指示を出して、そして、その中でコメントが求められる中、秘書官が私の指示をいわばコメントとして出したということでもあります。もちろん官房長官からは、いわば安倍政権としての、これは、こうした暴力に対する意思を含めて政府としての意思を表明しているわけでございます。最初の私の声明がどうであつたかとか、それは私は、申し上げれば、言いがかりだろうと思ひます。こういうことについてそういうことをお互いに言い合うというのは、極めて私にはある意味では不謹慎ではないか、こんなようにも感じるわけでございます。

そこで、私は午前中にも申し上げましたように、選挙期間中のこうした凶行、これは、まさに選挙というのは民主主義の根幹でありますから、許せないことであります。

私も、選挙期間中、深夜に火炎瓶を投げられたことがあります。しかし、その後なかなかこれは捜査が進みませんで、もう一度さらに自宅に投げられたことがあるわけでございます。そういう意味におきまして、やはり選挙期間中というのは候補者は身をさらすわけである、常に危険がある、そういう状況も我々認識をしなければならぬわけでありまして、しかし、決してそうした暴力に屈することがあつてはならないわけであり

ます。

断固としてこうした暴力は絶滅、根絶をしなければならぬ、闘つていかなければならぬ、このように思っておりますし、現在も統一地方選挙が進行中でございますから、警察当局に対して、しっかりと安全を図りながら万全の体制をとるよう指示をしております。

す。

いずれにいたしましても、こういった問題が、絶対数でふえているかどうかはわかりませんが、やや何か雰囲気として、そういった、発言や行動に対して見えない圧力を感じることもあります。

私も、我が家の周りを宣伝カーが回ったこともありまして、いろいろなことを経験しておりますけれども、そういう中であつて、少なくとも、暴力によるそういう言論封殺、政治家の行動封殺だけは、だけはというか、それを象徴的にあらわしているわけですが、そういうことがないように総理にも全力をお手伝いいただきたいと重ねて申し上げます。

そこで、本題に入りたいと思ひます。

教育再生ということを経理はまさに大きな旗に掲げられております。我が党の野田議員の質問にも本会議で答えられておりますけれども、総理が教育再生と言われるときに、何が大きな問題と考えておられるのか。

一般の皆さんにとつても私にとつてもそうですが、学力の低下とかいじめとか、本当に多くの課題があります。そういう多くの課題の中で、今の教育がそのままでいいと言ひ切れる人はほとんどいない、何らかの改革が必要だとほとんどの人が思っていると思ひます。そういう中において、総理が、特にこういう点が問題だからこういう点を覚えていきたいんだ、教育再生ということの総理の基本的なお考えをお聞きしたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 現在の教育の状況については、いじめの問題もありますし、また、未履修の問題もございまして、また、子供たちの学ぶ意欲が低下をしているという指摘もありますし、また、家庭や地域の教育力が低下をしてきているということもある、このように思ひます。

そしてまた、学力の低下も指摘されているわけでありまして、また、子供たちの規範意識、道徳心の問題、さまざまな指摘があるわけでありまして、これは、菅委員長も山口県の出身でございますか

ら御承知かと思いますが、吉田松陰先生は、学は人たるゆえんを学ぶなり、このようにおっしゃっておられます。つまり、人として身につけるべきことを身につけていく、これこそが教育であらう、このように思うわけでございます。そしてまた、それぞれ人間はいろいろな可能性を秘めているわけであります、そうした可能性を引き出していく、そうした教育が行われることも求められている、このように思うわけであります、それが問題でそれを解決すればいいということでは私はないんだらう、このように思います。

私が申し上げておりますことは、すべての子供たちが高い水準の規範意識、そして学力を身につける機会を保障していくことに尽きるわけでございまして、いわば、多くの子供たちが今塾に通っているわけであります、塾に行くというのは出費がかさみます。また、私立に行かせなければという風潮も蔓延しているわけであります、しかし、いわば公立学校において、先ほど申し上げましたように、高い水準の規範意識、そして学力を身につけることができるようにしていかなければいけない、これも教育再生の目的の大きな柱の一つでございます。

こうしたこと、教育については社会総がかりであらゆる課題に取り組んでいくことが私は大切であらう、このように考えているところでございます。

○菅(直)委員 規範意識さらには学力、こういう言葉が中心的に今総理の口から述べられたと思います。

総理は、総理になられる直前に出されたこの「美しい国へ」という本の中で、「教育の再生」という項を設けて、かなり詳しく述べられておりますね。

その中で、最初に引かれているのは、イギリスのサッチャー政権のときのこと、一つは自虐的な偏向教育の是正、これはサッチャーさんがやったという意味で総理が評価をされ、また同じような表現ですが、歴史教育において、「自虐的

な歴史教育」を、これは敗戦国に特有のことだと思つていたら、イギリスでもそういうものがあつたということを言われて、「長い間のイギリス病が、敗戦国シンジンドロームに似た感性を教育界にはびこらせたのかもしれない。」というふうに書かれていますよ。

つまり、総理が「教育の再生」という項の最初に触れたことは、まさに、イギリスの例をとりながら、日本においても、自虐的な偏向教育というものがあつてそれを是正しなきゃいけない、自虐的な歴史教育というものがあつてそれを是正しなきゃいけない、これが総理の第一の課題というふうに、これを読む限りそう受けとめられるんですが、そのように理解してよろしいんでしょうか。

○安倍内閣総理大臣

まず申し上げなければいけないわけであります、人間は一人では生きられないわけであります。人間が生まれ育つていく上においては、多くの人たちの愛情があり、そして、多くの人たちが助けられて人間は成長していくわけであります、人々が成長していく中であつて、はぐくまれていく家庭があり、地域があり、環境があり、そして国があるわけであります。そういうものに対するまなざしも私は極めて重要ではないだらうか、このように考えました。

そうした中において、それと同時に、この歴史の連続性の中にあつて自分が存在をしているということもあるでしょう。つまり、長い歴史や伝統や文化というものの対するまなざしも必要であらう、それを尊重する気持ちも大切ではないか、こう思うわけであります。

そして、この戦後五十年、六十年の中において、歴史や伝統や文化、そしてまた、自分が生まれ育つた地域、郷土そして国に対する敬意、温かいまなざしということが、私はかなり、むしろないがしろにされてきたという点もあつたのではないかと、私の問題意識があるわけでございます。そういう私の問題意識もあつたわけであります。

が、まさに、その中で、昨年、約六十年ぶりに教育基本法が改正をされたわけであります。日本の文化や伝統を尊重する、そうしたものを培ってきた、はぐくんできた郷土や国を愛する態度を涵養していくということをしつかりと教育の中に入れていく。これは、教育基本法を改正する中において、まさに新しい理念として入れられたわけである、こういうことでございます。

○菅(直)委員

私も、前半の部分は全く同じ考えです。人間は一人では生きていくわけではない。もちろん、親、祖先、そして生まれた地域、郷土、国。しかし、さらに広げて言えば、世界があり、四十六億年の歴史を持つこの地球という存在があり、今、環境問題などでは、地球が人間が住めない星になるのではないかと、大変強い危機意識を私は持つておりますが、やはり、国を越えた、そういったことについてもぜひ触れていただきたい、かつたな、こう思います。

その中で、地域、郷土、国ということについてややらないがしろにされてきた、そういう率直な感想を今総理が述べられました。そのことが、この本で述べられている、先ほど申し上げたイギリスを例にとつての、自虐的偏向教育の是正とか自虐的な歴史教育を是正する、そういうこととなつていて、こう理解してよろしいんでしょうか。

○安倍内閣総理大臣

先ほど、世界とか環境とかおっしゃられたわけであります、政府の改正教育基本法の中にも、先ほど私が申し上げたフレイズの後に、国や郷土を愛し、そして国際社会に対して貢献していく態度を涵養するということが書いてありますので、申し添えておきたい。もちろん、自然に対する、これを尊重する気持ちということも当然子どもへの新しい教育基本法の中には書いてあるわけであります。

教育においては、午前の討論の中で伊吹文部大臣が答弁をしたように、一定のイズムにのっとりた教育が行われてはならないわけであります、これはあくまでもバランスをとっていくことが大

切だらう、こういうことでございます。その中で、私は、本を書いた当時は、いわば歴史というものについては、やはりいろいろな角度から見ていく必要もあるという認識においてそうした記述をしたわけであります。大切なことは、バランスがとれていることが大切であらう、このように考えるところでございます。

○菅(直)委員

そこで、今、沖繩の皆さんが大変怒つておられることがあります。それは、まさに今おっしゃつた六十年前の戦争で、沖繩の皆さんは、米軍の上陸の中で、県民の四分の一あるいはそれ以上の方が命を落とすという大変悲惨な体験をされました。その中で、集団自決ということがあちらこちらで起きて、そのことが、従来は、軍の指示あるいは命令による集団自決という形で教科書に載せられていたということになりますが、それが検定の中で外されるということになつてきた。これに対して、これはきょうの沖繩タイムスであります、沖繩タイムスの中では、軍の命令だったということを、軍命ということを、実際に体験した人々がいろいろ証言されている、そういうきょうの新聞がここに、手元にあります。

この検定の過程について、どういう議論があつたのか、説明を、大臣でもどなたでもいただきたいと思ひます。

○伊吹国務大臣 先ほど総理が答弁をいたしましたように、議院内閣制で日本の統治は行われているわけですから、自民党、公明党が政権を持つているときに、自公の大臣あるいは自公のイズムで教科書が決められるということはありません。また、菅さんが総理になられてもそういうことをやつてもらつちや困るといふのは、これは日本の仕組みです。

したがって、私がこのことにお答えするというのは本来極めて不適切だと思ひますが、家永裁判以降の検定のあり方というのは、教科書に対する客観的な専門家の調査によつて、両論あることを一方だけ書くということとはやらない、あるいは自

分のイズムでもって書くということは認めない。ですから、客観的な記述になつていくかどうかということだけをやっていくわけで、今の御指摘についていえば、私は検定結果ということに介入をしておりません。その結果を後で教えてもらつただけですが、集団自決に対して軍の関与がなかったとは書いていないんですよ。あつたということについてはいろいろな説があるから、そここのところは中立的な記述にするということだけであつて、あつたと全くなかつたとか、そういうことは一切書かれていない、そういう議論が行われたということでございます。

○菅(直)委員 四年前の検定では軍の命令というのが記述されていて、今回それが、検定で意見が付されて、そして修正された。それが間違いないとすれば、前回と今回、どういう根拠でその判断が変わつたんですか。

○伊吹国務大臣 これも、根拠について私がお答えするということは、私は検定内容に立ち至つていふということですから、本来不適当だと思ひますが、検定の後、先生の御質問と同様の質問が幾つか国会でありましたので、そのプロセスを事務局に、つまり検定審議会の事務局を務めていく文科省の課に伺つたところ、その後、御承知のように、そうではないんだという裁判を起されていふ方もあり、その裁判の中で両方の御意見があつた、だから一方に偏つた記述をするということとは避けるべきだという検定意見があつたということでございます。

○菅(直)委員 そが大変問題なんですよ。この問題に対していろいろな方がコメントされていますが、比較的まことに中立的と思われる立場でコメントされている中で、沖繩の新しい知事がコメントされていますよね、個人的にはちよつと疑義を感じると。つまり、当時の全体状況から判断すべきではないか、仲井真知事はこういうふう言われております。

当時の客観状況、つまり、昭和二十年の三月、米軍が上陸してきた時点で沖繩は完全な軍政下に

ありました。そして、軍、官、民、共生共死、つまり、軍人と官僚と民間人はともに生きともに死ぬ、そういう考え方が徹底をされておりました。そして、当時の、やめてはおりますが、陸軍大將であつた東条英機大將が戦陣訓の中で、生きて虜囚の辱めを受けるな、このことを軍人に對して徹底をしていた時代であります。

また、自決された多くの方は、手りゅう弾によつて自決をされております。その手りゅう弾は、軍が持つていたものが何らかの形で多くの県民に渡されて、それによつて自決をされております。それ以外の手段の方もありますが、それによつて自決をされております。

こういう全体の状況から見れば、軍政下にあつて、いろいろな事例があるでしょう、島や、沖繩のいろいろな場所がありますから。その中で、部分部分でどういふ指示が明示的あるいは暗示的にあつたかは別として、トータルとしては、共生共死、ともに生きともに死ぬんだ、玉碎なんだ、徹底抗戦なんだ、その中で、最終的に、自決をされた人が、軍から配られた手りゅう弾で命を落とす。これが軍の命令あるいは軍の指示によるものでないとなぜ言えるんですか。

一つの裁判が行われていることは知つています。まだ結論は出ておりません。また、その裁判は、個別のある軍人が何を言つたかというところでの議論だと聞いておりますけれども、この沖繩の集団自決という問題は、裁判になつたところももちろんありますが、裁判に関係のない地域でも、かなりの規模で起きたと言われておりまして、そう考えると、イズムに影響されるべきでない、総理もそう言われ、伊吹大臣も言われますが、このことを推し進めたグループは、たしか自由主義史観研究会という方が一生懸命だと思ひますが、総理、この代表の藤岡さんという方は御存じじゃないでしょうか。いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 知つていふこととそれは全く関係ないんじゃないですか。だれを知つていふかということを一々この委員会が私が答えるのに

何が意味があるんですか、この教育三法案と。(発言する者あり)

○菅(直)委員 いいですか。総理が割と切れやすいのは聞いていましたが、きょう午前中、中山さん……(発言する者あり)きょう午前中の中山さんが質疑をされましたよね、従軍慰安婦について。従軍慰安婦について中山さんもされておりましたけれども、この問題を取り上げていふ中心的なグループの、教科書をつくる会の副会長で、また、今申し上げた自由主義史観研究会の代表で、その方は、何度か中山さんや、あるいは中川政調会長のもとにいろいろと陳情されているので、一つのイズムを持つた方だと思ふんです。

私はそれが悪いと言つていふんじゃないですよ。一つのイズムを持つた方だと思ふんです。何回も言ひますけれども、それが悪いと言つていふんじゃないんです、いろいろなイズムがあつていいんです。

問題なのは、しきりと伊吹大臣あるいは総理までが、イズムに左右されないバランスだと言われながら、バランスがとれた判断がされているんですかというところをお聞きしたくて、総理、こういう方を御存じですかと言つた途端に、何でそんなに切れなやいけないうんですか。

もう一度お聞きしますが、この方とお会いをされて、従軍慰安婦とかあるいはこの沖繩の集団自決について、陳情を受けられたり、あるいは議論をされたことはありますか。

○安倍内閣総理大臣 まず、切れたという、いきなり決めつけは失礼ですよ、それは。だれが考えたつて。私は皆さんより切れにくいと思ひますけれどもね。はつきり申し上げておきますけれども。

そこで、藤岡さんはこの検定には全く関係ない方ですから、検定に全く関係ない方について、知つていふかどうかということはこの委員会でも聞くのは全く無意味な質問だな、こう思ひ、そう申し上げたところでございます。

○菅(直)委員 これは委員長にもお聞きしたいん

ですけれども、イズムについて、イズム、つまり主義主張が、いろいろな方があるのは当然だし、あるいは政治家は当然持つていふんですよ、いろいろなイズムを。

ただ、総理や文科大臣自身が、イズムに左右されない、バランスをとつたということ言われたから、そういう強烈なイズムを持つた方の主張をお聞きになつたことがありますが聞いたら、何でそれを聞かないやいけないうんですか。なぜそれが全く議論がないんですか。教科書問題というのはこの委員会でも取り上げやいけないうんですか。教科書をつくる会というのは、教科書問題でまさにこの自虐史観のことを追及しているグループなんですよ。

ですから、そういうことを何で、聞くことがおかしいという総理の答弁は、私はこれはちよつとおかしいと思ひますが、委員長、いかがですか。

○保利委員長 私からお答えすべきことではないと思ひますので、再度御質問願ひます。

○伊吹国務大臣 委員長の御指名なので、お答えをいたします。

○保利委員長 ちよつと待つて。

伊吹文部科学大臣。

○伊吹国務大臣 きょうはテレビも入つていますから、菅先生、やはり冷静に、そして、検定というのはどういう仕組みで行われているかということとテレビを見ておられる方に誤解のないようにお話をいただきたいということを総理は言つていふんです。つまり、藤岡さんであれ、あるいは教科書をつくる会ですか、そういう方はこの教科書検定調査会と何の関係もありませんよ。そのことをいかに結びついているように一般の方におつしやるからおかしくなつてくるのであつて。

教科書検定調査会というものは全く中立的な立場で御判断をされて、そして、その御判断について、家裁判以降どういう判決があり、どういふ運用をしているかという、文部科学大臣の諮問機関として、教育的、学術的専門家である教育職員、学識経験者を委員とする教科用図書検定調査

審議会が設置され、文部科学大臣の可否の決定は同審議会の答申に基づいて行われているということであつて、藤岡さんとかなんとかの歴史の会だとかという方に、私も、総理、総理は、それは総理になる前にお会いになつていたかわかりませんが、教科書検定については一度も我々は会つたこともありませんし話したこともありません。

○菅(直)委員 それでは、少し話の角度を変えて申し上げてみます。いいですか、先ほどのことです。

先ほど申し上げたように、当時の沖縄の全体状況を考えますと、軍から渡された手りゅう弾で自決された方が大勢いたということが、軍の関与があつたかなかつたかについては両説あるから中立的な形に表現するようにしたという担当者からの説明を受けたと、先ほど伊吹さん、たしか正確に言えばそう言われましたね。

しかし、軍の関与があつたかなかつたか両説あると言われましたが、今申し上げましたように、私の知る限り、あるいは沖縄の体験者が知る限り、当時の状況を知る限り、個人が手りゅう弾を持っていますか、一般民間人が手りゅう弾を持っていますか。軍が持っている手りゅう弾が何らかの形で一般の人たちに配られて自決をしたときに、軍の関与がなかつたという主張が、それは主張する人がいるかもしれませんが、主張が成り立つとは思えませんけれども、聞いておられる皆さん、いかがですか。

○伊吹国務大臣 聞いておられる方がどういう判断をされるかは、聞いておられる方にまずゆだねたいと思います。

まず、菅さんは、それじゃ、自決をされた方はすべて軍の強制によって自決をされた、そしてすべて……(発言する者あり)いやいや、ちよつと待ってください。だから、すべて手りゅう弾で自決をされたと言ひ切れないでしょう。だから、先ほどから言葉を選んでうまく言っておられますよ、多くの方はとか、ある地域ではと。

だから、今回の、私が直接関与しているわけ

はないけれども、専門家が言われたのは、軍の関与がなかつたなんて一言も言っていないんですよ。軍の関与がすべてであつたということではないということと言っているだけなんです。だから、一方に偏つた記述はしないんだということなんです。

○菅(直)委員 今また伊吹さん、うまく言葉を継ぎましたね。すべてという言葉を入れましたよね。しかし、今度の検定は、別にすべてということと言っているんじゃないやありません。沖縄でそういう歴史的事実があつたかなかつたかという検定なんです。軍が関与してそうした集団自決があつたかなかつたかということなんです。

それは、そのケースが一件であつたか百件であつたか、あるいは、いろいろな形の自決があつた中で、それが一割であつたか五割であつたか、それを聞いていないんじゃないんです。すべてであつたかどうか、それは私も、すべてというのはい一般的にあり得ないでしょう、すべてという言い方は。現実に、手りゅう弾がなくて、かまや他のものでお互いに殺し合う形で自決したという報告もありますから。

しかし、軍が関与した、そういう形での集団自決があつた。今、文科大臣がすべてということと言われた。逆に言えば、すべてではないけれども、少なくともそういう事実があつたということ半ば含んでおられます。それならちゃんと認めるべきじゃないですか。なぜそれを、四年前まで認めた検定を変えられたのか、その根拠をお聞きしているんです。

○伊吹国務大臣 何度も申し上げているように、すべてのことについて軍の関与があれば、ということが真実であれば、そのような教科書ができるんですよ。だけれども、すべてであつたか、すべてなかつたか、どちらでもないから、一方的な記述はよくないという検定をされたんだと私は理解しております。

菅さんも、もう十分よくおわかりになつてテレビの前でうまくお話しになつていらっしゃるんですよ、す

べてのとか、あらゆるところと。

だから、今回は、全くなかつたなんということは一言の検定意見としても付されておりませんよ。だけれども、全くあつたということもないということなんです。

○菅(直)委員 四年前にどういう表現、あるいは、今回も、申請段階での表現と検定後の表現が書かれておりますが、検定前の表現にも、すべて軍の関与があつたかというところを書いた検定前の段階の文章はありません。すべてなんて書いた検定前の文章はありません。いろいろな表現になつておりますが、そういう事実があつたということが触れられているわけで、何もすべてだと言っているわけじゃありません。

それを、すべてとは言えないから今回からはだめですよというのは、何らかの判断が変わつたと見ざるを得ないんですが、どういう理由で変わつたんですかというのを私はお聞きしているんです。

○伊吹国務大臣 何度も申し上げておりますが、すべてでなかつたということもなければ、すべてが軍の強制によって行われたという記述もないわけであつて、今お話しになつたように、軍の強制があつた一部においてはとかという教科書になつていますか、従来の教科書が。なつていないんじゃないんですか、従来の教科書は。だから、誤解を生む表現はやめようという検定結果が出たということですよ。

○菅(直)委員 では、これは総理にもう一度、当時の全体状況の見方について御意見を聞きたいんですね。

昭和二十年の初頭といえば、私、小沢代表と硫黄島に九月に行つてまいりましたが、硫黄島が玉砕をした直後に当たるんでしょうか、その時代であります。あそこでも、最後にぐうに残された多くの方が自決をされております。これは全員軍人ですよ。そういう当時のことあります。ですから、仲井真新沖縄知事は、こういうことに対してちよつと疑義を感じる、当時の状況全体を考え

ると関与がなかつたと言えないんじゃないかというところを示唆されています。

そこで、先ほど申し上げました、当時、軍、官、民、共生共死という考え方で、軍人に対しては、捕虜になるぐらいなら死ぬという指導が行き渡つていて、かつ、軍から手りゅう弾が何らかの形で何人かには配布されて、そして集団自決というものが起きた中で、やはり総理、軍の関与があつたというのが自然の見方じゃないでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 先ほどの質問の続きでもあるわけですが、私がいろいろな考え方を持っておられる学者の先生方と総理である今も会うのは、当然これは自由だろうと思つておりますが、総理になつてからは藤岡先生にはお目にかかつておりませんが、当然それは菅さんだつてお認めになるだろうな、このように思います。

もしそれで、菅さんが意図している問題点があるということであるとすると、この教科書の検定そのものにその意見を持つて私が介入をしたということになれば、それはそうかもしれない。しかし、全くそんなことはないわけであつて、全くそれはあり得ないわけでございます。私も伊吹大臣もそうであります。

何か雰囲気とすると、菅さんは、間違つているから積極的に介入してそういうことをするべきだとおっしゃつていらっしゃるに伺えるわけでありまして、菅総理が実現した際には、御自身のいろいろな事実認定においてどんなこれは介入されるんですか、私はこのようにお伺いをしたい、このように思うわけですが、教科用図書検定調査審議会において、専門家がこういう事実認定において議論をして、そして、どういう意見をつけるかということを決めているということでございます。それがすべてではないでしょうか。

○菅(直)委員 総理は最近なかなか攻撃的になつて、私が聞いたことには答えなないで、私が総理になつたときにはこうするだろうなんということまでわざわざ言つていただいているんです。

私がお聞きしたのは、検定に関与したかしないか、あるいはしたんじゃないかなんということを私は一言も言っていない。そんなことは一言も言っていない。

そうではなくて、総理自身、大變歴史に、特に太平洋戦争の戦前戦後の歴史にある意味では詳しいから、あるいは非常に関心があるから戦後レジームの脱却、そういう言い方をされているんじゃないんですか。ですから、その戦後レジームの脱却という中に、戦後レジームと言われるものの中に、あるいは従軍慰安婦の問題、あるいは軍閥による集団自決の問題。昨日、文芸春秋を読んでいたら、その中で総理が対談をされておりますけれども、少なくともその相手の方は、岸元総理のそういう責任を否定されると思った、それが戦後レジームの脱却じゃないですか。それこそを相手側が言われておりましたけれども。つまりは、総理が考えられている沖繩戦の見方について、総理御自身の見解を私は聞いています。検定の関係も聞いています。沖繩の知事はそういう言い方をされました。

総理自身も先日沖繩に行かれたじゃないですか。残念ながら、沖繩に行かれたけれども、この問題は一言も触れられませんでしたよね。私は宮古に行きましたけれども。総理は、沖繩に行つて、沖繩戦の、この沖繩の人たちが非常に関心を持っていることに触れられませんでした。総理自身は、沖繩戦においてのこういう歴史的な事実についてどのように考えられているのかということ、総理自身のお考えを聞いています。私が総理になったときのことまで心配していただかなくとも結構であります。

○安倍内閣総理大臣 今、沖繩の補欠選挙について、私の演説について触れられましたが、まさに沖繩の選挙があるからこんな議論をされているんですか。違いますよね、もちろん。それは違うと私は信じて、このように思うわけでありすが、それは全く別の話だろう、このように思いま

すよ。

しかもこれは、いわば史実がどうであつたかという議論であつて、総理大臣がそういうことを一々ここで言うべきなんでしょうか。それは専門家が議論し、調査し、そしてその上で意見をつけることではないですか。私が一々そこで判断できるんでは、教科書の検定を私が一人でやるということになるんじゃないですか。そうでしょう。そうではないんです、そうあつてはならないから、イズムとは離れたところにおいて、先ほど申し上げましたような審議会において、冷静沈着な、そして学識に裏づけされた議論をすべきであらう、このように私は思うわけでございます。(拍手)

○菅(直)委員 選挙をやっているときに、選挙にかかわる地域の問題を国会で取り上げるのは大いにやるべきじゃないですか。何でもそれがやっちゃいけないんですか。選挙の中で、例えば米軍再編の問題を、米軍再編の問題を、沖繩に大変かかわりのある問題を、ではなぜ議論を避けるんですか。逆に言えば、沖繩の人たちが一番関心を持っている問題を、地元で選挙があるならば言えはいし、国会でも取り上げればいいし、なぜそれがおかしいんですか。私はそれを封殺する方がよっぽどおかしいと思ひますよ。

それから、歴史的な事実に対して総理がいろいろ言うのはいいが、いかにがなものかと。しかし、総理は、従軍慰安婦の問題で、参議院の我が党の議員の質問に対して、狭義の強制はなかったけれども、広義の強制はあつた、そういう答弁をみずからされているじゃないですか。歴史的な事実に対して、質問に対してみずから答えておられるじゃないですか。この場所では、私が聞いたら、そんなことを答えるのはいいかがなものか。ダブルトークじゃないですか。

つまりは、自分が都合のいいときだけは私の考えですと答えてながら、あるいはこういう本で述べられながら、都合が悪いときになると、いえ、それは答えるべきことではない。これはやは

り、政治家としては本当にひきょうな態度と言わざるを得ませんね。いかがですか。(拍手)

○安倍内閣総理大臣 ひきょうな態度というのは、それは失礼ですよ、余りにも。菅さん得意の、すべてをごちゃごちゃ混同させて一つのイメージをつくっていくという論法が今回も明らかになったということは、私はまずはびっくりと申し上げておきたいと思ひます。(拍手)

強制性等等については、先般の審議の中において、かつて外政審議室長が調査したことの内容において、私は、これはこういうことであつたという解説をしたにすぎないということでございます。それは今までの政府の答弁にのつとつてのことでございます。

そして、今私が申し上げていることは、教科書検定のまさに中身であつて、その教科書検定の中身それぞれについて、私が、こうするべきだ、あつて、それはできまじやんとということを申し上げているわけでありま。

そして、選挙については、選挙をやっておりますから、選挙で課題になつてくることについてこそ議論することは結構です、私も逃げてないし、菅さんの質問に答えているわけでございます。しかし、沖繩で私がどういふ演説をしようかと、それは私どもの方針であつて、私の演説を聞いた方々にどうだつたかということを恐らく聞いていただければいいんだらう、このように思ひますよ。

その中で、しかし、この教科書検定ということの議論については、これはやはり冷静に話さなければいけませんねというのを、党派性を持つて、ましてや選挙に結びつけてやつてはいけないというのを私は申し上げていくわけであつて、教科書検定というのは、これはだれが総理であらうと、だれが文部大臣であらうと、専門家が、専門的な見識に裏づけされた方々が議論をして、それは事実を一つ一つよく調査あるいは検討しながら、そして最終的にいろいろな意見をつけていく

ということが私はあるべき姿であらう、このように思ひます。(拍手)

○菅(直)委員 総理は、結論的には、この沖繩の大變重大な歴史的な事実について、一切その見方も述べられないで済ませられたということなんでしょう。

そこで、少し範囲を広げて、もう一つだけ申し上げておきます。私は、総理が総理大臣に就任された最初の予算委員会、村山談話や河野談話について一応確認の質問をいたしまして、総理は、それを個人的にも踏襲すると言われました。

私は本当に、この村山談話、河野談話、もう十年を少しさかのぼつて出された二つの談話であります、これでほぼこういつた問題は国際的にも解決済みになつたと当時理解をいたしておりました。ですから、もう改めてこの問題をこちらからぶり返す必要はないし、相手もその線で大体納得をされた、当時私も自社政権の中にいて感じておりました。

それが、また十年以上たつてこの問題が、例えばアメリカ国内においても大きな問題になつていくというの、私は何か、この自虐史観ということとを言ひ募ることで、わざわざ解決済みの問題に再び火をつけた、少なくともそういう政治的な効果を、だれが意図的にやつたかやらなかつたかは別として、そういうことになつて、こう見ています。

総理、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 それは菅さんの見方であつて、私はそのようには考えておりません。

○菅(直)委員 何ですか、では、どういうふうに見られていますか。

○安倍内閣総理大臣 それは関係ないということだと思ひます。

○菅(直)委員 関係ないというのは、例えば従軍慰安婦の記述についていろいろな議論があつたことと、例えばこの河野談話の問題と、今アメリカでいろいろ議論になつていくことは関係ないと言

われるんですか。

○安倍内閣総理大臣 つまり、何によつて惹起されたかということをおっしゃったので、それが直接関係あるとは私は思っていない、こういうことでございます。

○菅(直)委員 いや、私、それはちよつとびっくりしましたね。

よく皆さんが批判されるときに、アメリカのあの議決を出されている人が、何か聞かれたら、いや、河野談話に書いてあるじゃないですかと言われたということをもつてよく批判される方がありますが、河野談話とかあるいは村山談話とか、あるいはそれをめぐる議論と、今のアメリカで問題になっている議論がなぜ関係ないんですか。関係があるから大変な問題になっているんじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 菅委員は何を聞きたいというのか、私はよくわからないわけでありまして、では、何と何が具体的にどう関係があるというのか、私はお伺いをしたい、このように思います。

○菅(直)委員 私は、一番最初に申し上げたと思うんです。つまりは、河野談話とか村山談話というものは、もう十年以上前、私も自民党政権の中にいた時期もありました。そういう中で、もう一応その二つの談話で国際的にこういった問題が解決済みだというふうに、国際的にも国内的にも見られていたのに、それが改めて火をつける形になったことが、この「美しい国へ」の中にも書いてある自虐的偏向教育というものを何かあげたら、それを変えなければといった議論が、結果として、せつかくもうおさまっていた問題に再び火をつけることになったんじゃないですか。

これをお聞きしておられる方は、私の質問の身をよく理解していただけたと思うんですよ。それを総理が、いや、全く関係ありませんと言うと、何で関係ないのかなと。

そういうことをお聞きしているんですけども、御質問、理解していただきましたか。

○安倍内閣総理大臣 私の答えをよく理解して

ないのはそちらだと思えますよ。だから、それとはかわりがない、このように申し上げているわけであります。

○菅(直)委員 私は、総理はこれからどういう評価を歴史的に受けられる総理になるかわかりませんけれども、せつかく、中国、韓国の関係を大変改善されたという意味では、私も、総理になられた直後のいろいろな行動については一定の評価をいたしております。しかし、それが、総理の地金ともいべき持論が開始した中でだんだんと怪しくなっているんじゃないかということをお心配申し上げて、今のことを申し上げたところで。

そこで、最後に、時間があともう少しです。で、この「美しい国へ」の中にもう一つ、教育の中で、誇りという言葉をよく総理は使っておりますし、私も、日本の国に誇りを持っておりますし、生まれ故郷山口にも誇りを持っておりますし、誇りというものは大事だと思っております。

特に、私は、新渡戸稲造さんの書かれたこの本の中に一つの章がありまして、「名譽」という段があります。その中で、新渡戸稲造さんは、「廉恥心は少年の教育において養成せらるべき最初の徳の一つであった」と。笑われるぞとか体面を汚すぞとか、そんなことをやって恥ずかしいのかというような言葉が、少年に対する正しき、まさに総理の言葉を使えば規範を持った行動を促す、そういうものであったと。

ですから、本心に、日本の持つてくる歴史的な皆さんの財産があります。文化的な皆さんの財産があります。そういうものを大事にする中でいけば、一つの例ではありますけれども、この百年以上前に書かれた「武士道」の中に盛り込まれた、子供に対する、そういう誇りを持たせるといふ形で自分たちの行動の規律を守らせる、そういうことをもつと重視すればいいと私は思うんです。

他の国との関係で自虐だとか自虐でないというところで、何かこう自分の国だけがいんだというところを植えつけようとするよりも、本来日本があるべき考え方をきちつと書いたものはたくさんあります。そういうものを大事にしていこうことが私は重要だと思えますが、総理の御見解を伺いたいと思えます。

○安倍内閣総理大臣 私の本を読んで、私がこの国だけがなんだんということを言っていると思うんであれば、もう少し国語力を鍛えていただきたい、このように思うわけでございます。読解力を鍛えていただきたい。私はそんなことを全く書いておりませんから、念のため。どうか今晚、もう一回読んでください。

そこで、新渡戸稲造氏が書かれた「武士道」の中には、例えば、仁。相手の――よく私の言うことも聞いてください、私も菅さんのことは聞いていますから。その中で、相手のことを重んじる、仁を大切に、あるいはみずからの欲に打ちか

つ克己という気持ちも大切に、こういうことが書いてあります。いわば教育にとつては大切なことがさまざま書かれている、このように思うわけでございます。

そして、私が、みずから育つたこの日本、また郷土に対して、静かなる矜持やまた誇りを持つべきである、こういうことを申し上げたのは、やはり自分の生まれ育つたこの郷土や国のことをまずよく知るべきである、そしてそれに対する愛着を持つこと、これは真の国際人にもつながっていくことであつて、相手を尊重することにもつながっていく、そういう意味のことも私は申し上げていくわけであります。そして、その中で、みずから自分の国に誇りを持つということは、やはりこれは日本人として外国に行つて恥ずかしいこととははいけないという気持ちになつていくはずだといふことも書いてあるはずであります。であるからこそ、世界に対して貢献をしていくという気持ちにも当然つながっていくのではないかと、このことは申し上げておきたい、こう思う次第でございます。(拍手)

○菅(直)委員 私についての国語力について御注意をいただきましたので、総理も私の質問を十分

理解するだけの国語力を持つておられて言っているんだらうと思いましたが、残念ながら、必ずしも私の質問に十分にはお答えをいただけていないので、その言葉、あえて総理にもお返しをしておきたいと思えます。

そこで、もう少ない時間ですが、最後に、実は私、一度、杉並にあります和田中学に出かけまして、学校というものについていろいろと藤原校長とお話をいたしました。

校長が言われている中で、非常に感心、そうだなと思つたのは、従来、教育というのは学校と地域と家庭でそれぞれ担っていたのが、残念ながら、今や地域の教育力、さらには家庭の教育力が大変落ちてしまつて、それを全部学校が担うのは今の体制ではとても難しい、そこで、和田中学校では、地域本部というものをつくられて、地域の皆さんが、例えば芝生の、校庭の草刈りをするといふのを一緒にやるとか、あるいは、土曜寺子屋といふのをつくつて、本来なら家庭の中でお父さんやお母さんが子供の宿題を見てやるということができにくい今の時代に対して、逆に、土曜日、三分の一か半分ぐらいの生徒が自発的に来られたようですが、私が行ったのは土曜日でしたが、そういう補習のようなことを学校の施設を使つてやっています。

まさに、そういう意味では、学校と地域と家庭というものがそれぞれ補ひ合う、あるいは、それが不足した場合にそれにかわる手だてをどのようにしていくのか、このようなことを、私も現場の中で話を聞きながら、すばらしい努力だなと思ひました。

そういう意味で、どちらの法案ということを超えて、私は、学校と地域と家庭というものがこうあるべきというよりも、ある意味では、こうなっているんだからそこをどうやって補つていくか。それが果たして、今の政府が言われている法案の、例えば教育委員会を、国の指導を強めるといふような方向がいいのか、それよりも、逆に、まさに、PTAに限りません、必ずしも子供さん

あるべき考え方をきちつと書いたものはたくさんあります。そういうものを大事にしていこうことが私は重要だと思えますが、総理の御見解を伺いたいと思えます。

○安倍内閣総理大臣 私の本を読んで、私がこの国だけがなんだんということを言っていると思うんであれば、もう少し国語力を鍛えていただきたい、このように思うわけでございます。読解力を鍛えていただきたい。私はそんなことを全く書いておりませんから、念のため。どうか今晚、もう一回読んでください。

そこで、新渡戸稲造氏が書かれた「武士道」の中には、例えば、仁。相手の――よく私の言うことも聞いてください、私も菅さんのことは聞いていますから。その中で、相手のことを重んじる、仁を大切に、あるいはみずからの欲に打ちか

つ克己という気持ちも大切に、こういうことが書いてあります。いわば教育にとつては大切なことがさまざま書かれている、このように思うわけでございます。

そして、私が、みずから育つたこの日本、また郷土に対して、静かなる矜持やまた誇りを持つべきである、こういうことを申し上げたのは、やはり自分の生まれ育つたこの郷土や国のことをまずよく知るべきである、そしてそれに対する愛着を持つこと、これは真の国際人にもつながっていくことであつて、相手を尊重することにもつながっていく、そういう意味のことも私は申し上げていくわけであります。そして、その中で、みずから自分の国に誇りを持つということは、やはりこれは日本人として外国に行つて恥ずかしいこととははいけないという気持ちになつていくはずだといふことも書いてあるはずであります。であるからこそ、世界に対して貢献をしていくという気持ちにも当然つながっていくのではないかと、このことは申し上げておきたい、こう思う次第でございます。(拍手)

○菅(直)委員 私についての国語力について御注意をいただきましたので、総理も私の質問を十分

がその学校に行っていない地域の人たちも交えた地域的ないろいろな、学校あるいは学校を含む地域の教育力、力を強くしていく、そういうことを判断するために、私は、そういった地域というものを大事にし、あるいは、家庭は単純に大事にできないとすれば、それを補うものをどうするか、こういう考え方を持つことが重要ではないか。

最後に私なりの考え方の一端を申し上げて、そろそろ時間ですので、質疑を終わりたいと思います。(拍手)

○保利委員長 次に、松本剛明君。

○松本剛明委員 私ども民主党の教育の考え方の基本的な部分を皆代表代行からお話をさせていただきます。

まず、民主党の提出者の方にお伺いをしたいと思います。

民主党は、今回、教育力向上の三法案ということで提出をしておりますが、まず最初に、民主党の免許法について、今の教育の実情、教員を取り巻く環境、学校現場の課題というのをどういうふうにとらえて法案を作成したのか、その特色と、また、政府案との差異でお話をいただくべきことがあれば、その点について御説明をお願いいたします。

○田島(一)議員 お答えいたします。

私も、まず、教育は人であるという観点に立たせていただいて、今生きる子供たちをいかに豊かに育てていくか、そのためには優秀な人材を教育界に集めなければならないという観点から、現状の問題点にぶち当たりながら、法案作成に取り組ませていただきました。

残念なことに、今の教育の現状を見ますと、大多数の教員の皆さんは献身的に子供たちのことを考えて取り組んでいたというとは思いますが、先日、文部科学省も四十年ぶりに教員の勤務実態調査をされたところですが、その調査結果でも明らかとなり、罹患者も随分ふえてきている、教師が現場に立てないというような、そ

んな問題も随分明らかになりました。かなり夢や希望を持って、難関を突破して教職につかれた先生方だったと思いますが、現実との大きな乖離に御苦勞いただいている。そう考えたとき、やはり私たちは、優秀な先生方を、どんな困難があっても教壇に立っていただける人たちを集めることが何より大切だろう。

そういうことから、まず、豊かな人間性、そして卓越した指導力を養成するために、教員課程、今は四年間の履修でございすけれども、それを、プラス二年間の、大学院の修了を加えるという形にさせていただきました。もちろん、その二年間の大学院の中では、一年間の現場実習をしつかりと経験していただくことを盛り込んだ中であります。四年制大学から二年間の大学院修了を加えた中で教員の職についていただく。それで、その後八年間の実務経験を積んでいただいた方には、さらに教職大学院で一年間学んでいただく、その後専門免許というものを取得していただくというふうな流れをつくりました。

免許状には、それこそ政府案が示しているように、十年間というような有効期限は設けておりませんけれども、原則として免許授与後十年ごとに講習を受けていただいて修了を認定する、そして、専門免許をお取りいただいた方にはこの十年ごとの講習は免除するというような形にさせていただきます。

あえて差異を申し上げるとするならば、今のこのように教壇に立てないという先生方がふえているこの現状を、とりあえず政府の方は十年後に何とかしましょうというような内容になっておりませんけれども、私どもは、教壇に立てない先生方を生まない、つくらないという、入り口の段階で政策として打ち出させていたわけでございますので、そのような形で御理解をいただけたらと思います。

○松本(剛)委員 私どもの教育の課題に向けての、また今後のあるべき姿というのをしっかりと形にさせていただいたと思っております。

後ほど、順次、総理また伊吹大臣にも御所見を承っていきたいと思っております。

私もインターネットの辞書ではなぜか気が短い議員というふうに書かれておりますが、総理が重厚でなくならずと国を愛する心の涵養にもよくないと思いますので、しっかりと議論をさせていただきたいと思っております。

続いて、民主党の地教行法について、やはり今の教育の現場の問題、また課題のとりえ方などを御説明いただきたいと思います。また、政府案との考え方の違いについてもよろしく御意見をいたします。

○松本(大)議員 お答えします。

今、教育現場では、教育格差の問題、いじめ、不登校、それから子供を取り巻く痛ましい事件の続発など、さまざまな問題が起こっており、こういった問題の解決、改善が求められているところがあります。

しかし、きめ細やかな対応が必要な問題であっても、今の教育行政では、国が学習内容を決める、都道府県が教職員の採用や人事を決める、市区町村が学校の管理運営を行うといった形で、責任の所在が三位ばらばら、たらい回しが起こるという実態がございます。また、地方自治体においても、教育の予算編成といった教育財政については首長が決める、しかし教育行政は教育委員会が行うという形で二元行政の仕組みが残っており、こういった仕組み、実態を改善していくことが今の学校現場、それから教育行政に求められる課題ではないかとこのように考えております。

そこで、こういった現状、課題を克服するため本法を臨時国会に提出したわけですが、今回改めて、いわゆる学校教育力向上三法案の一つとして再提出をしたところでございます。

続きまして、その内容、特色でございますけれども、まず第一に、今現在責任の所在が不明確であるとしております教育委員会については廃止をする、そして、その事務については地方公共団体の長に移管をする、第二に、地方公共団体に新

たに教育監査委員会を設置しまして、地方自治体の長に移管する事務の実施状況につきまして必要な評価、監視を行い、その改善のために勧告を行うことができる点、さらに第三に、各地方公共団体が設置する学校ごとに、保護者、それから地域住民、校長等から構成される学校評議会を設置しまして、学校の主体的、自律的な運営を行うことを可能としている点等であります。

なお、政府提出の地教行法改正案でありますけれども、現行の教育委員会制度を初めとした仕組みがそのまま温存される形となっております。果たして責任の所在が明確になるのかどうか不明でありますし、また、いじめや不登校の問題では、教育委員会が適切に機能していなかったというところに加えて、学校現場の閉鎖性、それから文科省の認識と対応の甘さというところも指摘されたはずでありますけれども、果たして国の教育委員会に対する関与を強めるだけで有効な方策となり得るのか、疑問に思うところであります。

民主党は、学校の教育力向上を目指しまして、教育問題の責任の所在を明確にするという前提のもとで、教育再生を図るために、本法律案を提出したところでございます。

○松本(剛)委員 それでは、三法案の最後、民主党の教育環境整備法についての御説明をお願いいたします。

○笠議員 この三法案の最後の、私どもの教育の環境整備のための法案なんですけれども、今日、教育現場のいろいろな問題を考えるときに、昨年来の例えば教育基本法をめぐる審議の中でも、あるいはこれを現実的に解決していくこととして、どうしても教育の予算というものが、お金がかかるというところは、これはもう恐らくは、党派を超えて同じ考えをお持ちの方が多いんだと思います。

ただ、残念ながら、そうした中で、我が国の教育費、GDPに占める公財政支出の割合というものが、先進国で今最低の水準である。あるいは、

たびたび御指摘もさせていただいておりますけれども、家計費に占める教育費の割合、負担というものは、逆に最高水準になっている。こうした現状をやはりしっかりと変えていかなければならない。そうしなければ、今、経済格差が、つまりは、親の収入によって子供たちの学びの機会、この機会の格差というものを生んでいる状況もございます。

私も民主党は、大学に進学をしたいけれども、残念ながら経済的な理由からそれがかなわないお子さんたちもたくさんおられるわけですね、そういう人たちはすべて、例えば奨学金の制度を受けられるようにしよう、これまでもそういった教育の政策を提案してまいりました。

特に、公立学校の教育力をこれから向上させるためには、やはり学校の環境整備に力を注いでいかなければなりません。多様な教育の機会の提供、あるいは少数学級を実現するにしても、これは学校の先生たちの質とあわせて、量、つまりは数を確保していくことは重要なことになってまいります。

そういう中で、いじめの問題が深刻化する、そういうときに、スクールカウンセラー、これが有効であるということも明らかになっており、各学校に配置をすることができないか。あるいは、耐震化の整備というものもおくれているわけですが、けさほどの議論でもございましたけれども、IT化、ITを活用するサポートの体制を整えていく、こういったことについても予算、お金がかかっていく。

我々は、人づくりへの投資をもっと十分に、しっかりとやっていくということ、この国会にも再提出をさせていただいておりますけれども、日本国教育基本法案の中で、教育予算というものもしっかりと確保していく、これを充実させていくということを明記し、そして、この理念を実際に具体化したものが本法律案でございます。政府案との差異という御質問がございましたけれども、まさに、政府の今回の教育関連三法案の

中には、この我々の教育環境整備法案に対応する法案というものの、規定というものもございせん。私たちは、教員の数も削減し、あるいは教育予算を今削減しようとしている政府に対して、しっかりと教育にはお金をかけていく、その公財政支出を高めていくんだということで、今回の法案を提出させていただきました。

○松本(剛)委員 順次、テーマに沿って聞きたいと思いますが、本会議での質疑、それからきょうの午前中の与党の方々の質疑をお聞きしても、小坂前大臣を初め、何人かの方が予算の話に触れておられました。大変重要なテーマであるというふうに我々は認識をして、これをやはり一つの政治の意思として形にあらわすべきではないかというところで、今回の法案を提出させていただきました。こまごまと議論を聞く限り、間違いなく御賛同をいただけるのではないかと、このことを前提に、幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

今の教育に対する公財政の支出、これは教育基本法の議論でも何度か大きなテーマになりました。これをあらためて聞きたい。お手元に資料も届けていただいていると思いますが、何年度も既にあらためて聞きたいところもあると思いますが、残念ながら、先進国の中で日本はやはり公財政の支出は少ないというふうに認識せざるを得ないのではないかと思います。また、国の支出の中における構成比も、この五十年間、ちょうど自民党政権の五十年間で、やはりじりじりと下がってきたのではないかと、数字を見る限り言えます。

実は、ほぼ一年ほど前に当時の小坂大臣と議論をさせていただいたときも、その認識に基づいて、今後の政治の意思を示していただきたいというふうに申し上げたんですが、そのときは、「今後とも教育に対する予算というものは十分に確保していくべき」ということで、「今後とも」とする気はないかということで御議論をさせていただきましたが、「今後とも」のままであります。きょうの質疑を聞く限りは、やはり本音は「今

後とも」ではなかったのかなというふうに思っております。ぜひこころは、従来の、いわば役所の用意をした延長線ではなくて、きちっとした政治の意思としてどうするかということをお示しいただきたいというふうに思います。

そこで、総理にお伺いをしたいと思います。国際的な水準からやはり低い、これはOECDの統計でありますから、そういうふうに世界から見られているのではないかと思います。また、こここのところ低下してきたと言わざるを得ないと思いますが、これについて、やはりそういうことだというふうな御認識でよろしいでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 このOECDの対GDP比については、確かにそういう水準になっている、このように思います。しかし一方、予算の中での配分の比率ということであれば、必ずしも低い水準にはなっていない、こういうことでございまして、これはまさに行政のサービスと負担全体について国民的な議論をしていく必要があるだろう、このように思います。

生徒一人当たりについては、平成元年以降、教育への公財政支出は五〇%増、こういうことになつていくというふうに思うわけですが、しかし、現場の先生方あるいは父兄の皆さん方の声を受ければ、もっともっと充実をしてもらいたい、こういう声があるのも私も十分に承知をしているところでございまして、教育予算の内容の充実は重要である、こう考えております。また、今後、効率化を徹底していくと同時に、めり張りをつけながら、真に必要な教育の予算については財源を確保していかねばならない、こう考えております。

そして、何といつても、私も、教育の再生を私の内閣の最重要課題の一つとして位置づけております。それを念頭に取り組んでいかねばならない、こう考えております。

○松本(剛)委員 伊吹大臣にもお聞きをしたいと思っております。本会議でも、来年度の予算編成に向けて議員各

位の御協力をということでお話があったと思えます。予算を確保するということは、今総理も負担のことをおっしゃいましたが、国民に負担をすぐに求めるという前には、ストレートに言えば、ほかのものを切つても教育を重視するというやり方があるというふうに思います。

我々の場合、やはりそこが一番今大事なところではないかというふうに思っているわけでありまして、そして、そのことをきちっと示すためには基本法にも書くべきだと思ひ、我々は日本国教育基本法に書きまし、それを受けた法律が必要だということで今回提出をさせていただきました。

予算についての伊吹大臣のお考えと、法律として出すことについての御所見をお聞きしたいと思います。

○伊吹国務大臣 これは、先生のお父さんの松本十郎先生に私も大蔵省時代御薫陶を受けたことを、もう一度ここで申し上げなければなりません。

それは、今まさにおっしゃったように、一国を預かる政府を形成する政党の場合は、必ずつじつまの合った話をしなければならぬです。ですから、教育の予算は、私はふやすべきだともちろん思っております。思っておりますし、また、その条件を整えていかねばならない。これがやはり与党としてつらいところなんですよ。

ですから、教育予算をふやせばいい、法律に書けばどこから財源が降ってくるというわけではない。だから、先ほど総理も申し上げましたように、教育は安倍内閣の最重要課題の一つですから、選択と集中をそろそろ、一律的なカットというのの小泉内閣のときで済んできていますから、これを今度どこに選択と集中をやるかということがまず一つあります。

その場合に、どこを減らしてどこをふやすんだと。これは民主党もどう考えておられるのかというところを、きょうはテレビもありますから、例えば公共事業費を減らすのか、しかしそれ以外に、

農業はすべて価格差補給をするとかいろいろおつしやっているから、私は随分お金が要ると思えますよ。そのお金をどこから持つてこられるのかという議論も含めて、やはり全員で私は教育予算を充実していくというのが筋だと思えます。

これを法律に書くかどうかは、これは結果的に予算で国会の承認を得るのか、法律で国会の承認を経るのか。つまり、財政法に書いてあるように、支出をする場合は、あるいは国民に負担をさせる場合は必ず国会の議決を経なければならぬという形は、私は、国会に対して二重の授權をとるということになりますから、どちらがいいのかということは、これは政策の進め方の問題だと思います。

○松本剛委員 私どもももちろん、政権を国民の皆さんに負託しただけなにかというふうに向うているわけでありまして、予算についても、今おつしやった農業の話、それから子供たちの児童手当の話、そして教育の話について試算をさせていただいています。私どもが考えている事業をすべて展開しようと思えば、おおよそ十七兆ぐらいの予算がかかるというふうを考えております。

他方で、しかし、今回も緑資源機構の中で出てまいりましたように、天下りそれから公共事業の調達の方法を改めるというだけでも、二けた兆円近いお金を支出することが国と地方を合わせれば十分にできるわけで、その地方が削減をした分をどのように整理していくのかということであり、ます。きょうはあれであります、またそういう内容についてもしつかりとしていただきたいというふうに思っております。

その中で、今あえて法律のことを触れさせていただきまして、そして、政治の意思というふうにお話をさせていただきまして、これまで公共事業について、五カ年計画とか法律とかあらゆる形で出され、やはりそれが一つの政治の意思として、直接はそうではない、仕組みはそうではあり

ませんが、結果として予算に反映をされてきたという事実があります。

これからの時代、やはりせめてこれまでの公共事業並みに教育の予算をしつかり格上げするべきではないかということで、我々、これも計画を立てての、計画的な予算のいわば積み上げというのを提案させていただいているわけでありまして、これについて御賛同いただけないかということについて改めてお聞きをします。

○伊吹国務大臣 まず、きょうはテレビが入っておりますから、国民の皆さんに誤解のないように申し上げなければならぬのは、緑資源公団その他の事業の規模というものは、一般会計の税金ではありませんよ、先生。これはすべて、借入金あるいは財投債、財投機関債から出ているお金であつて、今教育に要するお金は、国の一般会計の財源をどう見つけ出すか、あるいは地方のその分の負担をどう見つけ出すかという議論をしなければなりませんので、政府関係機関を合理化すれば一般会計のお金がふえてくるという誤解を国民の方々に与えるというのは、私はちよつとアンフェアだという気がしますね。

しかし、同時に、予算をふやさなければいけないというのは、私は文部科学大臣ですから、当然先生のお考えと御一緒です。だから、どこを削つて、どこでこの教育予算に集中するのか。それができないのならばどれだけの国民負担を求めるのか。これがやはり政権担当をする能力のある政党の議論の仕方なんです。ですから、こここのところをはつきりと詰めていきたい。

だから私は、安倍内閣として、総理がしっかりとした考えを持っておられたら、法律にあえてそういうことを書かなくても、きちつとした予算編成ができると思っております。

○松本剛委員 文科大臣の答弁としては、私としては非常に残念であります。というのは、やはり教育に、子供たちのことにまずお金をかけるんだという意思から、それであれば、公共事業にしても、今政府がやっている事

業にしても、今の天下りの問題なども、特別会計とおつしやいましたけれども、全体からすれば、一般会計から補助金が出ているものもあるわけですよ。ですから、そこはきちつとお話を申し上げなければいけませんし、その上で我々は、やはりまず子供たちにお金をかけるべきだ、だとすれば、ほかのものはどこから順に我慢をしてもらうのかという発想をしているわけですよ。今の大臣のお話を聞き限り、お金があればやるよというふうにししか聞かえないわけでありまして。

公共事業の法律を出させていたのだのも、あの当時は恐らく公共事業について強い意思がそれをもつて示されていたわけですよ。ですからそれが確保され、おのずとそのし寄せがほかの案件に結果としてはいついたと私は考えているわけですよ。ですから、安倍内閣において教育が最重点課題であるというのであれば、この議院内閣制のところにおいてそのぐらゐの法律案を、今回の法律案をお読みいただいたと思います、そんなに乱暴なことは何も書いてありません、きちつと計画的に教育の予算をふやそうということを書いてあるだけなんです。御賛同いただけるのではないかとこのように思っております。

○伊吹国務大臣 先ほどから公共事業についてというお話がありますが、それは道路整備五カ年計画だとか港湾整備何カ年計画ということを言っておられるわけですか。(松本剛委員「臨時措置法もあります」と呼ぶ)措置法もあります。

そして、これは先生、政権を担うことを目指しておられる政党ですから、しかもその政策の責任者ですから、十分これらを勉強していらつしやると思ひますが、一応の計画を立てて、閣議で決定をして、しかし毎年の予算の査定によつてそのことを実現していくということは、みんなついでいて、これは閣議決定で行われているわけですね。ですから、当然、振興計画というものをつくるわけですから、これを閣議決定を安倍内閣としてして、そして国会にも御報告しなければなりません。そのときにぜひ御賛同いただいて、力を合

わせて教育の予算をふやしていくということじゃないでしょうか。

○松本剛委員 どうお聞きをしても、反対する理由がないのではないかとこのようにしか思えません。ぜひ賛成をしていただきたいというふうに思っています。

少し各論に入らせていただきたいと思ひます。形態としては……(発言する者あり)少しお静かにしていただけないでしょうか。教育者でいらつしやった方ではないかというふうに思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

教育は、あえて分類すれば、形態としてはある種のサービス業だというふうに言えると思ひます。何を申し上げたいかといえば、提供される一人当たりのサービスの質掛ける量が提供される内容になるというふうな理解をしてもいいのではないかと思ひます。

そうなりますと、質の問題というのいろいろな形で今議論をされていますが、先にまず数の問題、定数の問題ということについて少し議論をさせていただきたいと思ひます。

実は、自公政権では昨年、行政改革推進法というのを決められて、その中で、わかりやすく言えば、これから子供の数が減りますが、そして当然減るのに当たつてその割合で教員の数は減るんですが、行政改革だからその割合以上に減らしましよ、このように法律で、それこそ法律で定めになりました。数をやはり確保すべきではないかというふうに思っております。

伊吹大臣は先般の本案議で、総理も厚い決断を、アツイというのは手厚いの厚いという字が少なくとも議事速報では振られておりましたけれども……(伊吹国務大臣「ホット、ホット」と呼ぶ)ホットの熱いでしょうか。では議事録をお直しいただいた方がいいと思ひますが、手厚いの厚いになっておりましたけれども、いずれにせよ、その趣旨は、定数の問題というのはしつかり考えるべきだ、こういうお話だというふうに思ひます。

実際に、これは大臣の署名がありますけれども、文部科学白書、これの中の定数の部分についても、第七次の定数の計画というのが終わった後、第八次の計画というのは、いわばそこで中断されている状態なわけですね。これについて、文部科学白書を見る限り、これは八次をやるべきだということだけれども、行政改革のこともあつてとなつていますが、この中には減らすべきだという話は余りはつきりとは書いてない。法律で決められたことを、文部科学省としても方針を変更されるべきだとお考えであるとすれば、やはりこの行政改革推進法の条文は見直すべきときに来ているのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○伊吹国務大臣 今回でも、例えば地方分権一括法の中の一部を地方自治法の範囲の中で直すことについては、安倍内閣の中で調整をして、そして地教行法の改正案として国会にお願いしているわけですね。ですから、将来、法律というものは国会の御承認を得られれば直せるわけです。先生の御認識は全く間違っておりません。今のままの法律では人員はふやせませんよ、率直に言つて。

しかし、どういう表現がいいんでしょう、例えば、教師の子供と向き合う時間をたくさんとろうとすれば、人員をふやすというやり方が一つありますね。それから、今教職員がやっている仕事をアウトソーシングというか、外へ予算を伴つて出すというやり方もありますね。それからボランティアの方、特に団塊の世代の方々をボランティアとして、本当に申しわけないけれども、心ばかりの予算を差し上げて、中へ入れてきて補助していただくというやり方もあります。

ですから、いろいろなやり方があるんですが、私は、私の気持ちとしては、若干やはり従来の法律に手を入れたいと、今安倍内閣が最優先課題の一つという、総理のそれこそホットな思いというものを実現するのは難しいんじゃないかなという気が私自身はしております、率直に言つて。しかし、同時に、財政再建とかいろいろな要素を政権を預かっているという立場の者は見ながら

やつていくわけで、最終的に内閣が法案を国会へ出すわけですから、私は、最大限の努力をして人員をふやしたいというのが私の文部科学大臣としての責任だと思つております。

○松本(剛)委員 内閣におかれては、基本的には法律を遵守していただくことが職務であろうと思いますが、法案の提出権も持ちであります。しかし、我々議員も法案の提出権を持つておりまして、今提出をさせていただいている民主党の教育環境整備法においては、今の行政改革推進法の条項は削除をすべきだということで盛り込ませていただいております。

実際に、教育再生会議の議論の中でも、議事録、要旨でありますけれども、拝読をする限り、何人かの現場を預かつている方々からは、この定数の問題について、決まっておるのか知らないけれどもというような前提で議論が出ています。一言で言うと、今の形のように減らされるという決定についてはいかがなものかというふうに解釈できる意見が出ています。今法案についてもお話がございましたけれども、民主党の方から既に出させていたでいてるわけでありまして、ぜひそれについて内閣で真摯に御検討をいただきたいというふうに思います。

総理、よろしいですか、総理におかれても、本会議で、総理の内閣の伊吹大臣が、熱い決断をしてくださることを期待している、ここまで言われたわけですから、期待におこたえになる気はありませんか。

○安倍内閣総理大臣 私が決断をするときにはいつも熱い気持ちで決断をいたしているわけでありますが、しかし、やはりこの教育という大切な課題については、私も最重要課題だ、このように申し上げております。

とを、さらにやはりじっくり検討していく必要があるだろう、私はこのように思います。この検討の上において、真に必要な財源は必ず確保しなければならぬ、こう考えております。

○松本(剛)委員 総理、教員の定数の話をお聞きをさせていただいております。

これは総理が官房長官時代の法律でありましたから、行革推進法ですね、かわりがないとは言いませんが、安倍内閣として教育をやはり重点に置くという方針を改めて据えられたのであれば、見直していただくという決断も一つの決断だといふふうに私は思つております。この条文については、我々、当時の委員会の審議のときから問題にしてまいりました。

予算という話でありますけれども、子供の数が減ることは、残念ながらしばらくは現実であります。それに伴つて減るだけでも予算はおのずと減るわけですね。それよりさらに上回つて減らさなければいけないというふうな縛りをつける必要はないといふふうに思いますけれども、総理、もう一度、その点について、その縛りはやはり要らないといふことをここでおっしゃつていただいたらいいと思います。

○安倍内閣総理大臣 安倍内閣においてもこの行革についてはしっかりと進めていかなければならぬ、こう考えておりますし、それはもうすべての分野において行つていかなければなりません。しかし、その中で、教育においては、これは先ほど伊吹大臣が答弁をされましたが、やはり、子供たちをまさに教育していく先生方の人材をちゃんと確保していくということは大切であります。その中でいろいろな工夫ができないかということ、で、一例として、向き合う時間を維持するためには、事務的な仕事については少しほかの人にやつてもらえないか、あるいはボランティアの方々を利用することができないか、そういうことも考えながら、あるいは、さらに教員の質を向上させていくことによって教育力を増していくことがどれぐらいできるかということ、まずは、

我々、取り組んでいかなければならない課題である、このように考えるところでございます。

○松本(剛)委員 総理、すばつと言つてしまわれたらいいんですよ。小泉の内閣のときは、私は官房長官ですから女房役としてその方針に従つたけれども、安倍内閣になったら、私は教育重視だから変えるところは変えるんだ、この一言を言つてしまえばいいわけですよ。おっしゃる気ありませんか。

○安倍内閣総理大臣 もちろん、私も前の内閣の官房長官です、自民党と公明党の与党内閣が続いている以上継続性もありますが、しかし、総理がかわつていきますから、当然そこで大きな方針転換、あるいは、時代時代の状況に合った対応というのをやるのは当然であつて、私は、何も前のときの状況にこだわっているわけではありません。しかし一方、行政改革は進めていかなければいけないというの、私の内閣ではこれは変わりはないといふことでございます。

ですから、まずは先ほど申し上げましたようなことに取り組んでいった上で、さらにこれは検討していく課題であらう、こう考えております。

○松本(剛)委員 それでは伊吹大臣の熱い期待にまでは余りこたえ切れていないんじゃないかという気がいたします。我々、だからこそ、きちつと政権交代をした方が話がわかりやすいんじゃないかといふふうにも思います。

もう一つ、関連して、人材確保法についても、実はこの行革推進法に書いてあります。そして、我が党の日本国教育基本法を策定されました我が党の西岡参議院議員は、この人材確保法については深くかかわつてきたわけでありまして、人材確保法に基づく教員の給与の実態についても、過去の推移をずっと調べてまいりました。ある時期は確かに相当しつかりと優遇をされていたといふふうに言えると思いますが、現状では、本当にこれで優遇をされているのかと言つても過言ではないと思ひます。

先ほど超過勤務の話もありましたが、教員の場

合は、いわば調整手当という形で整理をされています。ある意味では、総理はもうお嫌いになつたか、まだ好きか知りませんが、ホワイトカラー・エグゼンプション・システムと同じような仕組みに逆になつていくわけでありませう。この人材確保法についても廃止をする、これは行革推進法の総人件費のところを廃止するというふうに書いてある以上は、これは廃止してさらに減らすんだというふうに普通は読まざるを得ないというふうに思います。現在の状況が優遇をされているかどうかかなり微妙な状況にきている中で、さらにこれを削るんだという意思が少なくとも行革推進法に示されていますが、これについてもきつちりめり張りをつけるべきではないんでしょうか。

教員のそれぞれの評価であるとか給与体系についてはいろいろな議論があることは承知をしていますが、それだけでも、法律の言うとおりにすると、総人件費、そして多くの信頼を得ている教師に対して、このままでいけば一律にさらに減らすということとをせざるを得ないということになつてくるという状況が、教育を重視する内閣のあるべき姿だとは私にはどうしても思えない。

民主党は、この条文を削除すべきだということで教育環境整備法に記載をさせていただいていますが、御賛同いただけますでしょうか。

○伊吹国務大臣　まず、先生、先ほどの行革の法律について言えば、考えは、私とこうしてお話しして、そんなに変わらないと思いますよ。しかし、あれを法律として出していることに御賛同いただけるかと言われると、財源だとか何かの話は一体どういう前提でお話しになつていらっしゃるのかなとか、詰めないといけないところがたくさんあるということですね。

今の人確法については、私も先生と同じ思いを持っております。それは、免許の更新、いわゆるだめ教師の方の排除、厳しくやればうまくいくという考えが私は少し強過ぎると思います。失敗をしないからマスコミは取り上げないけれども、

黙々と努力をして、いじめによる自殺を未然に防いでいるような教師はたくさんおられるんですよ。こういう方々の給与が実態的に優遇されているかどうかはかなりの検証が要ります。

であるからこそ、安倍総理は、昨年暮れの十九年度予算編成のときに、既定方針になつていた二・七六％のカットについて、これを十九年度予算ではやらないという決断をされたわけですよ。ですから、二十年度予算でこれをどうするかということは予算編成の問題であると同時に、法律がかぶつているところには法律の手当てをしなればならないし、そして同時に、何よりも大切なことは、実態的に優遇されているのかどうかというこの調査を今させております。

つまり、一般の地方公務員がどの程度の超勤をなさつて、どの程度の超勤手当を受けておられるのか、教員がどの程度の超過勤務の実態にあつて、それに見合うだけの上乗せがなされているのか、その調査を今ずつとしております。これを踏まえて、二十年度予算編成の中でぜひ議論をしなければならぬテーマであるということとは十分認識をいたしております。

○松本(剛)委員　超勤の話は、既に何度か調査をされて、三十時間を超えるような数字も幾つか出てきているというふうに思います。教師について、一定の期間ですけれども、そこはどういうふうに見るかというのはいろいろなあれですけれども、文科省の方からも、また一般の地方公務員については、超過勤務手当の支給実態からすれば、平均すれば十時間ぐらいという数字も一つ出てきている部分もあります。ですから、詳細な調査というのはいまだ必要かもしれないけれども、概略の大体の感觸というのはいまだ大臣もおつかみになつていらっしゃるというふうに思いますから、ぜひそのようにしていただきたい。

そして、あえて何度も法律のことを申し上げますのも、今の議論を聞いている限りでは、国民の皆さんからしたら、私と大臣と余り違いがないように見えるわけです。ただ、我々は、やはりあの

法律をきちつと変えろと申し上げている。大臣は、今まで、変えるということまでは明言をされていなくてあります。やはりきちつとわかるように、極端に言うところ、こちらで生きている法律と大臣の言われていることが、今の段階ではどこかぶつかるわけですよ。

ですから、教育の再生の特別委員会なわけですから、ここでやらざるでどこでやる、こういう話だというふうに思いますから、そして、政治家伊吹大臣がここで、よしわかった、この法律は出す、もしくは、民主党のこの部分については少なくとも賛同する、こう言つてしまえばいいわけですが、まあ、まだ自民党と民主党ということだわいとおありかもしれないから時間のかかることだと思ひますので。ただ、理由をお聞きしている以上は、反対をする理由はないということを確認したと思ひます。

○伊吹国務大臣　それは先生、先ほど来何度も申し上げているように、「日本改造計画」を書いて、党首になつたら全く違うことを言えるということとは違ふんですよ、法律と予算で動かしているということ。

ですから、国民負担を求めるのなら、それだけの国民の理解を得なければならぬ。あるいは、どこかの予算を減らすのなら、今その予算のサービスを受けている人の了解をとらねばならない。これが政権を担っていない政党の気楽さと政権を担っている政党のつらさなんです。(松本(剛)委員「委員長」と呼ぶ)

○保利委員長　ちよつと待つて下さい。

○伊吹国務大臣　ですから……(松本(剛)委員「その言葉はちよつと撤回していただかないか」と呼ぶ)いや、ちよつと待つて下さい、話しているから、話しているから。

ですから、我々は、必ず財源を見つけない限りは、すぐに御賛同するということは言えないんですよ。だから、取り消せとおっしゃるのなら、どこでどの部分を減らして、どういう財源をもつて今の法律を出しておられるのかをテレビの前で国民に話してあげて下さい。

○松本(剛)委員　我々は、今の予算を何割も減らすということに対してきちつと確保をせよと言っているわけであつて、今の財源で十分に賄えるわけでありませう。

ですから、まず第一に、一年前の方針を、行革推進法の方針を総理は時代に合せて変えるとおっしゃつたんですよ。それを、何年も前の我が党代表のことを言つて、気楽という表現だけは撤回をいただきたいということだけ申ししますが、いかがですか。

○伊吹国務大臣　自分の著書で書いていることと今その方がおっしゃつていことが全く違うということと、政権を担っている、法律、予算で動いている者の立場は違ふんですよ、それは先生。ですから、今、率直に言えば……(発言する者あり)いや、だから、率直に言えば……。

では、出しておられる法律の中で、どの部分でその財源をつくつて、どこを減らして、それで受益を得ている人にどういう説明をするか。いや、それをやらないのなら、どの部分で負担を求めて、どういう増税の法案を出すのかということとセットにならなかつたら、政策にならないんじゃないんですか。

○松本(剛)委員　教職員の定数を子供が減る以上に減らすことについて、我々はまずストップをするべきだというふうに申し上げているわけでありませう。

その予算については、既に今の予算よりもはるかに削るという話であつて、そのお金を、では逆に、政府として削つたお金をどこへ持つていくつもりなのか、お聞きをいたします。

○伊吹国務大臣　それでは伺いますが、このままの財政の状況でよろしいと御党は、特に政策の責任者は考えておられるんですか。つまり、今生きている者が、負担をしている税以上のサービスを受けて、その後の処理を次の世代に回していくということについて、世代間の不公平があるのかなのか。

財政再建もしなければならぬ、そして教育の充実もしなければならぬ、そういういろいろなもののバランスの上に政権運営というものは成り立っているということを私は再三申し上げているわけです。

○松本(剛)委員 先ほどまでの議論で、定数の行革推進法の条項について、大臣の本会議での答弁そして人確法についての答弁、今のこのやりとりで、これはやはり直すべきだという趣旨のことをおっしゃったわけですよ。だったら直そうじゃないですかというふうに申し上げているわけです。そこを急に財源の話を持ってこられる。

我々も、必要な財源はしっかり確保すべきですし、財政再建についてもきちっと行うべきでありますが、わけのわからない人材バンクで天下りを公認しているような暇があるなら教育にお金をかけるべきだという議論にこでなってしまうわけですよ、そういうおっしゃり方をすると。そういうやり方をおやりになる。

最後は、ですから、民主党の出したものに賛成できないというのであれば、もうそういうふうにはつきりおっしゃった方がいいというふうに思いますが、先ほどまで聞いておられる国民は、少なくとも、人確法の問題それから定数の問題、この行革推進法に書いてある二つについては明らかに、見直しが必要であるというニュアンスのことを、少なくとも本会議でもここでもおっしゃったわけですよ。ですから、そのことを確認させていただき、それに対するきちとした手当てを、法律が残っていれば、見直しが必要なものが残っていればやはりだめなんですよ、これを直すべきだということはいかがですかというふうに申し上げているんですよ。

○伊吹国務大臣 先生は御自分で少し気が短気と書かれていとおっしゃいましたが、お父さんは随分気の長い方でしたから、ごゆっくりお話しただいて結構だと思います。

私は、先生のおっしゃっていることに反対をしているわけじゃないんですよ。ただ、予算編成と

いうのはこれから概算要求をして十二月末にやるわけですから、今この段階で民主党の出しておられる法案に賛成していただいたらどうですかとおっしゃったから、それはにわかにはできないと。財源の問題の手当ても考えなければならぬし、それはこの年末までの間に、私たち政権を担っている者として十分検討をさせていただいて、お答えをこの国会へお出しするということじゃないんですか。今、それができていないのに、法律にすぐに賛同しろ賛同しろとおっしゃつても、それは無理というものだと思いますよ。

○松本(剛)委員 法案をお読みいただいているのかと思えます、残念ながら。書いてあることは、その条文の削除と、計画的に今後の振興計画を立てるということが書いてあるわけでありまして、それを、おっしゃったように、ここで答弁をするだけなのか、法律としてきちとした政治的意思に出すのか。しかも、片っ方、ここでは答弁でおっしゃるけれども、厳然として法律という形で今まだ行革推進が残っているわけですから、この問題をクリアされるのかしないのかということをお聞きしていたわけでありました。

今までせっかく教育に対する非常に真摯な大臣の態度が見えましたが、最後になってやはり財政優先の態度が出てこられたのかなと思つて、大変残念に思います。(発言する者あり)馳議員、大変恐縮ですが、教育者ですから、やはりはほどほどにしたいだけのようにお願いをしたいと思つています。もう一つ、教育委員会についても、時間が限られていますから、お聞きをしたいというふうに思っています。

私たちは、首長に責任を持たせるべきだということに申しました。(発言する者あり)ちよつと、お静かに。よろしく願ひいたします。

伊吹大臣の答弁でも、これは教員の処遇についてだと思ひますが、教育委員会が今でもやる気と決断を持てばできるという趣旨の答弁をされました。まさにそうだと思いますが、きちつと責任を持つということが、やる気と答弁をするという

のに一番ふさわしい。我々は、やはり直接住民から責任を問われる首長に責任を持つてもらうということが望ましいと思つているわけです。

もちろん政治的中立の問題というのはあります。しかし、このパネル、お手元に資料でもお届けてしていますけれども、直接住民に責任を負う。そして中立の問題は、我々は教育監査委員会というのを間にかませることで確保していきたいというふうな思つています。つまり、中立とそれからやる気、決断の問題、責任の問題というのは両立させなければいけない。当然、やり方はいろいろあると思ひます。今の政府の案の形は、基本的に今の教育委員会がある意味で独立している。あえてこの間にバツを入らせていただきたいと思います。もちろん、任命権とか、かわりがゼロとは言ひませんが、基本的には独立しているという前提で今の仕組みが組み立てられているというふうに私は理解をしております。

それで、今おっしゃったように、やる気と決断をするには、やはり責任を持てる態度が一番望ましいというふうな思ひますが、これについての御所見を、大臣ですか、承りましようか。

○伊吹国務大臣 今先生がおっしゃった、独立しているというのはどこに対して独立しているという意味なんでしょうか。

私は、民主党案はある意味では非常に、失礼ですが、矛盾をしているんじゃないかと思ひます。というのは、教育の最終責任は国にあるというところをおっしゃっているわけですね。御党の文教政策の大御所であり、我々もその方が自民党におられたときにいろいろ教えていただいた西岡武夫先生は、義務教育の教員は国家公務員にしろという主張をずっとしてこられた方です。ですから、私はそれは一つの筋の通つた考えだと思ひます。一方でその大前提があつて、しかし、今現在教育委員会が担当している仕事を今度は地方自治体の首長にゆだねるといふ構成になっているわけですよ。

ですから、国に最終的な責任があるんだけれども、

も、地方自治体の首長が、現在教育委員会が持つている教育の執行権を維持される。ですから、私どもは、教育の中立性ということに対しては、先生はきちつと手が打つてあるとおっしゃいましたけれども、これはなかなか私は難しい問題を惹起すると思ひますよ。

そして、監査委員会の構成も、どういう形の構成になるのかということからすると、これは地方の有力者だとか何かの意図もいろいろ入ってくるだろうし、首長がどういう形で監査委員会を選ぶのか。そうすると、必ず最終的には地方議会をかまされるということになると思ひますよね。地方議会の承認を経なければならぬとか、そういうことになってくると思ひます。

だから、今の制度であつても、地方自治の力が一〇〇%発揮されていけば、未履修でもいいけれどもあれば、自分たちが任命をした教育委員会、自分たちが承認をした教育委員会が法違反をしているというところに対して、議会が一〇〇%機能していれば、私はそれで十分機能できるはずだと考えているんですよ。

ですから、首長というのは、先生は手が打つてあるとおっしゃったけれども、直接選挙で選ばれた行政の執行者であるだけに、その首長を推薦した政党のイズムというものが教育の実施にかなり出てくるというデメリットは、私は否定できないと思つております。これは、見解の相違とおっしゃれば、それはそれで、考えが違ふと思ひますから、仕方がないことだと思ひます。

○松本(剛)委員 残念ながら、根本的な部分で、選挙で選ばれたということに対する民主主義の認識と、それから各地方の分権ということについての認識が違ふのではないかとこのように思ひざるを得ません。

これもごらんをいただいたらわかりただけるように、最後は国の部分はきちつとつながってくるわけですから。

先ほどイズムの話をされました。昔代表代行との議論も、いろいろな御感想がありだろつとい

うふうに思いますが、ある意味でイズムの問題に近い議論もあつたわけであります。

選挙でしつかり選ばれた地方自治体が、地方から今おっしゃったように一〇〇%機能していない、当てにならないと言つてしまえば、もう話は始まらないわけでありまして、何でも上から統制をするということそのものが、私から申し上げたら官の発想ではないかという気がいたします。

私も民間の会社に勤めているときに、こういう……(発言する者あり)お静かに願えますか、自民党の皆さん。本当にこれだけ大事な議論をしているときに、そんなに冗談半分で笑えるような方というのが真剣に思えませんか。

私も民間の企業にいたときに、ある取引先の会社が二つの大手のメーカーに部品を納めておりまして、片つ方の大手メーカーは事細かく指図をしてくる、片つ方の大手メーカーは仕様と納期しか言つてこない。やはり現場としては、仕様と納期しか言つてこないところに対して一生懸命いものをつくるわけですね。結果としては、その二つの大手メーカーのうち、一つはその後再建会社になりました、一つは世界トップの企業に今なつていくわけであります。

やはり、人にどう頑張ってもらふかというときに、きちつと分権の形でそれぞれ頑張ってもらふというのが民の発想であつて、上から押しつけていくというのが官の発想だというふうに思います。

今回は、今までなかった、いわば文部科学省からの命令なり要求権を復活されたわけですね。私は、焼け太りという言葉は、言葉のもととの意味からしたらそうしよつちゆう使うべき言葉ではないというふうに思いますけれども、いじめ、未履修をテーマに、そのことの権限を取り戻すというの、言うなればどちらにも責任があつたような話です、文部科学省がやっていた時代に、もとの仕組みがあつた時代にいじめがなかったのかといえ、そうではない。未履修の発端も、ゆとり教育の仕組みとかいふのは、発信源は言うなれ

ば文部科学省の方針であるわけですから、文部科学省にさえ取り戻せば全部がうまくいくんだというふうな発想は違つているというふうに思います。

ですから、教育委員会についても、もう一度、住民が直接目を向ける形というのをしつかりつくつていただき、我々は、最終的には学校理事会という形でしていただくべきだというふうに思つています。

もう時間がなくなりました。あわせて、菅代行も申し上げましたが、我々の、地域を大切にすること、これは、突き詰めていけば、パウチャーとか市場原理というものと、やはりこれも先ほどの法律の矛盾と一緒で、当たつてくるということもあえて申し上げさせていただいて、御所見があれば承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○伊吹国務大臣 地方を大切にすること、これは、私は皆さんと意見が全く一致したなと思つて聞いておりました。今も文教行政はそういう形で進んでおります。

それから、むしろ、先生がおっしゃつた細かに一々というのは、銀行管理をしているわけじゃありませんから、それは銀行が融資先を細かく見ていくというのと違つて、自由は全くあるんですよ。あるんだけれども、議会が最後の、地方自治の力が発揮できない場合に、放置できない場合のことを今回書いていくわけで、上から統制的にだとか、そんなことは全くありません。

だから、きょうはテレビですから、国民の皆さんがどちらの主張が正しいかをよく見て、理解をしていただければそれで結構だと私は思つております。

○松本剛委員 変える必要がないところだけ変えられていくのではないかとありますが、その感想を述べて終わります。

○保利委員 次は、藤村修君。

○藤村委員 民主党の藤村修でございます。私は民主党の教育力向上三法案のそれぞれの提出者でございますのでそれには質問ができません

ので、きょうは、政府提出の三法に対する質問を中心に教育の問題を考えさせていただきたいと思ひます。

まず、安倍総理も、なかなか、格差社会だということ、きょうまでは、もし格差があればというふうな前提でいつもお答えになつておりました、このところは割にきちつと格差というものを認識いただいて、いろいろな分野で格差社会ということを多分御発言もされていられるものと思ひます。

私は、きょうは、教育における格差ということ、をまず最初にテーマにしたいと思ひます。

今、景気がよくなつた、全体的には長期に景気が上昇していると言えらる中で、どうも国民的実感はやはり、そうなのかな。それは、何より所得が伸びていない、こういうことだと思ひます。

いわゆる家計の所得は、六年前の小泉政権発足当時を一〇〇としたときに、今も実は一〇〇弱ぐらいでありますから。実は、極端な例でいいますと、私も大阪でございますが、大阪のタクシীর運転手の皆さんの平均の所得が、小泉政権スタートのときに一〇〇、今現在五七、八になつております。半分に近く、非常に厳しい状態でございます。

この問題はちよつとこの委員会でする話ではないんですが、つまり、所得が今相当、職種によつても業種によつても本当に大きく差が開いてくる中で、家計の所得の差が子供の教育にもやはり当然影響してくる。きょうの朝、安倍総理は、裕福なうちの子たちがいい教育を受けるだけではない、ということ、逆に返せば、所得が低い家庭でも、特に義務教育、ちゃんと教育が受けられる社会を、これは国がやはり責任を持つ、こういうことであらうと思ひます。

安倍首相に、まず冒頭、教育の分野で格差があれば、それはどういう種類の格差があるんだらうということ、を、御認識をお伺いしたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 まず、冒頭申し上げてお

なければいけないことは、私、格差がないということ、を申し上げたことは一回もないわけでありまして、格差は常に世の中には存在する。そして、その格差が、不公平な結果生まれた格差であつてはならないし、そして我々の許容できない格差になつてはならないし、そういう方向で拡大してはならない。また、格差が固定化してはならないというのを申し上げたわけであつて、格差があればというのは、表現の中で使つたレトリックの一つであるというふうな御了解をいただきたい。

そこで、時代がどういふ時代にならうとも、教育において、両親の収入によつて子供たちが受けることができる教育に格差が生じてはならない、これはまさに私はそのとおりだらう、こう思ひます。

そして、教育の場において格差が発生するということはどういふことかといえ、親の収入の結果によつて子供が受けることができる教育の水準が決まつていくということであれば、これは格差になつてしまふ。そしてまた、住んでいる地域において、その地域の自治体の状況によつて提供できる教育の水準に差が出てくるとすると、これも格差であらう、こう考えるわけでございます。

こういう格差が生じないようにしていくことは我々の責任である、このように思ひます。

○藤村委員 今二つ挙げていただきました。一つは、親の所得や家計の状況で子供が受ける教育が差があつてはいけない、あるいは受けれなくて困るということ。それから、住んでいる地方自治体の財政状況、これで、地方と、あるいは大きなところとで大きな格差があつてもいけない。こういう二つを挙げていただいたので、その二つを順に一つずつ、ちよつと具体的に問題にしたいんです。

その前に、今の格差問題で、安倍首相が常に再チャレンジという言葉をおっしゃつておられる。つまり、二つと、そういう今の若者の中で、もう一回ちゃんとチャンスを与えるという、このことは私も大事だと思います。

ただ、実は教育という分野は最初のチャレンジであります。生まれて、幼児教育、小学校、中学校、まさにこれは最初のチャレンジ、今やもう高校まではほぼ全入に近い状況でございますので、高校までの普通教育において、今の二つの理由で差があつてはならない、最初のチャレンジに差があつてはならない、このように考えるわけでございます。

一つ、まず具体的に、保護者、親の所得や家計状況での格差の問題で、実は今は、両親がいてちゃんと収入があつてという、そこにも差があるわけですが、一方、いわば親を亡くした子たちがあります。これは、いろいろな理由で、事故であるいは病気で親を亡くし、遺児の家庭になつてくる。その遺児の家庭が、今、高校へも進学がままならない、非常に厳しい状況になつてくる。その原因は、一つはやはり、今の方針の中で、遺児年金のカットとか児童扶養手当のカットとか生活保護の母子加算カットなど、政策的な部分での影響もあります。

ですから、そういう部分で、特に親を亡くして、あるいは母親一人で、母子家庭で、しかし頑張つて、高校へも、できれば大学へも行きたいという人たちの希望をかなえる、これが今民間の事業で、あしなが育英会、あしながおじさんの募金運動がございます。このあしなが育英会というところで、全国的に今それなりに知られ、そしてそこで、たくさんの方々が高校の奨学金あるいは大学の奨学金を受けていらつしやいます。

このあしなが育英会に對しましては、実は安倍総理は非常に、陰徳といふのか、陰ながら応援をしていただいております。この育英会というのは、原資は募金です、国民的募金です。昨年の十月、募金運動が始まつたときに、この募金運動の学生たちのメンバーと安倍総理は面談いただいて、大変激励をいただいた。本場にありがたかつたと言つております。また、昨年十二月には、世界の遺児、これは日本だけじゃない、世界の遺児の絵の展覧会、これにも安倍首相は御出席をいた

だいた。そういう意味では、非常に御支援をいただいていることに、私は、そのメンバーとか、学生時代からその運動に取り組んだ一人として、ここで御礼を申し上げたいと思つています。

そこが今、一つ壁を持っています。というのは、中学三年生の人たちに、来年高校へ行くにはこういう奨学金制度がありますよという広報の問題、ところが、ここに、その壁というのは、個人情報保護法という問題が非常に大きく今影響しております。

これはちよつと順番を変えますが、個人情報保護法について、担当は高市大臣でございますので、まず、今、個人情報保護法が、内閣、国民生活審議会の個人情報保護部会ですか、ここで、来年が見直しの年になるということで、見直し論議がされていくということでございますが、個人情報保護法の少し過剰反応、我々も時々、特に選挙において名簿が出てこないとかいうのも非常に影響しているんですが、一般的にいいいますと、例えば町内会で町内会の名簿がつかれない、連絡網がつかれない、あるいは民生委員の方々からも、市町村から提供されていた高齢者情報が法施行後は提供しにくくなり、さらに、学校では、今学校の緊急連絡網がでないという声もたくさんあるし、ちよつと極端なところは卒業生名簿がつかれない、こういうこともあるのを私も耳にしております。

つまり、個人情報保護法というのは、本来は、こう書いてありますね、目的のところ。「目的」、一条ですが、「個人情報」の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」ですから、この目的に對して、やや過剰反応というんですか、あれもだめこれもだめみたいな動きが今非常に多くある中で、この状況を今どう審議されているのか、まずそのことだけ前提として伺いたいと思つています。

○高市国務大臣 藤村委員御指摘の点と同じ問題意識を私も持ちました。就任早々に、個人情報保護に對する国民の意識

は確かに法施行後高まってきましたし、それぞれ企業でもお取り組みは進んでいてと思うんですが、ただ、必要なきに、例えば人の命を守つたり身体財産を守らなさいいけないときに必要な情報とれない。火事のときに、高齢者の方ですとか障害者の方の情報が消防団にすら伝わっていない、また、伝えられないと思ひ込まれていくというケースも多くなりましたので、まず、内閣府内で、国民生活局に對しまして、過剰反応の問題にきつちり取り組みようという指示をいたしました。

それで、昨年でしたら十八年の二月なんですけれども、現在関係省庁で、個人情報保護に關係する省庁の連絡会議というものを持っております。その中で、いわゆる過剰反応への対応を含めて申し合わせを行ひまして、内閣府の中でも、皆さんに判断していただきたいように方針を示しまして、各省庁で今お取り組みをいただいているところでございます。

また、内閣府のホームページでも、一般の方が、わからない、迷つたというときに見ていただくように、QアンドA形式で、こういった場合は情報の提供は大丈夫ですよといったような形で掲載をさせていただいております。

これを、必要に応じて適宜見直しもしていく、各省庁の取り組みについて改善もしていく、こういった申し合わせになつております。

○藤村委員 具体的には、安倍首相に聞いていたのだいたいは、全国の中学校の三年生の方々に、今、民間のあしなが育英会、これは広く一般の方の募金が集められて、それを奨学金で出す高校奨学金、その予約制度を、全国の中学校に、こういう制度があります、ですからおうちの中学校で母子家庭で困っている人があればぜひ名簿を下さしていくことになるわけですね。やはりそこへ通知するわけです。

すると、これは、個人情報保護法ができる〇四年までが二千七、八百、三千ぐらいの名簿をちゃんと出していただいていたのが、二〇〇五年四月

に個人情報保護法施行となりますと、すぐに、〇五年は一千四百六、〇六年は四百三十六。この表をたしか資料としてお出ししています。がた減りになった。

これはつまり、親、おやじが亡くなつて母子家庭も大変多いわけですが、やはりまず日常の情報になかなかうまくアクセスできていない、そして、だからそういう制度があるのにまたそれを利用できない。本場に二重の損失になつておりまして、このことについて、個人情報、明らかにこの〇五年四月からがたつと落ちた、個人情報保護法、本場にこの一点に尽きるのではないかと思うので、この点についてちよつと所感を述べていただきたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 先生がずつとかかわつてこられたこのあしなが育英会が多くの遺児に勇気を与え、そして支援をしてこられた、そしてまた、それをずつと支援してきた藤村先生に大変敬意を表したい、このように思う次第でございます。

私の内閣の副長官の下村副長官も交通遺児でございまして、彼は、中学から高校に進学する際、この育英会の奨学金の存在を知らなかつたわけでありましたが、先生から言われて、そういう奨学金があるから君も高校に行けるよと言われて、この奨学金のおかげで高校に行き、そして奨学金のおかげで大学に進んだわけであつて、この奨学金制度、あしなが育英会があつたからこそ現在の下村官房副長官は存在する、こういうことではないか、こう思うわけでありまして。

そこで、この個人情報保護法との観点において、やはりまだまだ知らない交通遺児の方々、御本人が知らないということも、下村さんも知らなかつたそうでありますから、そういう例はたくさん恐らくあるだろう、このように思ひますので、そういう広報活動についても、我々もお手伝いできるならばお手伝いをしていきたい、こう思うわけでありまして。

また、個人情報保護法との観点においては、あらかじめ生徒本人から適切に同意を得ること等に

より、学校が、奨学団体を含め第三者に対して生徒の個人情報を提供することは可能であるということでございますから、学校等はむしろ積極的に、許可をとった上において、個人情報保護ということと過度に萎縮することなく、育英会とも連携をとりながら、多くの遺児たちを支援してもらいたい、このように思います。

○藤村委員 あらかじめ生徒の云々というときに、それがなくても、この法二十三条で、「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」ただ、次の場合を除くということ、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要であつて」という条項もございます。ですから、こういう民間の育英団体等、つまりは、本当に個人の利益になる、そしてそれを知らなかったことで大変な損失があるというふうな、そういう善意の団体等についてこの規定が適用できないものかどうか。

これは担当大臣ですかね。

○高市国務大臣 この個人情報保護法二十三条第一項三号でございますけれども、ここにあります「児童の健全な育成の推進」に関して想定しているものは、例えば、児童生徒の問題行動について児童相談所や学校などが連携して対応する際に、これらの機関が問題行動に係る児童生徒の情報を交換する、こういった場合ということになっているんです。

今御指摘の、民間の育英団体が中学校に対してというときに、児童の了解がとれたらこれで何の問題もないんですが、どうしても、例えば遺児であることを知られたくないというようなことで了解がとりにくい、こういう場合にどうするかというところでございます。実は、これは個人情報保護法制定時には、ちよつと、了解がとりにくいケースも含めてということでは、想定していなかったケースであるということとを正直に申し上げなければなりません。

これは、今後関係省庁と連携をいたしまして、実態を十分に踏まえた上で、こういった形で対応

できるか、委員の御指摘を踏まえて検討させていただきます。

○藤村委員 文科大臣にも、簡単なコメントで結構でございます。かつて、実は文部省時代には、文部省の添え書きといいますが、全国の中学校に、こういう制度があるからぜひ協力いただいたというふうなことを出していただいたこともございました。ただ、今、個人情報保護法の問題は検討していただくということですから、ぜひ御協力をいただきたいと陳情をしたいと思います。

○伊吹国務大臣 法律の所管大臣において適切に対応していただくのが筋だと思いますが、「児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難」という、この本人の同意を得るのが困難だというのが、同意を求めたけれども嫌だと言ったのか、もう物理的に多くても無理だという法解釈なのか、この辺は少し問題があると思います。

しかし、いずれにしろ、あしなが奨学金のような団体が悪用するとは思えないんですよ。しかし、善意でやったことが結果的にアリの一穴になつて個人情報情報に変なことに使われるということがあると困りますから、それを担当大臣は今後の検討課題に譲られたんだと思いますから、何か行政的に添え書きをすればそういうものを限定的に出していただけたらというふうなことであれば、私どもは幾らでも協力させていただきます。

○藤村委員 先ほど安倍総理は下村官房副長官の名前も挙げていただいて、私は、彼は学生時代からずっと関係がある、知っている人ですから、大変協力をいただいていること、また今後も協力をしたい、こういうことで、感謝申し上げます。

次に、もう一つは、住んでいる場所の財政状況という話、これは破綻した自治体において、夕張市のお話であります、義務教育の責任を引き続き担い続けたいというものが相当苦しくなるのではないかと想像するわけです。

そこで、憲法二十六条のひとつく教育を受ける権利を、まあ夕張市の場合と言ってもいいんです

が、その義務教育において損なっていないかどうか、こういうことを、これは文部科学大臣にお答えいただきたいでしょうか。

○伊吹国務大臣 後ほど総務大臣からお答えがあるのが適切だと思いますが、一般論として言えれば、先生御承知のように、教職員の給与は国と都道府県でこれを負担しておりますし、授業料は義務教育は無償でありますし、教科書も無償の供与をしているという状態でやっているわけですね。

ですから、基本的には、地方自治というものの権利を主張する場合は、必ず失敗をしたことに對する義務が伴いますので、であるからこそ、議会の機能というのは極めて大切なんですね。

夕張に任せておくだけではなかなかうまくいかないだろうという御判断が今ありましたけれども、総理からもいろいろ御指示があつて、総務大臣がわざわざ現地にいらんに行かれて、教育等の部分についてはやはり総務省として最大限の協力をしようというお気持ちを私も伺っております。

文科省としては、もう補助金はほとんど地方へ行っちゃつて、三位一体で、どんがらのような役所になりましたけれども、若干残っている、例えばスクールバスの補助とか、こういうものを使つて、もし学校が統合されるような場合には対応したいと思つておりますが、総務大臣は大変温かい配慮をしておられると思いますので、総務大臣から御答弁をお許しただければと思います。

○藤村委員 今文科大臣がお答えいただいて、教員は北海道で手当てする、義務教育国庫負担費三分の一がある。

ただ、夕張市の今年度、この四月からスタートした年度の予算で、その中に教育費という項目がありまして、ここが、前年度からいうとマイナス五三・八％、平成十八年度より半分以下になつて

いる。この教育費は、それは市が管理者として出す教育費で、例えば小学校就学援助費とか、中学校管理業務費とか、中学校校舎維持費等々と細かくあります。ただ、去年まで一〇〇だったのが、ことしからとにかく市の負担が五〇になりました

という、それは明らかに義務教育のサービスが下がっている、こう言えると思いますね。

ですから、義務教育においてはそういうことがないような手当てを、総務大臣及び文科大臣から御答弁をいただきたいと思います。

○菅国務大臣 夕張市の再建につきましては、総理から、お年寄りや子供には十分配慮するように、そういう指示を受けまして、私、昨年、夕張を訪問してまいりました。

今委員が御指摘のように、十九年度の予算でありますけれども、教育は三億七千四百万円、五三・八％減少しております。その中で、小学校費、中学校費は九千七百万、三二・三％減であります。

主な要因は、市単独の事務職員や給食職員の五人の減少、あるいは、今後学校統合を視野に入れておりますので、新たに工事請負費だとかあるいは修繕費、これは当然減少しておりますし、清掃委託料の節減等であります。特に、小学校は四百十四人で今七校あるのでありますけれども、最終的に一校か二校に統合する、あるいは、中学校は二百四十二人で四校ありますけれども、これは一校に統合する、そういうことであります。

こうした経費の減少というのは、効率的に事務を行っているほかの地方自治の団体、公共団体等参考にながら、学校の管理費を中心に歳出の削減を図つておりまして、児童生徒の教育そのものの内容水準の低下にはつながらないものであります。そうしたことも、北海道から私は報告を受けております。

したがって、義務教育をしつかりと受けることができるように、これからも配慮していきたいと思ひます。

〔委員長退席、小坂委員長代理着席〕

○伊吹国務大臣 今総務大臣からお答えをしましたが、六億九千万円という、三億七千万の減になつております。これはもう先生がおっしゃったとおり、予算だけ見ると五三・八％という大変な教育水準の低下なんです、このうち、小学校

費、中学校費というのは九千七百万なんですね。あと、社会教育と文化団体等への補助、これが二億二千七百万の減になっております。

ですから、将来の統合を前提としてクラスの統合その他をやっておりますので、状況を見ながら、私どもの手持ちのお金で何かお手伝いできることは積極的にやらせていただきたいと思います。

○藤村委員 ぜひとも、教育の再生の特別委員会です。夕張は本当に再生しないといけないわけで、総務大臣及び文科大臣が本当に協力連携を深められて、適切な対処、対応をしていただきたいと思います。

次に、政府提出の教育職員免許法一部改正、この点に絞ってきょうは質問をさせていただきます。

政府の免許法一部改正、これは、端的に、簡単に言ってしまうと、教員免許状に十年の有効期間を設けて、そして十年ごとに三十時間程度の免許更新講習を実施し、そして修了した者に免許状の有効期間を更新する。実は、免許法に関してはこれだけの法律の改正であります。これは一応、中教審答申を踏まえてということでございますが、昨年七月に出された中教審答申においては、実は、教員養成課程のことをやはり相当細かく答申されておりますが、ここには今回全く手がつかなかったということでございます。

これは何か検討はされたのか、いや、今後改正案をまた出されるのか。教員養成課程のこと、一番大事なことです。このことについて文科大臣の御見解をお示しください。

○伊吹国務大臣 教員養成については、もう藤村先生に申し上げるまでもなく、絶え間なくやっておりますわけですね。

そして、今御指摘があった昨年七月の中教審の答申では、まずカリキュラムを改善していく、教職実践演習の必修化、それから教員養成を行う大学に対する、教える内容についての是正勧告、あるいは認定の取り消しの制度化等をしつかりやる。

る。何よりも大切なことは、これは先生が御努力もいただいておりますが、二十年度より教職大学院をつくるわけですから、ここでこれらが相まって、ひとつ教員の養成に手厚く対応していきたいということを考えておりますので、特に目新しく今回どうするということではなくて、着実に不断の努力を重ねているという点の御理解をいただきたいと思っております。

○藤村委員 ですから、今回の法律は、十年ごとの更新講習、修了認定、認定されなければ失効する。あるいは、現場の教員でない人も、今後免許を取る方は、教員免許というのは十年で有効期限があるから失効する。私どもも実は、この考え方、そこだけが違う点です。私どもは、免許を与えて、別に、現場で教員でない人が一生自分は免許を持っているという、これは誇りと自覚というんでしょうか、そういうものは、十年たつたからそれで失効ですと言わなくてもいいんじゃないか。

必要なのは、現場の先生方にちゃんと十年ごとに更新講習が必要なんであって、今、現状でいいますと、いわゆる免許保有者は五百二、三十万人ぐらいです。現場で教員をしている人は百十万人程度ですから、残り四百万人超の人は別に何も、しかし、免許を持っていることがむしろ誇りと自覚といえますか、あるいは、親として子供を育てる、そういう立場でも自分は教員免許を持っているんだと言えますよね。

そういう意味では、わざわざ十年の有効期間を設けるというところが実は私どもの案と違う点でありますので、この点、どっちがいいのか御判断いただきたいと思います。

ただ、この更新制度導入の基本的な考え方が、中教審から示されている。教員として必要な資質能力は、本来の時代に進展に応じて更新が図られるべき性格を有しており、教員免許制度を恒常的に変化する教員として必要な資質能力を担保する制度として、再構築することが必要である。」

この答申を踏まえて今回出されたのを確認だけさせていただきます。

○伊吹国務大臣 今、先生、これは確かに免許を保持して十年現場にいる人を対象にしていますが、しかし、現職教員でなかった免状の所持者、いわゆる今のお言葉で言えばパーティーチャーについては、更新の講習を履行できないから有効期間が過ぎた時点で一たん免許が失効しても、新たに教職につくという場合に研修を受けられれば、そこで免許は復活するわけです。ですから、いつでも自分は教壇に立てるといって誇りを持ちたいだけというのは、私は間違いないと思います。

ただ、これはやはり予算の問題その他もありますので、まず、やはり教壇に立つて児童と向かい合っておられる方々の資質の向上というのか、十年ごとの新しい研修による能力維持をしていただきたい、そこは全く同じと考えてございます。

○藤村委員 今答弁されたので、例えば、今後の免許者が十年で失効します、それは、決して学校の教壇には立つていないけれども、塾の講師をしている、こういう場合、たくさんあると思うんですよ。その人は、わざわざ現場の教員になるんじゃないけれども、塾の講師の一つのステータスとして免許を持っているんですよ、でも十年たつたらなくなりましたというのではちよつと困るんじゃないかなという現実的な問題を一つだけ提起しておきます。

次に、私さつきちよつと読み上げました中教審答申、「教員として必要な資質能力は、本来の時代に進展に応じて更新が図られるべき」という、あと続きますが、この「教員として」というところを、例えば医療従事者の医師、医師について、医師として必要な資質能力は、本来の時代に進展に応じて更新が図られるべきもの、こう読んだときに、これは厚生労働大臣に伺うんですが、至極当然だと思えますが、いかがでしょう。

○柳澤国務大臣 お医者様、これは我々の健康、生命に直接関連する職業でございます、その能

力、資質というのは我々の生活にとって重大な影響がある、これは申すまでもないわけです。したがって、安心して医療、それからまた国民から信頼される医療ということを考えたときには、まさに、時代の進展という、日進月歩の医学的知見というものに常に通暁していなければならない。

そういう意味では、中教審の答申であるそうですけれども、教員以上に、常に自分の知見というもの、一番今日のものにしておかなければならない、そういう意味で自己研さんに努めていなければならない、そういう性質の職業であることは間違いないということでございます。

○藤村委員 今回の中教審答申は、確かに、教員免許更新制の導入ということでの基本的な考え方を示されたんですが、これは、私、非常に大きな範囲に今後及ぶ。今厚生労働大臣は、これを医師というふうに見かえても、それは非常に重要なことだと思つていました。

では、この医師の免許制度については、更新制度、時代の進展に応じて更新が図られるべきということ、検討をされているんでしょうか。今後どうなるんでしょうか。

○柳澤国務大臣 私は、ただいまは、医師たる職業というものの意味の条件を申し上げたわけでございます。

それでは、しばらくはそれが免許の更新制ということに結びついていくかといえば、それは必ずしもそうでないわけでございます。先ほどの答弁でも申し上げましたように、お医者様というのは、常に自己研さんに努めている、あるいは情報の受け手として、常に一番最新の医療技術あるいは医療の情報をしっかりと受けとめていなければならない、そういうことでございます。

したがって、例えば、今の医療の世界でどういうことが行われておりますかといえますと、まず、最寄りの医師会では生涯教育制度というように、資質の向上に向けた取り組みが行われておりますし、また専門医の制度としては、各学

会において更新の取り組みというものも行われているというところで、いわば、それぞれの関連する団体が自発的にこうしたものを積極的に進めて、国民の期待にこたえられるような医療水準の維持というものに努力をしているということでごいまして、それが直ちに医師免許制度の更新制の問題に結びついていくわけではない。

もちろん、この更新制ということについて御意見があることはよく承知いたしておりますが、そういうことを考えるに当たっては、非常に多くの問題について、これをこなさなければならぬということ、私といたしましては、先ほど来申しているような、今、自己研さんあるいは各先生方の属する団体による自主的な取り組みというもので、十分、今日的な、常に新しい知見の吸収に努めるという体制は維持できているものと考えております。

○藤村委員 私どもも、十年ごとの免許更新制度と言え十年講習修了認定という制度であります、このたび踏み切ったわけでありませう。

今、厚生労働大臣のお答えは、しかし医師については自己研さん、そしてそれぞれの団体による研修。それを言いかえすと、教員についても自己研さんあるいは地方教育委員会の研修とで、同じように言いかえられる。

となると、これはしかし、今回教員の免許制度更新に踏み切ったことは実は非常に大きな社会的な影響になるということを我々は少なくとも政治的に踏まえた上で、この制度を実施していくんだという覚悟がなければならぬと思います。

教員も、この前の政府答弁を聞きましてときに、いわゆる国家資格というふうにおっしゃいました。国家資格と言われている中には、医療従事者で、今の医師や歯科医師や看護師や薬剤師や云々、それから弁護士、これも国家資格、あるいは隣接法律職では海事代理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士云々、あるいは会計では公認会計士、工業系では技術士、技能士、危険物取扱者等々。

ですから、これは内閣全般にわたる免許制度更新というものの本当にきつかけという皮切りでありますから総理大臣に聞かないといけないんですが、この国会、この内閣で教員の免許制度更新を導入する、大変大きな一歩を踏み出すわけでありませうから、その他国家資格とされるさまざまな免許制度の更新制度について今後どのようにお考えになるのか、御意見を伺いたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 確かに、資格といってもさまざまな資格があるわけでありまして、ただいま委員が御指摘になったように、いろいろな資格、国家資格も存在をするわけでありませうが、各資格の性格に依りまして資格者の能力の維持向上のための措置がとられるべきものである、こう考えているわけでありませう。資格制度が適切に機能するためには資格者の質の確保が重要であることは言うまでもありませんが、今後、社会経済情勢の変化等も踏まえて、資格者としての能力が担保されるための取り組みを進めてまいりたい、こう考えているところであります。

まずはこの法、まずは、我々は、教育再生という中であつて教員の免許更新制、おおむね国民の皆様からは御理解、御支持されている、このように理解をしているわけでありませうが、子供たちの将来、未来に極めて大きな責任を有する先生方にまず免許制度を更新するということによって、さらに誇りと自信を持つて教壇に立つていただきたい、このように思います。

〔小坂委員長代理退席、委員長着席〕

○藤村委員 一つ、さつき飛ばした質問がありまして、でもこれが最後の質問になろうと思ひます。

それにしては、今、教育再生につながるというふうにおっしゃった教員の免許更新制度が、しかし、それだけでは再生と言えぬのかな。このたび出された法律案の提案理由説明で、免許制度のこの部分だけを読みますと、「学校教育の成否は教員の資質、能力に負うところが大きく、なるほ

ど、そのとおりだと思います。このため、教員が、社会構造の急激な変化等に対応して、最新の知識、技能を身につけ、自信と誇りを持つて教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得られるようにする必要があります。ただ、免許制度、十年更新だけで、教員が社会構造の急激な変化に云々してまさに自信と誇りを持つていこうと云々するのかな。

やはり、教員制度そのものを、これは安倍首相が時々おっしゃる戦後レジームからの脱却というわけですから、今までの教員制度のまさに養成の部分から見直す、考え直す、ここに手をつけないと、これが我々の法律でございませうので、そのところを我々の法律として今回提出し、政府と同様の十年講習修了認定という部分は確かに入れませうが、何より教員養成課程に手をつけないうか、入り口のところでさつき答弁者が言っておりましたが、これだないと教育の再生というほどのものではないんじゃないかと私は思うんですが、これは文部科学大臣、担当大臣からの答えになるかと思ひます。

○伊吹国務大臣 御提案は非常にいい御提案だと思ひます。野田筆頭理事から、私が文部科学委員会でどうもその方がいいなという顔をしていたという御質問をいただいたほど、なるほどいいなと一瞬そういう顔をされたのかもわからないんですが、率直に言うと、今のこの民主党さんの案だと、教員のローテーションというか、定年やめでいく人たちが、それからその経費、先ほど御党の政審会長とお話をしたように、そういうものを総合的に考えながらフリージブルに動いていくかどうかということをやはり我々は考えなければいけないんです。

御提案になつてゐることは、私は、それができれば一番結構なことだと思ひますが、現実との間のバランスをとりながらやっていくということになると、一瞬いいことだと思つた顔がやはり曇つたというのが私の率直な感想でございませう。○藤村委員 私、きょう午前中の答弁でちよつとお答えしたとおり、昭和四十九年当時に人材確保

法ができたわけですね。先ほども名前が出ておりました、当時、自民党の文教の中心のメンバーであつた我々の先輩が、実はその当時、人材確保法というのと並行して教員の修士を考えたそうです。三十年以上前です。

その後のこの時代の、三十年を経ているわけですから、これは確かに現実性の部分でいろいろ詰めないといけません、お金もそれなりにかかつてくるでしょうが、自民党の中で人材確保法と教員修士を考えられてから三十数年たつてゐる、それをむしろ我々が、今回は野党から提出しているわけですから、本当に真剣にとらえ、考えていただくことを望みまして、終わりにさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○保利委員長 次に、石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子でございます。

安倍内閣の教育改革の柱の一つである学力テスト問題で質問をいたします。

全国一斉の学力テストが、来週、四月二十四日実施されることになっております。小学校六年では算数と国語、中学三年では数学と国語、全国すべての学校ですべての児童生徒が受けることになつてゐるわけでございます。

そこで、まず総理に伺ひますが、この学力テストは何のために行われるんでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 義務教育につきましましては、全国どの地域においても一定水準の教育を受けることができるようにし、そして、その成果を把握、検証して、これに基づいて改善を行う仕組みが必要である、私はこう考えております。

全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力や学習状況を把握して、そして分析をし、教育指導の改善、向上を図ることを目的としてゐます。これによつて義務教育の質の保証が図られるものである、私はこのように考えてゐます。

○石井(郁)委員 そこで、この学力テストの結果は公表し、また、学校に順位をつけたり、ランク

す。そして、公表されているところもあるわけですよ。

東京の場合ですと、幾つか聞きますけれども、やはり点数を上げたいということのためにテスト対策が横行する。過去の問題集、過去問といいますが、ドリルなどのテスト漬けの毎日だ。子供たちはやはり追い立てられている、土曜日も夏休みもテスト対策で追われている。大阪のある市でも、テスト漬け、評価づけにさらされている。学力テストの結果が悪くてお父さんに叱責された小学生が、学校に行きたくないというふうに言ったことも聞いています。学校ごとの平均点を発表するわけですから、部活動で学校ごとの試合が行われますので、あなたのところは最低だと言われたり、それからまた、学校の中では、あなたがいるから成績が下がると言われたりして、やはり子供たち、深く心は傷ついているわけです。

総理、こういう問題、どうですか。子供たちからやはり学ぶ意欲を奪うようなテスト漬けになっている。この問題についての実態をどうお考えになりますか。

○安倍内閣総理大臣 この全国学力テスト以外にも、テストというのは恐らく学校でやっているんだと思うんですよ。そこで私もおやじに随分怒られたことがあります。先生は優等生だったから、そういう経験がないかもしれないが。

しかし、全国のテストについては、これは、それをそれぞれの氏名で序列を発表するわけでもないし、学校の序列を発表するわけでもないというのを申し上げておきたい、このように思います。

○石井(郁)委員 私どもは、学力テストは、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析すること自体は必要だというふうに思っております。ただ、問題は、その目的を達成するために全国一律のいわば悉皆調査、こういうことが必要なのかという問題なんです。数%の抽出調査で十分ではないのかというふうに思います。よく言われる学力世界一のフィンランド、これは5%の抽出調査で行わ

れているわけでございます。だから、これで十分ではないのか。全員参加となると、必ず学校や子供たちのランクづけにつながっていく、こういう問題はやはり見ておかなきゃいけません。

そこで、一つ、学力テストに参加しないことを表明している愛知県の犬山市という自治体がございます。注目されていますので、ちょっと紹介したいと思うんです。

なぜ学力テストに参加しないのかという本も出されておりますけれども、そこでは、勉強は競い合いではなくて学び合いによつてつくものであるということ。そうすることで、子供たちがやはり教え合うことで考える力をつける、人と人が助け合うことを学ぶ、こう言われています。それからまた、難しい教科はクラス十五人程度だ、丁寧に教えている、結果として成績も上がっているということでもあります。

どうでしょう。こうした犬山方式というのを支援することが政府のやるべきことではないのでしょうか。総理、伺います。

○安倍内閣総理大臣 この全国学力・学習状況調査については、今先生が御指摘になった犬山市教育委員会を除いたすべての教育委員会が参加すること、こうしているわけでありまして、犬山市は極めて例外的例ということに申し上げておかなければならない、こう思います。

同市の教育委員会においては、教育についてさまざまな取り組みを行っているようでありますが、その成果を全国的なかわりの中で把握、検証する必要があるのではないかと、こう考えております。

○石井(郁)委員 二十四日に予定されていますこの全国一斉学力テストは、昨年と今年度、両年度合せて予算は九十五億円にも上っています。今述べましたように、子供たちをやや非常に傷つける学校序列化につながりかねない、私はこういう一斉学力テストはやめるべきだと思います。ましてや、学力テストとリンクさせて児童生徒が集まる学校には予算を重点的に配分するということも

議論されているやに聞いておりますので、こういうことは断じて行うべきでないということもこの機会に強く申し上げておきたいというふうに思います。

それで、次の問題なんです、この一斉学力テストの実施に当たりまして、さらに重大な問題が生じております。

総理、このテストは、学力テストだけではなくて、児童質問紙、生徒質問紙、そして学校質問紙が配られ、記入することになっていることは御存じでしょうか。きょう資料をお配りいたしましたけれども、昨年の予備調査で配られ、実施されたものであります。

小学六年の児童質問紙にはこういうふうにあります。「みなさんの学校や家での勉強や生活の様子についてたずねるものです。」「回答用紙に、学校名、男女、組、出席番号、あなたの名前を書いてください。」ということになっているんですね。

それで、この項目でございいますけれども、例えば「学習塾では主にもどのような内容の勉強をしていますか。」「学校の勉強より進んだことをやっている、よくわからない内容もやっているというようなこと。おけいこ」とはどんなことに通っておりますかと、携帯電話で通話、メールはどのくらいしていますか等々がありますね。

それからさらに、家庭の状況を聞くこともありまして、「あなたは、家の人とか次のようなことをしますか。」「当てはまるものを右の中から一つ選んでください。」「朝食をいっしょに食べる。」「いっしょに外出をする。」「いっしょに話をする。」「いっしょに運動・スポーツをする」というところ

で印をつけることがあるんです。こういう質問項目が小学校で九十二項目です。中学校で百十一項目でございます。

総理、こういう質問も入っているということは御存じだったでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 二十四日に実施する全国学力・学習状況調査において、教科に関する調査に加えて、こうした児童生徒や学校に対する質問紙

調査をあわせて実施するということは承知をしております。これによつて児童生徒の学習意欲や学習方法、学習環境や学校における指導方法に関する取り組み等の現状を把握することとしているということではあります。

また、この質問紙調査の結果と学力との関係関係の分析を通じて、国や各地方自治体、各学校がそれまでの教育指導や教育施策を十分に検証して、その改善につなげていくことが重要である、こう考えております。

○石井(郁)委員 個人名を書かせるわけですから、個人情報収集ということになりますね。しかも、これは学力テストの調査の目的を超えているんじゃないやありませんか。生徒の個人情報あるいは家庭生活情報を引き出そうとしているわけでしょう。私は、このような情報をとるのであれば、本人及び保護者の同意が必要だというふうに思うんですね。では、保護者の同意は得ているんでしょうか、お聞きします。

○伊吹国務大臣 先生、先ほど来、る総理から御答弁申し上げておりますように、今先生がおっしゃった生活習慣その他の調査の結果と本人の学力のあり方というのは、これは日本の教育のために大変大切な要素なんです。それを把握した上で、これから教育委員会はこういう形の指導をしていくか、どういうふうな児童を教育していくかという大きな公益のために伺っていることであつて、決して何か個人の情報を把握するためにやっているわけではございません。

したがって、まず個人情報取得に当たっては、先ほど来、高市大臣も藤村先生の御質問に答弁をしておりますように、あらかじめ本人に利用目的を明示することは求めています。保護者の同意までは求めていない。それから同時に、今回の調査では、その利用目的について実施要領を公表しておりますから、どういう調査の内容なのかということももう十分御理解をいただいていると思います。利用目的を生徒本人にも十分理解してもらふように説明をしるということは、教育

委員会と学校に文部科学省としては連絡をいたしておられます。

○石井(部)委員 私は、今、個人情報との関係で伺っているわけです。これは本人の同意を得なければならぬと法律上なっています。通知をしている、広報しているということとは全然別の話です。同意を得ないということですよ。

そうすると、これは法律の十六条でも、あらかじめ本人の同意を得ないで、そういう利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとしているわけですから、私は大変問題だということをまず指摘させていただきます。ここは非常に問題です。これは民主主義の基本のルールにかかわる問題ですから、私は大変問題なことを言われているということを強く申し上げておきたいと思っています。

それで、この実施が、特に採点、集計などが、小学校はベネッセです、中学校はN.T.T.データが行うことになっております。ともに受験産業であります。こうした調査を民間の受験産業に丸投げするということに、今大変国民の間で不安が広がっているわけですね。

既にベネッセから、こういうことが行われているんです、各学校の校長、学力調査担当先生あてにこういうものが配られております。これもきょう資料で皆さんに配付させていただきました。こうなっております。ベネッセの総合学力調査小学校版というのですが、こう書かれております。「小学校六年・中学校三年生を対象とした全国学力調査が本年四月二十四日に予定されておりますが、ベネッセコーポレーションの総合学力調査を学校独自でもご実施頂くことで以下のことを実現できます。」と。四月五日から始まっているんですね。一人につき七百円で行うと。こうなると、これを受けた方が点数が上がるんじゃないかという感情は働きますよね。

私は、文科省が行うことを見越して学力テストに先行してこういう企業が売り込みを図っているということが果たして許されるのかという問題、

重大問題ではないのかと総理に伺います。もう時間がありませんので、総理に。

○伊吹(部)大臣 簡単にお答えします、あすの赤旗に私が本人の同意を得ないということを確認めたと書かれると困りますから。

御本人には説明をし、御本人が同意をするから受けておられるということだけは御理解ください。

○安倍内閣総理大臣 全国学力・学習状況調査は、調査問題の発送、採点等の一部作業について民間機関に委託して実施することといたしています。そして、その際、委託先に対しては、本調査を受託した事実や受託によって得た成果を不正に利用して営業行為を行うことがないよう厳しく対処することが必要である、このことを委託契約書において明記をして厳正に対応していると聞いております。

○石井(部)委員 実は、事態はそうではなくて、政府は厳正に対処しているとおっしゃいますけれども、このベネッセの方は販売活動というのは問題ないと言いつつ行っているんですよ。こういう事態がございます。

それから、伊吹大臣がおっしゃいましたけれども、実施するということが、本当に本人の同意を得てやっているのかというのとは別なことで、それから、本人の同意は、恐らく各学校、いろいろまだだされていない、あるいは教育委員会いろいろ困ったことがおありだろうというふうに思うんです。文科大臣のそういう答弁で終わらすわけにはいかないと私は思っております。

本日に、もう時間が参りましたけれども、学力テストをめぐる非常に重大な問題がございまして、引き続き教育三法の審議の中でも検討していかなきやいけないということを申し上げまして、質問を終わります。

○保利(部)委員長 次に、保坂展人君。

○保坂(展)委員 社民党の保坂展人です。安倍総理に伺いますが、総理は、教育再生、再

生という言葉意識して使われているんだと思います。中曽根内閣の時代あるいは小渕内閣の時代に教育改革と言われましたね。改革という言葉は前内閣で大分使われました。ただ、再生という言葉に私はちよつと違和感を感じるところがありまして、教育というものがかなり危機に瀕している、ぎりぎりのところに来ているか、それを超えたか、こういう状況認識なのか。私自身の認識は、いろいろな問題はあるけれども修復が十分可能である、こういう認識なんです。再生という言葉の総理なりの意味づけについて伺います。

○安倍内閣総理大臣 私は、教育改革という言い方もする場合もありますが、基本的には教育再生、こう申し上げております。

近年、子供たちの学ぶ意欲や学力が低下してきている、こういう指摘があるのは事実であります。そして、いじめの問題やあるいは未履修の問題がありました。今のこの教育の状況を何とかしなければならぬというの、多くの国民の一致した認識ではないだろうか、このように思うわけでありまして。

しかし、もともと日本というのは、教育においてはすぐれたシステムを持っています、成果を上げている、この自負もしていましたし、評価もされていたのも事実であります。現在でも、多くの途上国から、ぜひ日本の教育の仕組みを自分たちも学びたい、こういう声があるのも事実だろう、こう思います。また、江戸時代にも寺子屋の制度が機能していたのも事実だろう。それがその後の明治の発展にもつながっていった、こう言われているわけでありまして。

そういう意味におきましては、もともとそういう資質があり、そういうすぐれた仕組みを持っていたわけでありまして、今このようにいろいろな問題を抱えているけれども、必ずまた世界に冠たる日本の教育と言われるときが来る、そしてそういう日本にしていきたいという思いを込めて、教育再生、こう申し上げているわけでありまして。

○保坂(展)委員 今言われたいじめの問題あるい

は未履修の問題、これは前回、教育基本法の審議のときに問題になりました。約半年前になりますか、私は、総理に、あるいは文科大臣に、九九年以降、いじめの自殺のケースがゼロであるという文部科学省の報告、これはちよつとおかしいんじゃないかと。総理からも、これは、おかしいんた、おかしいのではないかとというふうに受けとめる、こう答弁をもらいました。

そして、文科省でその後、私もとりあえず取り急いで、報道などにある、九九年以降、いじめが理由と思われるケースについて提出をいたしました。それを中心に調べていただいたということなんですが、こちらの方のパネルを用意しました。文部科学省の追跡調査の結果が一月に発表されました。自殺した児童生徒へのいじめがあつたケースが十四件という、やはり相当あつたという印象をまず持ちましたけれども、その後を見ていくと、いじめが主たる理由としているものについて三件、いじめが主たる理由ではないが理由の一つとして考えられるものが六件、いじめが自殺の理由とは考えられないものが三件、いじめが自殺の理由と考えられるか否かが不明であるというのが残り二件、こういうデータが報告されました。

私は、率直に言つて、文科省に意見を言いました。というのは、これは相当前に亡くなつていくケースもあるんですね、この十四人の方々。もう一回再調査をしてみたら、いじめが理由だったというふうに認められた方が三人ですが、いじめはあつただけけれどもほかの理由だった、いじめが理由だったけれども主な理由じゃない、こういういわば再調査の報告というのは遺族にとつてどんな思いだろうかということをお聞きしました。

やはり、その後の新聞記事などを見ると、文科省の再調査、確かにあつたけれども、結局、市の教育委員会や県の教育委員会がかつて調べたことを踏襲しているんじゃないか、この程度なのかという声も遺族からありますね。これは、文科大臣、どういうふうに受けとめますか。

どういうふうに受けとめますか。

○伊吹国務大臣 先生からいろいろお話があつて、そして、今の法体系からいくと文部科学省において直接調べるわけにいきませんので、各教育委員会に調査をお願いした。

従来は、御承知のように、いじめによる自殺があるかということ聞いていたわけですが、複数の回答を可能とする調査票に変えたわけですね。そして、その結果、先ほど来保坂委員がおっしゃったように、幾つかの回答が出てきたという、そのことをありのままに御報告したということとして、ありていに言えば、気の毒に子供が自殺に追い込まれる状況というのは極めて複雑で、それは必ずしも一つの理由ということとは特定できないことはもうよく御承知のとおりですから、いろいろな選択肢をつけて伺ったわけです。だから、いじめかどうかかわらないというのはまさに回答どおりの公表をしているわけで、いじめによつて亡くなられたんだということを無理に発表するということわけにはいかないんじゃないでしょうか。

○保坂(展)委員 半年前に私の方は、いじめ自殺ゼロだけでも、友人との不和とか、あるいは世の中が嫌になる厭世、こういう数字が大変多かったんですね。ですから、これはもう一回調査するべきじゃないかということ申し上げました。

総理にお聞きしますけれども、今回、再調査の中で、実は、きもい、うざい、あつちへ行けと言われながら、学校生活のさまざまな場面であつたことがあつた、それから、意味もなく本人の名前が呼ばれたり、からかわれたり、話しかけても無視をされたり避けられるというようなことがあつたという、その子のケースですけれども、結局、学校問題で友人との不和ということとを今回の文科省の再調査ではまた挙げていますね。

私は総理に根本の姿勢について伺いたいです。各県とか市の教育委員会にも問題があつたと思いますよ、いじめ自殺ゼロというふうにしてきたのは、しかし、文科省にもやはり問題があつたんじゃないか。つまりは、いじめ自殺ゼロとい

う、本当にそれが事実であればいいですよ。しかし、事実ではない。ゼロとしておけば問題がないんだ、そういう事なかれ主義がやはり文科省にもあつたんじゃないか。その点についてはいかがですか。

○安倍内閣総理大臣 いわゆる、この調査については、教育委員会から上がつてきているものを文部省が取りまとめ発表しているということでございます。その結果を見れば、これは少しおかしい、こう思わなきゃいけないわけですが、しかし、それは意図的に文科省がゼロにしていたということではなくて、集計の結果であつた。しかし、これはおかしいのではないかとこの感覚を持つのは、これは必要ではないか、このように思います。

○保坂(展)委員 去年のタウンミーティングの議論で、松江市というところに住んでいる方が、どうもこのゼロという統計はおかしいと。そして、文科省までわざわざ上京して、ゼロじゃないんじゃないでしょうか、警察庁の統計ではこれだけ亡くなっていますよ、統計を警察庁とすり合わせてくださいとねと言つて、また、タウンミーティングも自分が出たい、そのことを文科大臣に直言したい、こういうふうなことを言ってきたという方にも私もお会いしました。

文科省として、今回、法案の中で、それこそ是正とか指導措置をする、こういうケースとして、いじめなどを放置して何ら策をとらない場合というのを伊吹大臣挙げられていますけれども、逆に、文科省自体がそういうことをしているときは、では、どういふふうにはこれは考えるんですか。

○伊吹国務大臣 文科省自体がそういうことをしているということは、現在の日本の教育の体系からはあり得ないんですよ。文科省が学校現場を指導したりあるいは教育委員会に直接指導するということはできないんです。

ですから、先生が先ほど来、隠しているというようなことは、これはやはり、学校の先生も、い

じめとすることがあると、自分が責任を問われる、校長も学校として問われる、教育委員会もそういうことを問われる、そういう調査結果が重なり合つて文科省へ出てきた。

総理が御答弁したように、それがおかしいじゃないかという感性が文科省になつたということとは、私は御答弁を聞いていたと思います。特に、松江の方も、私がもちろん大臣になる前のことなんです、お見えになつたときに、そこまでおっしゃつていらっしゃるならもう一度調べてみましょうかという気持ちが必要だつたんだらうということとは、前の臨時国会で教育基本法のときに私から申し上げたとおりです。

○保坂(展)委員 先ほど午前中も議論で取り上げられていたが、文科省と国立教育政策研究所の生徒指導センターの取組事例集が出ております。読んで大変なためになつたというか、日本の学校、頑張っているなというふうな印象を持ちました。

これは、例えば、先ほど午前中もありましたけれども、子供自身がいじめに向き合い解決する、それで、先輩から後輩にそれを継承していつて、相談に乗つていく、そういうことをずっと続けている事例もありましたし、図書室とか、こういうところを一つの拠点にしていろいろな話ができるような努力をしていくとか、あるいはオンブズパーソンとか、なかなか言えないから、カードを使つて、ここに書いてもらおうとか、非常に多種多様な取り組みがございます。

総理に伺いたいんですが、教育再生会議では、出席停止であるとかあるいはぶれない不寛容な指導、こういうことで厳しく事に当たつていく、いじめとすることについて、これをそういう形でしつかり抑えていく、こういうメッセージは大分出たと思いますが、この事例にあるような、子供自身の力で、子供たちが育ち合つていじめそのものに取り組んでいくなんというようなことを、もう少しメッセージを放つていただいていいんじゃないでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 いじめに対してはさまざまな取り組みが必要であらう。ですから、私が申し上げておりますのは、社会総がかりでこれは当たつていく。いじめがあれば早期発見をしていくことが大切であつて、そしていじめをなくしていくことが大切であらう。ですから、今保坂委員がおっしゃつたように、子供たちの取り組みも当然これは大切であり、そうした取り組みも我々広げていくということも大切ではないか、こう思っております。

国としても、二十四時間いじめ相談ダイヤルをつくりました。これは今までと違ひまして、一つの電話番号に統一をいたしまして広報して、そして深夜も休日も行つていくということとでございます。二月で五千七百二十二件、そして三月では一万二千六百八十八件、相談がございました。多くの子供たちに相談をしてもらつていくわけであり、本末であればこの数は少ない方がいいわけですが、しかし、今多くの子供たちが悩んでいる中であつては、この電話にぜひとも電話をしてもらつて相談をしてもらいたい、このように思います。

○保坂(展)委員 イギリスにあるチャイルドラインという民間で運営する二十四時間フリーダイヤルの相談の窓口がありますが、これも日本で広がっております。こういうものにもぜひ光を当てていただきたいと思います。

いじめというと、やはり原因、背景があるんだと思います。その中で、安倍総理も本に書かれていらつしやいます、本の中に書かれていることに、大分私と意見違ふなという感じが多かつたんですが、ただ、教育における格差の再生産はいけないという記述については、まさにそれとおりだというふうに思いました。

そこで、こういったデータがあるんですけれども、これはお茶の水女子大学の耳塚先生が八千人の小学生、中学生、高校生の調査をされたデータです。

上の方は、これは大都市の近郊中都市における

塾に通っているかどうかのデータなんですね。通っていない子は青色で、三十点から四十点のところはピークが来ている。そして、通っている子の方はピークが九十点以上に来ているんですね。事実として、この調査によれば、塾ということが子供の学力なり得点というものを相当左右しているということがわかります。

その下の方は、年収ベースで、小学校六年生の算数の学力の平均値をとったときにどのくらいなのかというデータでありまして、五百万未満の方が四十一・九点、その次、七百万までが四十二・九点、さらに七百万から一千万が五十四・四点、一千万以上だと六十五・九点ですね。こうやって、約四十点から六十五点という差が出てきている。

どの親から生まれて、そしてどんな環境で育つのか、子供は選べないわけですね。恐らく教育の場における例えば学力の問題でも、学力の統計を見ても、平均点のところがちやうど下がっていて、二こぶ形といいますが、低い方とやや高い方にピークが来ている、そんな統計も出ております。これがやはり最重要で取り組むべき課題なんじゃないでしょうか。総理の見解を伺います。

○安倍内閣総理大臣 両親の収入の多寡によって子供が受けることができる教育の水準が影響されてはならない、このように思います。そのために公教育を再生していくことが大切であって、公教育はだれでもが受けることができる教育であるわけですから、ですから、公教育の再生こそ教育の再生であらう、こう思います。

その中で、公教育においても塾に通っている子とそうでない子に差が出ていると、今資料を見させていただきましてけれども、しかし、全国でいろいろな取り組みを公教育の場においても先生方がやっていて、それによって子供たちの学力がみんなが平均的に上昇しているという例もあるわけでありまして、それをどんどん全国に広めていくということも大切だろう。

先ほどの午前中の質疑の中で申し上げましたけれども、再生会議の陰山先生が幾つかの学区において実施をして、いわば早寝早起き朝御飯も含めた取り組みによって、極めて短期間のうちに顕著な成果を上げていくわけでございます。それはもう、塾に通っている子もそうでない子もみんな同じように上がったわけでございます。点数が低かった子がよくなったわけですから、そういうした取り組みを全国で展開していきたい、このように思います。

○保坂(展)委員 この教育の格差においては、例えば得点の上の方の階層、エリート層、これをどんどん伸ばしていくことによって下の方も引張っていくという考えもあるかと思えますけれども、しかし、多分、塾については経済的な要因で行くことができない、難しいという場合が多いと思えます。とすれば、まさに公教育の場で底支えをしていく。一人一人丁寧な学習指導を、なかなか勉強が難しいな、わからなくなっているなという子供たちに対してやはり集中的にそこを押さえていく、その姿勢が非常に必要だと思えますね。その点について、総理、どうですか。

○安倍内閣総理大臣 ある意味では、実証に基づく科学的なアプローチも含めて丁寧な指導をしていくことが必要であって、先ほど申し上げましたように、早寝早起き朝御飯を励行するだけで確実に学力が向上していくという結果も出ています。それは家庭状況等ももちろんあるわけでありまして、しかし、近所の方々、地域の皆さんの協力を得てそういう環境をつくっていくということも不可能ではないわけでありまして、それとまた、いわば百升計算も含めていろいろな学習方法を取り入れながら成功している例があるわけでありまして、恐らく陰山先生だけではなくいろいろな取り組みでうまくいっている例があるでしょうから、そうした例を各学校で実行していくことが大切ではないかと思えます。

○保坂(展)委員 中には、家庭に事情があつて、むしろ自分一人で幼い兄弟の面倒を見ているというお子さんもいます。なかなか自助努力だけでは学習面で発展が難しいというときに、それこそ公教育がしっかりと底支えをする。そのためには、今の先生の数、それでいいのか、あるいは、一斉授業だけではなかなか理解できないという場合に、その努力をせざるべきだということを申し上げておきたいと思えます。

最後に、先ほど菅委員の方からもありましたけれども、沖繩戦の集団自決について、総理自身の御見解はなかつたんですけれども、沖繩戦の集団自決について、日米双方で二十万人亡くなっています。そして、沖繩県出身の軍人や軍属の方は二万八千人が亡くなっている。住民はといえば、九万四千人亡くなっている。こういう悲惨な実態があるんですね。

沖繩戦、そしてなかんずく集団自決について、総理はどう認識されていますか。

○安倍内閣総理大臣 沖繩におきましては、日本で唯一地上戦が戦われたわけであつて、多くの島民の方々が亡くなられた、本当に悲惨な出来事であつた、このように思うわけでありまして、

そして、教科書の検定につきましては、菅委員と議論したときに申し上げたとおりでありまして、この教科書の検定につきましては、専門家の方々が審議会において検討した結果においてこれは検定意見がつけられたということを承知しているわけでありまして、個々の検定について、総理である私とか文部科学大臣が、何か発言をしたり影響力を行使するということはあつてはならないのではないかと、このように思います。

○保坂(展)委員 あえて、検定ということとは、私、聞いておりませんので。

もう一点、沖繩でいろいろな方にお会いすると、どの方も、自分の親族の方あるいは兄弟が亡くなっているという方が多いわけですね。戦争中は、玉碎あるいは自決といつて、赤ん坊まで亡くなっているという事実もありますから。赤ん坊が自分で亡くなる、自決するということではできない。強いられる集団死とも言われています。手

りゆう弾を二発渡されて、一つは敵に投げろ、もう一つは自決せよと。

こういうことで、軍から渡されたというようなことを外形的に見た場合に、やはり軍と集団自決との関係はあつたんじゃないかと思いますが、そこはいかがですか。

○安倍内閣総理大臣 そうした個々の事実等々については、これはまさに専門家が静かな環境の中で議論をしていくことであらう、このように思いますし、また、検定については、先ほど申し上げましたように、我々が口出しすべき事柄ではないということは申し上げておきたいと思えます。

○保坂(展)委員 文部科学省が記者発表のときに配付した資料が、沖繩戦における主な著作というリストでございまして、最近の著作はないんですね。ですから、最近の状況でいえば、沖繩集団自決冤罪訴訟という、この訴訟が起きたということだけで、これはまだ事実調査の途中だと聞いています。これで学説が出てきたというのはいささかおかしいんじゃないか、冤罪という言葉も非常におかしいと思いますが、大臣、いかがですか。

○伊吹内閣総理大臣 裁判については、原告と被告があるわけですから、原告の冤罪という言葉は一方的に使って記者発表をしたという言葉を、私は不適当なことだと思います。私にももちろんそのことは報告しております。また、教科書の検定について、結果だけを私に報告するように申してあるのは、先ほど総理がおっしゃったような、政治の介入を排除するための姿勢を示したものです。

それ以前には、両説の著作がたくさんあります、率直に言つて。しかし、今回、初めて司法の場にそのことが出されて、そして司法判断を求めるといふ事態になっているわけですから、従来の両説の、多分、文部科学省の事務局が説明をした著作をすべてひもといていただくと、両説が記述されていることはよくわかりだと思えますが、であるからがゆえに、一方の説だけをとるということをやつてはいけないというのが検定意見だったと思えます。

ですから、軍の強制がなかったということでは
ありません。あるいは、軍の強制ばかりがあった
ということでもないということを検定意見は言っ
ておられるんだと思います。

○保坂委員 私も、沖繩に行つてよくお話を
聞いてきたいと思ひます。

○保利委員長 次に、糸川正晃君。

○糸川委員 国民新党・無所属の会の糸川正晃で
ございます。

私も、昨年の教育基本法の改正のときも委員と
して、この教育問題についてさまざまな議論をさ
せていただきました。約六十年ぶりに教育基本法
が、安倍総理の悲願であつたと思うんですが、改
正をすることができたのではないかなと思ひんで
す。ただ、その中で、いじめの問題、未履修の問
題、私が教育基本法の特別委員会でも質問させて
いただいたんですけれども、中学校の未履修問
題、これは大臣がしっかりと指導していただい
て、この間の予算委員会でもよく結論が出てき
たものであつたわけですが、非常にさまざま
な問題がこの教育という問題にあるというこ
とがわかつたのかなというふうに思ひます。

そこで、安倍内閣は、教育再生、これを重点政
策として掲げられておまして、昨年の十月、教
育再生会議を立ち上げられたというふうに思ひま
す。そこは総理が座長でいらつしやるといふう
なことですが、この教育再生会議は、本年一
月、第一次報告を公表されました。緊急対応
として、教育職員免許法の改正、それから地方教
育行政の組織及び運営に関する法律の改正、学校
教育法の改正、これを提言されておられます。

今回の法律案、これは基本的にその提言に沿つ
たものであるというふうに考えてよろしいのか、
安倍総理の認識をお伺ひしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 今委員が御指摘になつた教
育再生会議において、第一次報告において緊急対
応として、教育職員免許法の改正、そして地方教
育行政の組織及び運営に関する法律の改正、学校

教育法の改正が提言されたところでありまして、
私から教育再生関連三法案を今国会に提出するよ
う指示をいたしましたところでありまして、

これを受けまして、文部科学省では、中央教育
審議会において集中的な審議を行い、三月十日
に、答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要
とされる教育制度の改正について」が取りまとめ
られたわけでございます。これは御承知のとおり
だと思ひますが。

これらを踏まえまして、三月の十二日に、私か
ら、官房長官、文部科学大臣、総務大臣に対し、
三法案に関する具体的な指示を行ひまして、今回
の法案の提出に至つたものであります。

今回の三法案は、再生会議の提言に基本的に
沿つたものでございます。

○糸川委員 一方、同じ政府の組織である規制改
革会議からは、教育再生会議の提言、特に教育委
員会への権限、これについては異論を唱える声が
あつたということでございますが、政府内部の意
見対立が表面化したものであり、これは閣内不
一致ではないかなという意見もござひます。

内閣の最重要課題であり、安倍内閣の肝いりで
発足した教育再生会議の提言、これへの政府内か
らの異論、規制改革会議の一連の行動、こうい
うものは、内閣として統一した方針がとられてい
ないではないかなというようにことが疑われるわ
けでございますけれども、総理は、この一連の行
動についてどのようにお考えになられておられ
るか、また教育再生会議との調整についてどのよ
うに指導力を発揮されていらつしやつたのか、認識
をお伺ひしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 いろいろな審議会がござ
ひます。審議会というのは、いわば閣内の関係の意
見が違つてゐるということとは違ふと思ひます
が、規制改革推進会議は、これはまさに規制をな
くしていく、あるいは改革をしていくという観点
からいろいろなことを見てゐるということであり
ます。そして他方、教育再生は、まさに教育を再
生していく、すべての子供たちに高い水準の規範

意識やそして学力を保障しなければならぬ、こ
ういふ観点から議論を重ねていくわけでありま
して、さまざまな角度から教育についてはいろいろ
な議論がなされてゐるということでありまして、例
えば、大学、大学院の改革につきましましては、イ
ノベーション25からも総合科学技術会議からも議論
が出ています。それは、それぞれの角度からいろ
いろな意見が出てくる、こういうことでございま
す。

ですから、時には一つの審議会とは違ふ議論が
出る、まさにいろいろな異論があるということでは
ないか、このように思ひますが、それが、そ
こで最終的には私がこれは判断をして、それで決
まつて法律が出てゐるわけでありまして、全く問
題はない。しかし、結論に達するに際しまして
は、いろいろな角度からいろいろな意見が出て、
慎重に深い議論をしていくことが私はむしろ必要
ではないか。しかし、一たん方向を決めれば、私
は、総理として最終的な責任を持つて判断をいた
しますから、その時点においては、政府として、
またもちろん与党も一緒なんです、同じ方向を
向いていくということになると思ひます。

○糸川委員 教育再生会議、これは今後五月に第
二次報告をされる、十二月までに第三次報告をま
とめていくという予定を聞いておりますが、その
後につきましても、法改正を要する事項が提言さ
れれば今回のように立案作業というのをやること
が想定されるわけでございます。

今後、どのような分野のどのような政策につ
いて検討をしていかれるのか、これは、総理、座長
でいらつしやいますから、現段階で想定されてい
るものについて、その方向性を明らかにしていただ
きたいと思ひます。これは総理に
ぜひ。

○伊吹国務大臣 先生、まずちよつと間違ひのな
いようにしておかねばならないのは、再生会議が
何か提案をしたから法改正をするわけじゃないん
です。再生会議の提案以外のものでも法改正はい
たします、必要なものは。そして、それは、議院

内閣制ですから、当然与党との協議があつて、最
終的に行政の長としての総理の御判断と政権与党
の総裁である総理の御判断があつて、そして最終
的には国権の最高機関である立法府にそれをお尋
ねするわけですから、再生会議がすべてのこと
を、法改正のイニシアチブをとるわけじゃありま
せん。

○安倍内閣総理大臣 そこで、再生会議において
は、現在、第二次報告に向けて議論を行つており
ます。徳育の推進、学力の向上、そして大学、大
学院教育の改革、そして家庭、地域、企業など社
会総がかりの教育などについて、具体的な方策を
精力的に議論していただいてゐるところでありま
す。

具体的には、例えば徳育に関しては、体験、奉
仕活動の推進、また学力に関しては、ゆとり教育
見直しの具体策、そして大学、大学院に關して
は、国内外に開かれた入学者選抜、そしてまた社
会総がかりの教育に關しては、放課後子どもプラ
ンの展開など学校と地域の連携、そうしたことに
ついて、具体的な具体策についても鋭意検討をし
ていただいてゐるところでございます。今後、
会議での審議に基づきまして、第二次報告、第三
次報告が取りまとめられて、それらの提言につ
いて、制度改正が必要な場合などは中央教育審議会
等での検討を踏まえつつ、内閣を挙げて教育再生
に取り組んでいきたい、そしてもつて教育新時代
を開いていきたいと考えております。

○糸川委員 先ほど文部科学大臣、我々は教育再
生会議の意見だけではないというふうにおつしや
られました、今回のこの教育三法はこの会議の
提言に沿つたものであるということからお話をし
たわけでございます、基本的にはどこからで
も、我々も立法府でござひますので、ここからも
意見を発することもござひますし、内閣から出るこ
ともござひますので、そういう中で立法を
しっかりと議論しておるわけでございますので、
そこだけは一点申し添えておきます。
では、大臣にお尋ねいたします。

改正教育基本法、これにつきまして、各個人の有する能力、これを伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う、これは第五号第二項でございます。こういう義務教育の目的が規定されたことを踏まえまして、本改正案では、新たに義務教育の目標に関する規定が明確化されております。

このように義務教育の目標を規定することが子供たちの学力の向上にどのように影響していくのか明らかにしていただきたい。また、義務教育の目標の達成状況について、政府はどのような方策により明らかにしていこうとされているのか。

これは、大臣、あの当時、私が中学校の未履修をお聞きしたりいたしましたね。中学校、まさか必修科目の設置を行っていない学校はないだろうと思っております。私立の学校が行っていた、約一〇％の学校が行っていた、こういうことがございまして、今後どのように影響していくのかということも含めて明らかにしていただきたいと思っております。

○伊吹国務大臣 まず、糸川先生にもさきの国会では大変いろいろ御議論をいただいて、立法院の意思として教育基本法が改正になりました。そこに教育の目標というのが書いてあったわけです。ですから、それを義務教育の場で具体化していく作業が実は学習指導要領、そしてそれを支えていくのが教育行政、そしてそれを現場で生徒と向かい合って教えていただくのが先生、この三つのあり方を変えていこうというので、とりあえず急いでいる三つの法案をこの国会にお願いしたいという事です。

ですから、本来、立法形式としては、告示である学習指導要領を中教審に諮りながらつくるということも一つ可能なんです。しかし、学校教育法というものを基本法と学習指導要領の間にかますことによつて、これをもう一度立法院の御審査を受けて、広い国民的視野から教育目標を認知していただいて、中教審の議を経て学習指導要領を

つくっていききたい。

これは、新しい時代に合う教育のあり方というものがずつと変わっていきまますから、総理が何度お申しておりますように、規範意識を身につける、同時に基礎学力を向上させる、そういうことを細かく学習指導要領に、今回学校教育法の改正をお認めいただければその目標に従ってつくっていきまます。これを学校現場で教えていくということによつて教育内容を刷新し、新しい時代の新しい教育をつくり上げていくという手順になると思ひます。

また、先ほど来の未履修の問題等も含めて、それができているかどうかということですね。ですから、それは、地教行法の改正等もありますけれども、同時に学校評価というものも非常に大切になつてまいりますので、従来では努力義務であつたものが、今度は学校評価というのは義務づけ規定になつております。ですから、学校も、やはり法律で決められたことをきちつと実行していくということ監視される立場になり、評価される立場になりますから、両々相まって、よき先生のものでいい日本人をつくり上げていくということを安倍内閣は目指しているわけです。

○糸川委員 外部の評価の義務づけ、これについても今後あわせて検討していく必要があるなというふうに考えます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する問題についてお尋ねいたしますが、地方教育行政の中心である教育委員会、これが今まで果たしてきた役割と、今まで、大臣も教育基本法を改正する中でさまざまな問題点についてもうお気づきになられたんじゃないかなと思ひます。

今回のこの法改正に当たりまして、どのように評価をして検討されてきたのか。特に、今後、今回の改正によりまして、教育委員会の抱えているさまざまな課題を、どのような点を改善することができるとか、また、本改正の効果についてお答えいただきたいと思います。

○伊吹国務大臣 これは教育だけを考えるわけに

はいなくて、やはりいろいろな観点から行政とというのは考えていかなければなりませんので、先ほど来お話ししておりますように、やはり特定政党のイズム、あるいは特定の首長のイズムが出るというのはそれは感心したことじゃないと思ひますので、国が直接関与せずに、中立的な教育委員会をその間に置いていく。そして、教育委員会も、今度は都道府県教育委員会と市町村教育委員会とが関与しているという形で、特定の価値観が教育の現場へおりにいくまでに幾つもの関門を置いているわけですね、中立的に。しかし、そのことが逆に、効率的にできない、あるいは非常に存じています。そのバランスの上に行政というのはやっていかなければならない。

ですから、今回一番大切なことは、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会がしっかりとした使命感を持って責任を果たしていただくということをどう担保していくかということとを考えたわけです。ですから、一番の原点として、大切なことは、地方教育委員会を任命されている首長、それからその承認を与えられた議会、これが、地方自治の本来のあり方に照らして、常に教育委員会を監視、評価していただくというのが本来の地方自治のあり方なんです。

ですから、大部分のところは、私は、地方自治の力を十分理解し、また評価して、そこにゆだねたいと思ひますが、万一、未履修の問題とかいじめの問題のように、動きがとれなくなった場合に国が最終的なお願いをしなくてはならないという条項を今回設けたということですから、この条項に頼りながらやっていくことよりも、地方がやはり地方自治の力をしっかりと果たしていただくというところが大切な事です。

この法案をつくるときに、総理から総務大臣と私に御指示があつたのは、私学についてもしっかりやるように、そういう、指導主事を知事部局に置くように促してもらいたい、これは地方自治がありますから。それから同時に、教育委員会につ

いて、こういう是正や何かを行わざるを得なくなった場合には、地方議会にもその内容を必ず通知するようにという御指示をいただいておりますので、法律とは別に、この法律が成立すれば、地方自治の力をもう一度御確認いただくような通知を総務大臣がお出しただく、あるいは私からもお願いするということになると思ひます。

○糸川委員 なぜ今の質問をしたかといひますと、私が、中学校の未履修を質問させていただいて、そして総理に質問主意書を出させていただいたときに、返ってきたものは、小学校、中学校の設置者は国でなくて、これを回答するに値しないというような回答が返ってきたわけですね。

そういう中から、委員会の中で大臣が、では調査しようと言つて、調査をした。ところが、私にその調査の結果が出てきたのは、ことしの予算委員会まで出てきたわけでございます。その間というのは、大臣が各教育委員会にどういう履修状況なのかということを実問して、そこからまた情報が出たというので、また上がつてくるんですよ、非常に時間がかかるんですよという答弁をいただいたんではなかったかと思ひます。

そういう時間を余りにもかけ過ぎますと、これを法に反映させることがなかなか難しくなるのではないかなというところで、やはり時々刻々という変化というのはあるわけです。

大臣、ここに「教育委員会の法令違反や怠りによつて、緊急に生徒等の生命・身体を保護する必要がある場合、他の措置によつてはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は、教育委員会に対し指示できる」、こういう規定です。これは緊急に生徒の生命身体を保護する必要があるときというの、指示できることにするんじゃないかと、もう指示しなきゃいけないんですから、必ずスピーディーにやっていただかなきゃいけない。この法律がどれだけのものになるのかといひのは、これは今後また見きわめさせていただきましかれども、しっかりと取り組んでいただかなければならないというふうに思ひます。

最後に、地方自治の中で、自治体内の内部の協力体制、先ほどからお話しされましたけれども、教育委員会が首長部局との連携を行うということも、自治体内の協力体制のあり方について、政府としてどのような考えなのか、伊吹大臣の所見をお伺いしたいなというふうに思います。

地方教育行政の組織のあり方の中で、教育委員会、これは財政支出を伴う事項については首長部局と連携をとることになっておるわけでございます。今回の改正案の第一条の二によりますと、国との適切な役割分担、相互協力というものが規定されております。ですから、そういう観点から、自治体内部の協力体制のあり方について、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○伊吹国務大臣 これは総務大臣がお答えになる方が適當かも知れませんが、まず、先般来、先生から再三御指示があつたんだけど、なかなか中学校の義務教育が出てこなかったのは、教育委員会じゃないんですよ、むしろ私学の結果がなかなか出てこなかったわけです。私学は知事部局にお願ひした。だから、総理から先般そういう御指示があつたということなんです。

あと、都道府県の教育委員会と、それから市町村の教育委員会、政令市を別にすればありますね。ですから、私たちは、今回の指示だとかどうだとかということ、都道府県の教育委員会にもできますし、市町村の教育委員会にもできるわけです。しかし同時に、今度は都道府県の教育委員会が市町村の教育委員会にも指示をすることが可能になります。

そういうことを踏まえて、予算編成権は、やはり予算の集中、統一の原則というのがあつて、幾つも幾つもの予算を地方自治体がつくるわけにいきませんから、知事部局で統一をしている。それを審議するのは議会である。ですから、その分では、知事部局に対する要求官庁に教育委員会はなおりますけれども、教育の流れとしては、まず国会があつて、国会で決められたものが我々のところ

へおりてきて、そして我々がお願ひしている大きな枠組みを地方にお願ひする、その中で、地方はそれに従いながら予算配分をしてやっていただく、こういう流れではないかと思ひます。

○糸川委員 もう時間がなくなりましたので質問を終わりますけれども、大臣、これは総理も、また、教育の問題は最重要課題というふうに先ほどから大島先生もお話しやられておりますので、しっかりと議論をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○保利委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、来る二十六日木曜日午前九時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○保利委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、来る二十三日月曜日午前八時四十五分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

平成十九年五月一日印刷

平成十九年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D

教育再生に関する特別委員会議録

(第二号参照)
日本国教育基本法案

日本国教育基本法

心身ともに健やかな人間の育成は、教育の原点である家庭と、学校、地域、社会の、広義の教育の力によって達成されるものである。

また、日本国民ひいては人類の未来、我が国及び世界の将来は、教育の成果に依存する。

我々が直面する課題は、自由と責任についての正しい認識と、また、人と人、国と国、宗教と宗教、人類と自然との間に、共に生き、互いに生かされるという共生の精神を醸成することである。

我々が目指す教育は、人間の尊厳と平和を重んじ、生命の尊さを知り、真理と正義を愛し、美しいものを美しいと感じる心を育み、創造性に富んだ、人格の向上発展を目指す人間の育成である。

さらに、自立し、自律の精神を持ち、個人や社会に起こる不条理な出来事に対して、連帯して取り組む豊かな人間性と、公共の精神を大切にする人間の育成である。

同時に、日本を愛する心を涵養し、祖先を敬い、子孫に想いをいたし、伝統、文化、芸術を尊び、学術の振興に努め、他国や他文化を理解し、新たな文明の創造を希求することである。

我々は、教育の使命を以上のように認識し、国政の中心に教育を据え、日本国憲法の精神と新たな理念に基づく教育に日本の明日を託す決意をもって、ここに日本国教育基本法を制定する。

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の向上発展を目指し、日本国憲法の精神に基づく真の主権者として、人間の尊厳を重んじ、男女の平等を尊重し、民主的で文化的な国家、社会及び家庭の形成者たるに必要な資質を備え、世界の平和と人類の福祉に貢献する心身ともに健やかな人間の育成を期し

て行われなければならない。

(学ぶ権利の保障)

第二条 何人も、生涯にわたって、学問の自由と教育の目的の尊重の下に、健康で文化的な生活を営むための学びを十分に奨励され、支援され、及び保障され、その内容を選択し、及び決定する権利を有する。

(適切かつ最善な教育の機会及び環境の享受等)

第三条 何人も、その発達段階及びそれぞれの状況に応じた、適切かつ最善な教育の機会及び環境を享受する権利を有する。

2 何人も、人種、性別、言語、宗教、信条、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

3 国及び地方公共団体は、すべての幼児、児童及び生徒の発達段階及びそれぞれの状況に応じた、適切かつ最善な教育の機会及び環境の確保及び整備のための施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

4 国及び地方公共団体は、経済的理由によって修学困難な者に対して、十分な奨学の方法を講じなければならない。

(学校教育)

第四条 国及び地方公共団体は、すべての国民及び日本に居住する外国人に対し、意欲を持って学校教育を受けられるよう、適切かつ最善な学校教育の機会及び環境の確保及び整備に努めなければならない。

2 学校教育は、我が国の歴史と伝統文化を踏まえつつ、国際社会の変動、科学と技術の進展その他の社会経済情勢の変化に的確に対応するものでなければならない。

3 学校教育においては、学校の自主性及び自律性が十分に発揮されなければならない。

4 法律に定める学校は、その行う教育活動に関

し、幼児、児童、生徒及び学生の個人情報の保護に留意しつつ、必要な情報を本人及び保護者等の関係者に提供し、かつ、多角的な観点から点検及び評価に努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、前項の学校が行う情報の提供並びに点検及び評価の円滑な実施を支援しなければならない。

(教員)

第五条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであり、その教員は、全体の奉仕者であつて、自己の崇高な使命を自覚し、その職責の十全な遂行に努めなければならない。

2 前項の教員は、その身分が尊重され、その待遇が適正に保障されなければならない。

3 第一項の教員については、その養成と研修の充実が図られなければならない。

(幼児期の教育)

第六条 幼児期にあるすべての子どもは、その発達段階及びそれぞれの状況に応じて、適切かつ最善な教育を受ける権利を有する。

2 国及び地方公共団体は、幼児期の子どもに対する無償教育の漸進的な導入に努めなければならない。

(普通教育及び義務教育)

第七条 何人も、別に法律で定める期間の普通教育を受ける権利を有する。国民は、その保護する子どもに、当該普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育は、真の主権者として民主的で文化的な国家、社会及び家庭の形成者を育成することを目的とし、基礎的な学力の修得及び体力の向上、心身の調和的発達、道徳心の育成、文化的素養の醸成、国際協調の精神の養成並びに自主自立の精神の体得を旨として行われるものとする。

3 国は、普通教育の機会を保障し、その最終的な責任を有する。

4 国は、普通教育に関し、地方公共団体の行う自主的かつ主体的な施策に配慮し、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえつつ、その地域の特性に応じた施策を講ずるものとする。

5 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については授業料は徴収せず、その他義務教育に関する費用については、保護者の負担は、できる限り軽減されるものとする。

(高等教育)

第八条 高等教育は、我が国の学術研究の分野において、その水準の向上及びその多様化を図るとともに、社会の各分野における創造性に富む担い手を育成することを旨として行われるものとする。

2 高等教育を行う学校は、社会に開かれたものとなるよう、職業人としての資質の向上に資する社会人の受入れの拡大、地域、産業、文化、社会等の活性化に資する人材の養成を目指す関係者との連携等を積極的に図るものとする。

3 高等教育については、無償教育の漸進的な導入及び奨学制度の充実等により、能力に応じ、すべての者に対してこれを利用する機会が与えられるものとする。

(建学の自由及び私立の学校の振興)

第九条 建学の自由は、別に法律で定めるところにより、教育の目的の尊重の下に、保障されるものとする。国及び地方公共団体は、これを最大限尊重し、あわせて、多様な教育の機会の確保及び整備の観点から、私立の学校への助成及び私立の学校に在籍する者への支援に努めなければならない。

(家庭における教育)

第十条 家庭における教育は、教育の原点であり、子どもの基本的な生活習慣、倫理観、自制心、自尊心等の資質の形成に積極的な役割を果たすことを期待される。保護者は、子どもの最善の利益のため、その能力及び資力の範囲内で、その養育及び発達についての第一義的な責任を有する。

2 国及び地方公共団体は、保護者に対して、適切な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、健やかな家庭環境を享受できないすべての子どもに対して、適当な養護、保護及び援助を行わなければならない。

(地域における教育)

第十一条 地域における教育においては、地域住民の自発的取組が尊重され、多くの人々が、学校及び家庭との連携の下に、その担い手になることが期待され、そのことを奨励されるものとする。

(生涯学習及び社会教育)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が生涯を通じて、あらゆる機会に、あらゆる場所において、多様な学習機会を享受できるよう、社会教育の充実が努めなければならない。

2 国及び地方公共団体が行う社会教育の充実には、図書館、博物館、公民館等の施設と機能の整備その他適当な方法によって、図られるものとする。

(特別な状況に応じた教育)

第十三条 障がいを持つ子どもは、その尊厳が確保され、共に学ぶ機会の確保に配慮されつつ自立や社会参加が促進され、適切な生活を享受するため、特別の養護及び教育を受ける権利を有する。国及び地方公共団体は、障がい、発達状況、就学状況等、それぞれの子どもの状況に応じた、適切かつ最善な支援を講じなければならない。

(職業教育)

第十四条 何人も、学校教育と社会教育を通じて、勤労の尊さを学び、職業に対する素養と能力を修得するための職業教育を受ける権利を有する。国及び地方公共団体は、職業教育の振興に努めなければならない。

第十五条 国政及び地方自治に参画する良識ある真の主権者としての自覚と態度を養うことは、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(生命及び宗教に関する教育)

第十六条 生の意義と死の意味を考察し、生命あるすべてのものを尊ぶ態度を養うことは、教育上尊重されなければならない。

2 宗教的な伝統や文化に関する基本的知識の修得及び宗教の意義の理解は、教育上重視されなければならない。

3 宗教的感性の涵養及び宗教に関する寛容の態度を養うことは、教育上尊重されなければならない。

4 国、地方公共団体及びそれらが設置する学校は、特定の宗教の信仰を奨励し、又はこれに反対するための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

(情報文化社会に関する教育)

第十七条 すべての児童及び生徒は、インターネット等を利用した仮想情報空間におけるコミュニケーションの可能性、限界及び問題について、的確に理解し、適切な人間関係を構築する態度と素養を修得するよう奨励されるものとする。

2 すべての児童及び生徒は、文化的素養を醸成し、他者との対話、交流及び協働を促進する基礎となる国語力を身につけるための適切かつ最善な教育の機会を得られるよう奨励されるものとする。

3 すべての児童及び生徒は、その健やかな成長に有害な情報から保護されるよう配慮されるものとする。

(教育行政)

第十八条 教育行政は、民主的な運営を旨として行われなければならない。

2 地方公共団体が行う教育行政は、その施策に民意を反映させるものとし、その長が行わなければならない。

3 地方公共団体は、教育行政の向上に資するよう、教育行政に関する民主的な組織を整備するものとする。

4 地方公共団体が設置する学校は、保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家等が参画する学校理事会を設置し、主体的かつ自律的な運営を行うものとする。

(教育の振興に関する計画)

第十九条 政府は、国会の承認を得て、教育の振興に関する基本的な計画を定めるとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の計画には、我が国の国内総生産に対する教育に関する国の財政支出の比率を指標として、教育に関する国の予算の確保及び充実の目標が盛り込まれるものとする。

3 政府は、第一項の計画の実施状況に関し、毎年、国会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

4 地方公共団体は、その議会の承認を得て、その実情に応じ、地域の教育の振興に関する具体的な計画を定めるとともに、これを公表しなければならない。

5 前項の計画には、教育に関する当該地方公共団体の予算の確保及び充実の目標が盛り込まれるものとする。

6 地方公共団体の長は、第四項の計画の実施状況に関し、毎年、その議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(予算の確保)

第二十条 政府及び地方公共団体は、前条第一項又は第四項の計画の実施に必要な予算を安定的に確保しなければならない。

(法令の制定)

第二十一条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十八条第二項から第四項までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。

(教育基本法の廃止)

第二条 教育基本法(平成十八年法律第二十号)は、廃止する。

(社会教育法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「教育基本法(平成十八年法律第二十号)」を「日本国教育基本法(平成十九年法律第 号)」に改める。

一 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号) 第一条

二 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号) 第一条

三 理科教育振興法(昭和二十八年法律第百八十六号) 第一条

四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号) 第一条

五 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第百五十七号) 第一条

六 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号) 第三十七条 第一項

七 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号) 第十六条

(放送大学学園法の一部改正)

第四条 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「教育基本法」を「日本国教育基本法」に改め、同条中「教育基本法(平成十八年法律第二十号)第十五条第二項」を「日本国教育基本法(平成十九年法律第 号)第十六条第四項」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十四条 何人も、学校教育と社会教育を通じて、勤労の尊さを学び、職業に対する素養と能力を修得するための職業教育を受ける権利を有する。国及び地方公共団体は、職業教育の振興に努めなければならない。

第五條 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十條第十七項中「教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第十五條第二項」を「日本国教育基本法(平成十九年法律第 号)第十六條第四項」に改める。

理由

新たな文明の創造を希求し、未来を担う人間の育成について教育が果たすべき使命の重要性にかんがみ、新たに日本国教育基本法を制定し、教育の目的を明らかにするとともに、学ぶ権利の保障を施策の中心に据えつつ、適切かつ最善な教育の機会及び環境の確保及び整備、教育現場の自主性及び自律性の確保その他教育の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

教育再生に関する特別委員会議録第二号中正誤

ページ 段 行 誤

二 一 末 六 末尾

正 (その二)

平成十九年五月九日印刷

平成十九年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A